

第 1 日 9月19日 (水曜日) 本 会 議

第 2 日 9 月 2 0 日 (木曜日) 本 会 議

平成24年
第4回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月19日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○一般質問	20
3 番 内 藤 純 夫 議員	20
4 番 大 野 伸 恵 議員	25
5 番 若 林 想一郎 議員	37
10 番 小 泉 初 男 議員	46
1 番 富 田 能 成 議員	57
○陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	61
・ 陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣） へ意見書提出を求める陳情書	
○報告第3号の上程、説明、質疑	63
・ 報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率について	
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
・ 議案第29号 横瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
・ 議案第30号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 の一部を改正する条例	
○認定第1号～認定第6号の上程、説明	66
・ 認定第1号 平成23年度横瀬町一般会計決算の認定について	
・ 認定第2号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定 について	
・ 認定第3号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定につ いて	

・認定第4号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
・認定第5号 平成23年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について	
・認定第6号 平成23年度横瀬町水道事業決算の認定について	
○会議時間の延長	7 2
○延 会	7 5



9月20日(木)	○開 議	7 9
	○議事日程の報告	7 9
	○認定第1号～認定第6号の質疑、討論、採決	7 9
	・認定第1号 平成23年度横瀬町一般会計決算の認定について	
	・認定第2号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について	
	・認定第3号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について	
	・認定第4号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
	・認定第5号 平成23年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について	
	・認定第6号 平成23年度横瀬町水道事業決算の認定について	
	○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
	・議案第31号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)	
	○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
	・議案第32号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
	・議案第33号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
	○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
	・議案第34号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
	・議案第35号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第1	

号)

- 議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決……………105
 - ・議案第36号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第37号、議案第38号の上程、説明、質疑、採決……………106
 - ・議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - ・議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第39号、議案第40号の上程、説明、質疑、採決……………108
 - ・議案第39号 横瀬町教育委員会委員の任命について
 - ・議案第40号 横瀬町教育委員会委員の任命について
- 請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託……………109
 - ・請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に
提出を求める請願について
- 発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決……………110
 - ・発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する
仕組み」の構築を求める意見書について
- 閉会中の継続審査の申し出……………112
- 閉 会……………113

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第51号

平成24年第4回横瀬町議会定例会を、平成24年9月19日横瀬町役場に招集する。

平成24年9月11日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成24年第4回横瀬町議会定例会 第1日

平成24年9月19日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

3 番 内 藤 純 夫 議員

4 番 大 野 伸 恵 議員

5 番 若 林 想一郎 議員

10 番 小 泉 初 男 議員

1 番 富 田 能 成 議員

1、陳情第 1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書

1、報告第 3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についての上程、説明、質疑

1、議案第 29号 横瀬町税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 30号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第 1号 平成23年度横瀬町一般会計決算の認定について、認定第 2号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第 3号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について、認定第 4号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第 5号 平成23年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について、認定第 6号 平成23年度横瀬町水道事業決算の認定についての上程、説明

1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管理 計者
木崎泰明	参事兼 まち経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。

平成24年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今日は、12番、若林清平議員から遅刻する旨の通告がございました。

ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林スミ子議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林スミ子議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。

木の葉のそよぎに秋の気配を感じる季節になりました。本日ここに、9月議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私ともお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、岩手県からの木くず受け入れについてでございますが、皆様ご存じのとおり9月6日に県内3セメント工場において受け入れが開始されました。振り返りますと、本年1月に県から協力依頼がありました。その後、さまざまな事柄がありましたが、町議会による受け入れ決議の議決を初め多くの方々のご理解とご協力をいただき、この日を迎えました。心から御礼申し上げます。

これからも安全を確保しつつ、木くず処理が着実に進められ、東日本大震災による被災地域の一日も早い復旧・復興を支援していきたいと考えております。

また、ことしの夏も電力不足が懸念されました。これも原子力発電所事故に伴い、ほとんどの原子力発電所が運転を停止した影響によるものであります。幸い日本国じゅうで節電に取り組んだことから、大きな混乱はありませんでした。

このような中、横瀬町といたしましても、再生可能エネルギー対策として、横瀬小及び中学校に太陽光発電システムを設置したほか、一般家庭が行う太陽光発電システムの設置を支援してまいりました。省エネルギーにつきましては、役場庁舎照明や防犯灯のLED化を進めてまいりましたが、このほど横瀬町全体で創エネ・省エネに配慮したまちづくりを図ることを目的とした「よこぜエコタウン化事業」が、県の

事業の採択を受けました。

事業の内容は、「町民会館の照明器具のLED化」「EV車充電施設附属施設の整備」など公共施設を先導的に整備するものでございます。この事業につきましては、本定例会に予算を提案させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、主要施策事業等の進捗状況についてご報告いたします。

まず、地域公共交通実証運行事業、いわゆるコミュニティバスについて申し上げます。現在10月の運行開始に向けて準備を進めております。平成25年3月までの6カ月間運行実証して、町内に居住する高齢者の利用動向と効果を把握し、これからの当町の公共交通のあり方について検討していきたいと考えております。

続きまして、地域防災計画策定事業であります。策定委託業者と業務委託契約を締結し、第1回目の横瀬町防災会議を8月21日に開催いたしました。今後、防災会議を開催し、協議を重ねて、平成25年3月に策定を完了する予定であります。

次に、町道の整備状況であります。現在、国の「社会資本整備総合交付金事業」を導入して、町道5号線、町道9号線及び町道3167号線の改築工事を進めております。今年度予定しております測量設計、用地・物件補償、工事等おおむね順調に進捗しております。また、橋梁長寿命化修繕計画策定事業につきましては、今月末に完了する見込みでございます。

以上、主要施策事業等の進捗状況についてご報告をさせていただきましたが、今年度計画いたしております各事業は、皆様方のご支援、ご協力を賜り、予定どおり進捗しております。さらに、全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案いたしました付議事件について申し上げます。横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告、横瀬町税条例等の条例の一部改正2件、平成23年度一般会計及び各特別会計決算の認定6件、平成24年度横瀬町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算6件、人事案件4件についてご審議を願うこととしております。

何とぞ慎重にご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。本定例会開会に当たりましてのあいさつといたします。

○若林スミ子議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○若林スミ子議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

5番 若林 想一郎 議員

4番 大野 伸 恵 議員

3番 内藤 純 夫 議員

以上3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○若林スミ子議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、3番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員長の内藤でございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

9月11日午後2時より、301会議室におきまして議会運営委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員、事務局長、書記でございます。事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、日程及び会期について審議いたしました。

議案件数及び一般質問者の人数等を検討の結果、会期は9月19日、20日の2日間と決定いたしました。

なお、一般質問につきましては、質問者、答弁者とも、わかりやすく、短い質問、答弁を心がけていただきますようお願いいたします。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑に議会の運営がなされますようお願いいたします。

これで議会運営委員会の報告を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

○若林スミ子議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日19日から20日までの2日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○若林スミ子議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、6月定例会において可決された障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出しておきましたので、ご了承いただきたいと思ひます。

次に、6月定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思ひます。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願ひます。

次に、平成24年6月から9月実施分の例月出納検査の結果報告が監査委員から提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

内容につきましては、平成24年6月22日、7月23日、8月20日及び9月14日に地方自治法235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査対象は、6月22日実施分につきましては平成23年度、平成24年度の一般会計歳入歳出現金出納状況及び平成23年度、平成24年度、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道の各特別会計にかかわる歳入歳出現金出納状況並びに平成24年度水道事業会計歳入歳出現金出納状況でございます。7月23日以降に実施したのものにつきましては、平成24年度が対象でございます。

検査の概要は省略させていただきます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合し、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項については、いつものことでございますが、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。

その他、特に指摘事項はございませんでした。なお、平成24年8月30日現在の水道事業会計を除く一般会計等にかかわる現金預金残高は5億3,571万3,842円でありまして、水道事業会計につきましては2億5,512万7,054円であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○若林スミ子議長 例月出納検査の説明を終わります。

次に、各委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員長、2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名がございましたので、総務文教厚生常任委員会の審査の概要についてご報告いたします。

開催日は、去る9月4日火曜日で、午後2時より開催しました。出席者は、委員6名全員出席と執行部

11名、事務局2名でございます。

審査事件は、1、委員会付託案件、陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書について、2、所管事務調査、横瀬小学校木造校舎耐震補強工事及びスポーツ交流館太陽光発電設備の現地視察、3、教育委員会報告、4、その他でございます。

最初に、町長からあいさつをいただいた後、会議録署名委員を指名し、直ちに会議に入りました。

議題の1は、委員会付託案件、陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書についてです。審議いたしました内容につきましては、後ほど議題として上程されており、改めて報告いたします。

議題の2は、所管事務調査、横瀬小学校木造校舎耐震補強工事及びスポーツ交流館太陽光発電設備設置工事の現地視察でございます。現地視察は、会議終了後実施し、耐震工事、附帯する改善工事、エアコンの設置及び太陽光発電設備について説明を受けました。

議題の3は、教育委員会報告です。教育長より資料に基づき校長会、教頭会の主な指導伝達事項、横瀬小中学校児童生徒の現況、教育委員会の主な取り組み、その他として放射性物質の測定、ヨコゼ音楽祭について説明、報告を受け、質疑応答を行いました。本委員会としては、これらの教育委員会報告について説明を受けたということで、まとめとしました。

次に、議題の4、その他ですが、執行部から9月議会提出議案の概要について報告、説明を受けました。本委員会としては、執行部からの説明、報告に対し、これら報告、説明を聞きおくこととし、まとめとしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○若林スミ子議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長からご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成24年9月4日火曜日午前10時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、議長、執行部5名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、橋梁長寿命化修繕計画について、2、その他でございます。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を若林清平委員、関根修委員の両名をお願いをいたしました。

審査事件・まとめ。1、所管事務調査、橋梁長寿命化修繕計画について、建設課長より資料に基づき報告、説明を受けました。

①、管理橋梁の現状。町で管理している橋梁は、橋長100メートル以上の横瀬大橋、橋長50メートル以上の下横瀬橋、新田橋を含めて107橋、延長1,184.5メートルとなっています。

②、橋梁長寿命化修繕計画の背景と目的。高度経済成長期を中心に急激に整備されています。これら社

会資本の老朽化が進み、適切な維持管理が行われなければ危険な状態や修繕費用の一時的な集中が発生することになるため、維持管理を効率的、効果的に行っていくことが求められていきます。橋梁長寿命化修繕計画は橋梁の維持管理手法を、これまでのような損傷や劣化が生じた後に状態に応じた対策を行う事後保全的な維持管理手法から、定期的に点検を行い、損傷や劣化が重大になる前に適切な対策を行う予防保全的な維持管理手法への一部転換を図り、橋梁の長寿命化・修繕・架け替えに係る費用の縮減と平準化とともに、道路橋としての安全性・利便性を確保することを目的としています。

③、維持管理手法の基本的な考え方。橋梁修繕の管理手法としては、「予防保全型」と「事後保全型」があります。面積や体積が大きい橋梁は重大な損傷が生じた際、範囲が広く、費用の増大が懸念されるため、「予防保全型」手法により損傷や劣化が重大になる前に適切に対処することで、修繕費用の大幅な削減を見込むことができます。また、小規模橋梁の修繕費用は、「事後保全型」で管理しても修繕費用の削減効果は少ないと推測されます。当町においては、道路橋78橋を長寿命化修繕計画対象とし、「予防保全型」の管理手法を適用して維持管理する橋梁を、①、橋長15メートル以上の橋梁、②、橋長15メートル未満でも町として重要なもの（大型車の利用が多い等）の26橋とします。それ以外の橋梁52橋については、「事後保全型」の管理手法を適用し、維持管理していくとの説明でございました。以上、詳細に説明をいただきました。

質疑応答後、議題について執行部より報告、説明を受けたということで、まとめました。

2、その他について。執行部から9月定例会提出案件、所管事項に係る状況報告、説明がありました。本委員会としては、執行部からの報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととまとめました。

以上で報告を終わります。

○若林スミ子議長 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 皆さん、おはようございます。議長からご指名がございましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告を申し上げます。

秩父広域市町村圏組合議会においては、前回以降全員協議会が2回、定例議会が1回、臨時議会が1回開催されておりますので、順次その概要について要点をご報告いたします。

最初は、第1回目の全員協議会についてですけれども、開催日が7月4日、場所、秩父クリーンセンター、出席者、議員、正副管理者、理事、消防本部、事務局です。

議事に入る前に、皆野町議会議員の任期満了並びに秩父市議会議員の辞職に伴う組合議会議員に変更が生じておりましたので、議員全員の紹介、そして執行部人事異動に伴う事務局職員並びに消防職員の紹介がございました。

次に、議事内容ですが、事務局より4項目の報告がございました。1項目めは、新火葬場建設事業の進捗状況についてで、下宮地町会との協議の結果、基本同意事項について両方で案が煮詰まったので、本日、7月4日ですけれども、の議会で報告し、承諾が得られたならば地元協議会に回答したいとのことで説明がございました。報告に対する質疑の結果、広域議会としては、提出された案で先方に提示することを承

認しました。

第2項目めは、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事についてです。この工事についての今後の予定ですけれども、本年度改良工事契約を行い、平成26年度までの3カ年継続事業で実施する予定とのこと。それで、主な工事の内容ですけれども、発電設備を主体とする機器の新設設置、機器の摩耗、腐食やメーカーの供給打ち切りによる機器の全更新等とのことでした。

3項目めは、秩父消防署分署庁舎建設工事の進捗状況についてです。北分署、これは皆野、長瀨関係ですが、去る7月24日、竣工式典が行われまして、8月1日から業務開始を既に行っています。次に、南分署ですけれども、これは影森、荒川、大滝方面を管轄する分署ですが、場所が荒川総合支所、入札が本年10月、完成は平成25年度、来年度の予定とのことでした。

4項目めは、家電リサイクルについてです。家電リサイクル法の対象機器取引場所が秩父圏域では皆野町にあったのですけれども、6月30日に、そこが取引中止になったので、秩父環境衛生センターの受け入れを開始する旨の回覧を各市、町へお願いしたとのことでした。

次の3つは、これは議会サイドの協議事項です。1つ目が、議会運営についてですけれども、仮議席の決定、それから常任委員会の所属、それから議会人事、副議長、正副委員長、監査委員等です。

それから、次が行政視察についてですけれども、10月25日、26日に火葬場を1カ所入れて、あとは正副議長と書記で協議することといたしました。

それから、第7項目めは、議場へのタブレットPCの持ち込みについてです。これは秩父市で去る6月の議会から試行しているということなのですけれども、広域議会としても、先日の11日の定例議会から管理者も議員も持ち込みを認めることといたしました。また、アドレスを持っていて、さらに希望する人には今後議案書もメールで送るようになりました。

次に、定例会についてご報告いたします。開催日は7月11日、場所は秩父クリーンセンター、出席者は議員、正副管理者、理事、監査委員、事務局、消防本部です。議事内容は、1が議席の決定、これは秩父市、皆野町の議員に変更が生じていたからです。2番目が会議録署名議員の指名、会期の決定は1日のみ。副議長の選挙、4番目ですが、これは秩父市の落合芳樹議員が就任いたしました。

それから、5番目が諸報告ですけれども、組合議会議員の辞職及び常任委員会委員の指名並びに常任委員会正副委員長の互選についてです。それから、2つ目が例月出納検査の結果についてです。

6番目として、管理者提出議案の報告・審議でございますが、議案第5号 専決処分についてです。案件は、秩父広域市町村圏組合員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例で、内容は組合職員の育児休業、病気休暇、特別休暇、介護休暇に関することです。

議案第6号、これも専決処分についてです。案件は、秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例で、内容は、介護補償に関することでございます。これは条文の中の項の順番を1つ繰り下げたと、それだけのことです。

議案第7号は、やはり専決処分についてで、案件は平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）で、内容は、歳入歳出それぞれ551万4,000円を増額し、予算総額を46億6,094万8,000円とするものです。主な歳入は、国庫補助21万4,000円を増額、これは障害程度の区分認定等の事業に関する補助金です。それから、雑入が530万円の増額で、これはペットボトルの引き取り価格が思ったより高かった

ということの増額です。それから、主な歳出ですけれども、一般管理費で1,418万3,000円の増額、これはクリーンセンターの談合解決金で、県に返還する分が確定して、その金額です。次が常備消防費で、724万5,000円の減額です。これは南分署の地質調査、あるいは設計業務等が予定よりも安くできたということによるものです。次が公共施設整備基金費ですが、7億205万9,000円の増額、これは談合の解決金から弁護士費用等を差し引いたものを基金にするということでございます。

議案第8号は、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてで、これは電気自動車の急速充電設備が火気設備の対象に追加されたことに対する対応で、内容的には急速充電設備の位置、構造及び管理に関すること等です。

議案第9号 財産の取得についてで、これは秩父消防署の影森分署、小鹿野分署に1台ずつ配備する高規格救急自動車を購入するものでございます。金額は2台で4,137万円です。

議案第10号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）でございます。内容は、歳入歳出それぞれ1,050万円を増額し、予算総額を34億4,695万6,000円とするものです。主な歳入は、組合債が1,050円の増額、これは消防救急無線デジタル化事業債です。それから、消防緊急通信指令施設保守業務委託料434万3,000円の減額です。これは安くできたということです。

それから、議案第11号 秩父広域市町村圏組合公平委員の選任についてで、前任者が任期満了になったので、改めて選任するというので、長瀬町の南昭氏が引き続き就任されました。

議案第12号は、秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてですが、前任者の秩父市の議員が辞職されましたので、新しく秩父市選出の逸見英昭議員が就任されました。

以上の議案審議の結果、全議案とも総員賛成で可決いたしました。

次に、一般質問ですけれども、2人の方が質問されました。1人が出浦章恵議員、質問内容はクリーンセンターの次期建て替えについて、2つ目が焼却灰の放射線の数値について、3つ目が定期的モニタリング調査について。それから2人目が浅海忠議員で、質問の1が火葬場建設について、2つ目が消防署についてということで、この中には2つありまして、分署統合について進捗状況と今後の見通しはどうか。2つ目が、大量退職者に伴う人事体制の計画はどうかというふうな内容のものでございました。

次が、臨時議会についてご報告いたします。8月7日、秩父クリーンセンターにおいてです。議員、正副管理者、理事、事務局、消防本部が出席いたしました。

議事ですが、1つ目が会議録署名議員の指名、会期の決定は当日1日。3つ目が、管理者提出議案の報告及び審議ですが、議案第13号 工事請負契約の締結についてということで、契約の目的は秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、契約方法は随意契約ですが、契約期間が平成27年3月29日。それから、契約金額が19億9,815万円、主な改良施設は廃熱発電設備の新設、計算機制御システムの更新、その他既設設備の老朽化に伴う更新等でございます。

なお、設備改良工事対象の資料を最後のページに添付しておきましたので、ごらんください。この中で設備名の下にアンダーラインが引いてあるのが全更新、それから右上の黒丸のタービン建屋とその中にあるものが新設、それ以外の灰色のものは部分更新、改造対象施設となっています。

議案審議の結果は、賛成多数で可決いたしました。

次に、最後ですが、第2回目の全員協議会についてご報告いたします。8月7日、秩父クリーンセンタ

一において、出席者は議員、正副管理者、理事、消防本部及び事務局です。

議事内容は、1つ目が火葬場建設の進捗状況についての報告ということで、管理者から、新規建設場所の候補地として、現在の火葬場北側（秩父市宮馬場）とすることで、下宮地町会対策協議会より了承が得られ、去る8月27日に秩父市長室において調印式がとり行われた旨の報告がございました。このときは私も議会議長ということで、立ち会いを求められました。

それから、今後の予定ですけれども、火葬場の基本計画の策定、敷地の拡張に伴う都市計画区域の変更、用地買収等の後、設計業者及び火葬炉メーカーの選定、これはプロポーザル方式を採用するそうです。完成は平成28年度になる見込みです。

それから、2つ目が組合議会議員の視察についてですが、これは10月25日、26日に東京消防庁の総司令室、ここのデジタル化等について視察します。それから、東京消防庁の消防博物館、それから厚木市の新厚木斎場となっております。

以上です。

○若林スミ子議長 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 それでは、私のほうからは広域の若林議員さんにご質問させていただきます。

秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事が……

〔何事か言う人あり〕

○5番 若林想一郎議員 8月7日の臨時議会の関係です。秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事が随意契約で、契約金額は19億9,815万円で契約されたということでございます。そして、相手方が日立造船ということでございます。こちらにつきましては、談合で問題になりました業者でございまして、その落札した5社で、また入札をされたのではなくて随契になったという話でございます。若林議員におかれましては、深い見識と実行力を持つ方でございまして、まして本町の監査委員も務められた方でございますので、随意契約の契約規則では130万円までの工事については構わないとありますが、今回の工事につきましては、1,000倍以上の19億9,815万円でございますので、この辺の詳しいいきさつとかあれば、こういう規約があったのに、なぜここに到ったのかというような説明をいただければと思います。

そして、もう一点でございますが、この業者しかできないから、随契になったというお話になるかと思いますが、8月18日の日経新聞に、こういう記事がございます。三井造船で、例えばごみ処理発電というのを新しくやって、これを中国で実際に合弁をして行うというような感じの記事が出ております。こちらの設備につきましては、1基当たりの受注というか、契約金額は5億円から10億円ぐらいになるというような話がありました。このような新しい技術もありますので、こういう技術に対しての検討をされたかどうか、この2点をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 5番議員の質問にお答えします。

まず、三井造船のことにつきましては、議会で話は出ておりませんので、お答えできません。

それから、随意契約のことですけれども、これは私もきょうは持ってきていないのですけれども、広域のほうの規則を見まして、特に規則上は問題ありません。それは広域の事務局にも確認してあります。確かにこのときに談合をやって違約金をもらった先に、また随意契約で発注するのはどうかという、そういう質問が随分ありました。ですけれども、事務局の答弁といたしましては、基本的には談合は談合で、もう和解して和解金ももらっているのです、今度の契約とは関係ないと、切り離して考えるというふうに言っておりました。特に談合をやったのが5社なのですけれども、日立造船以外に発注するとしても、談合をやった5社のうちのどこかに結局いつてしまうのという話もありました。それから、火葬場の設備というのは、いろいろメーカーによってかなり違いがあるようですし、それから施設全体の性能確保ということが、毎日使うもので、強く求められるというふうなことがありまして、最初に日立造船でつくって、日立造船のストーカー等の特許がかなり生かされているし、また部品等、設備もそれに合致したものになっている。それから、他に発注するとなると、かえってこれよりも高いものになってしまう。確かに談合をやった企業、和解金をもらったところに、あえて随意契約するのはいかがかというふうな話もありました。でも、そこは事務局としては、あくまでも談合は談合、裁判をやって和解が済んで、和解金ももらっているのだと。その後の工事ですので、その辺は区別して考えているというふうな答弁でございました。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいまの広域議会の報告で質問があり、答弁というか、説明がありました。私もちょっと気になったのですけれども、少なくとも、本来ですと、入札をしなければいけない議案だったというふうに思うのです。あるいは仕様書に基づいて見積もりを数社からとるべきではなかったかなという、そんな気がするのですけれども、その辺については広域の議会でどんなふうに話し合われたのか。いきなり随意契約そのもので済む問題ではないと、そんな気がしたのですけれども、その点ではいかがだったでしょうか。それだけちょっと説明をお願いしたいと思います。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 12番議員の質問にお答えしますけれども、先ほど申し上げましたように、この件については、議会でもいろいろな意見が大変出ました。結果的に、採決するときには全員賛成でなくて1人反対者がおりました。それは、やはりそのことです。談合したところに随意契約で発注するのはどうかと思うということで、反対の意見を言って反対されました。このことについては、やはり皆さんが言うようにおかしいのではないかと、そんなふうな意見も出ました。特に金額について、随意契約でやって、20億円弱ですけれども、これもその辺をよく精査したのかとか、そんなふうな話もありました。その金額については、今の施設をつくるときにいろいろ審査してもらった、社団法人日本環境衛生センターだったかな、そこで今見てもらったりしているのですが、そこに頼んでいろいろチェックしてもらって、それで組合としても、それらをもとに考えて、特におかしくはないだろうというふうなことで、この金額になったということです。

そして、また繰り返しますけれども、あくまでも事務局としては、談合は談合、工事の発注は工事の発注ということで、分けて考えていますと。結果的に、その設備の性能、あるいはまた変更することにより逆に大きな金がかかるとか、そんなふうなことも出てくるというようなことから、日立造船、談合先ではありませんけれども、随意契約になったというふうな話でございました。

○若林スミ子議長 まだありますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 談合は談合、そういったところで随意契約になったということなのですが、私は事務局の随意契約の進め方そのものに、これでいいのかというような、そういう思いもちょっと感じたのです。今の事務局長、当時いたかどうか分かりませんが、最初にクリーンセンターがつけられたとき、いろいろな問題があってできた経緯がありますね。まして、当初から談合問題というのは、うわさされていたのです。私が思うには、これだけ19億円の改修工事にかかる、これは事務局がいろいろ説明するにしてもですよ、もっとオープンにして3社、5社、7社、そういったところから見積もりをとって十分検討した上で随意契約するべき。もっと言えば、指名競争入札でもいいのですけれども、入札すべきではないか。そうしないと、余りにもでき過ぎているような、そういう感じも受けるのです。ですから、そういった事務局の進め方についても、やはり議会としては、きちっと意見を言うべきではないかなと、そういう思いも強く持ちました。そういったことの意見とか、そういうものは出たかどうか、その辺もう一度ちょっとお聞かせください。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 12番議員の質問にお答えします。

また、同じような答弁になるのですけれども、結局は、こういった談合業者と随契ということで、いろいろ問題はあるということなのですが、ただ、事務局が進める方法として、クリーンセンターの建設工事は、これは発注方式というのは、ごみ処理能力の性能が十分発揮されることが前提となる性能発注方式が採用されていると、当初、ごみ焼却施設は、特許技術を含めた複合施設であり、基幹的設備の改良工事においても、その性能を発揮させるために施設全体の性能確保が必要不可欠であると。さらに、あそこは炉が2基あるわけなのですが、2炉の共通設備もあり、工期短縮の必要もあり、総合的に判断して施設の設計メーカー以外の業者では対応が困難と結論づけたと。費用も、これは消費税を除くと19億1,800万円なのなのですが、この本契約については、本体工事の発注に当たり、設計図書等の審査、工事発注仕様書の作成業務を委託した一般財団法人日本環境衛生センターで設計金額の妥当性の検証を受けていると。この設計金額に基づき予定価格を設定したので、適切な契約金額と考えているというふうな説明がございました。議員としても、そういったことは説明を受けて、結局最後の決で、1人の方が反対して、あとはみんな賛成で通ったわけでございます。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 数点お聞きします。

まず、火葬場の関係なのですけれども、契約が承認されたという報告があったのですけれども、火葬場については、平成19年ごろに日曜日の営業、あと予算10億円ぐらいの申し合わせというのが、広域市町村圏組合の委員会ですか、それで要望書が出ているということなので、そこら辺のところはクリアできるのかということをお聞きします。

それから、今回どのぐらい譲歩して条件を合わせたのか。譲歩するのに、やはり公的な機関ですから、例えば5億円を11億円で、それでいいよというような安易な方法はできないと思うので、そこら辺についていろいろ検討された意見が出たのか、お聞きします。

それから、クリーンセンターの関係なのですけれども、先ほど若林議員が質問されたのですが、事務局としては、この方法で進めたいということをおっしゃられて、私は思ったのですけれども、管理者と議会がいて、それで審議していただいたものを、事務局がその話を聞いて進めるというのが筋ではないかと思うのですが、その点が1点。

そして、事務局に対しては、私も非常に疑問を感じております。談合5社以外できないから、結局同じなのだよというふうな話がありますけれども、私は平成20年12月の広域の報告を見ました。そしたら、日立造船、日本鋼管、それからタクマ、三菱重工業、川崎重工業の5社であったわけですから、それで公平取引委員会がメーカー5社へ排除勧告したときに全国の自治体が平成6年4月から平成10年9月までに入札を行ったごみ処理建設工事87件のうち大手5社が受注した66件中60件を談合と認定するというので書いてあるのです。そうしますと、5社以外にも87件引く66件ですから、二十数件できる業者がいたわけですから。なおかつ、66件中60件が、6件のところは談合されていないわけですから、そこら辺のところの事務局の甘さというのですか、責任についての考え方。

そして、今回の談合による返還金の算定基準というのが、5社以外が受注した平均落札が89.76%で、市町村圏組合の場合は99.83%で、その差し引きの10.07%を、9億円を損害賠償として請求したというのが、これは平成20年だから、4年前の広域の議会の会議録で、こういうふうに書いてあるわけですから。これを事務局のほうとしては、今回また新聞によりますと、90%以上の落札なのだそうだけれども、それに対して90%の説明ということでは、いろいろ考えたけれども、これですというだけの説明では、ちょっと私は説明不足だと思うのですけれども、そこら辺について、広域議会に出ている議員さんたちから、今までの流れを知っている方たちから、そのようなことで説明がなかったのかどうかということが1点です。

それから、私は、一般町民というか、一般常識として、普通の常識では、この随意契約というのは考えられないのです。だから、事務局の言うとおりにしますということで、新聞によりますと、市長さんも話を聞いたとき、自分もびっくりしたという新聞記事がありましたけれども、私もびっくりしたのですが、そこら辺はもうちょっと議会のほうでチェックしなくてはいけないし、管理者のほうも事務局任せというのはいけないと思うのですけれども、その点についても討議はなかったか。

それから、報告書の中で3ページです。主な改良施設ということで、廃熱発電設備の新設、これだけが新設なのです。ですから、私は、ことしの3月に、平成24年3月議会の富田議員の広域の報告で、クリーンセンターの基幹的設備改良工事に2億1,600万円ということで、工事は平成24年から平成26年までで21億円を予定していますけれども、平成24年度の予算は2億幾らということになっていたのです。私は廃熱発電設備新設の金額が幾らか教えていただいて、その他既設設備の老朽化に伴う更新等というのは、普通の工

事でやっていってもいいのではないかなと思ったのですが、その点を1点。

そして、まだ15年ぐらしかたっていない施設なのです。この15年前に89億円でつくったものが、15年で約4分の1の20億円もかけて更新しなければならない施設だとすれば、その施設自体、私はもうちょっと考えたほうがいいと思うのです。例えば日高市ではセメント工場に依頼しているとかという事実もありますので、そこら辺についても、余りお金がかかるような施設だったら考え方を変えていかななくてはならないみたいな質問とかはなかったでしょうか、お聞きします。

以上です。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

[11番 若林新一郎議員登壇]

○11番 若林新一郎議員 4番議員の質問にお答えしたいと思うのですが、余りあったので、よくわからないのですか、まず火葬場のことですね。火葬場のことにつきましては、まず条件が12あるのですけれども、その中で、これは前も話してあるのですけれども、日曜休日、これがあって初めて話ができる状態なのです。日曜営業するなら話に乗らないという、そこから始まっているのです。今回は、12項目で、今まで1つが、次期の火葬場の建てかえについては、他の地区へ行ってください、これは行きますよという返事です。

それから、日曜休日については、現秩父斎場と同様に継続いたしますという返事です。これは日曜営業やりますといったら話になりません。相手は乗ってきません。

それから、3番目の新火葬場の維持管理については、公害防止等住民の生活環境の保全には努力しますと。

それから、4番目の一時金について、平成24年度中に5,000万円を支払いますと。この辺は8月9日の新聞に出ていたからご存じかと思うのですけれども。

それから、年間交付金については、平成24年度から毎年60万円を下宮地に支払いますと。それから、国道140号から火葬場へ行く道路、歩道なんかないのですが、あれの整備、あれは秩父市道なのですけれども、だから広域で手が出ないところなのですけれども、これは市のほうで積極的に早くやっていただくというふうなことで、これは平成25年度、平成26年度の工事でやられるというふうなことを聞きました。

そのほか12項目で、宮型の霊柩車は乗り入れないとか、火葬場の花輪は内花にするとか、それから道路の途中で葬斎関係の看板は立てないとか、火葬場周辺の環境には十分配慮するとか、12項目いろいろあるのですけれども、前回のときは図書館を建ててくださいとか、それから今の火葬場、あの裏に今度つくることになるわけなのですけれども、あれから大野原に抜ける道もつくってくださいと、これは市道71号線なのですけれども、しかもそれは火葬場行きの専用道路にしてくださいと。あと、火葬場の周りの道路もどんどん整備してくださいというような、そういういろいろな要求が入っていたのです。それを今回は、下宮地町会としては、その辺は引っ込めてくれたのです。ここ2年間、ちょっと空白的なことがあったのですけれども、その2年間の間に下宮地町会の人たちも、ある程度冷静になられたというのか、早期建設ということに重点を置いて考えてくれるようになったということと、それから執行部側としても、とにかく今の火葬場もごらんのように大分古いし、それから集じん機はついてないし、ダイオキシンの問題もあるし、そんなふうなこともあって、4基あっても3基しか使えないというふうなこともあって、両方がお互いに

歩み寄れるところは歩み寄って、こういうふうなことに落ちついたということで、我々は聞いています。火葬場のことは、そういうことでいいですか。

〔何事か言う人あり〕

○11番 若林新一郎議員 あと、クリーンセンターの工事のことですけれども、今回の議会では、先ほどおっしゃられたようなことは出ませんでした。

それと、クリーンセンターの図は、これはカラーにすればよかったのだけれども、カラーだと高いから白黒にしました。それで、この中で、さっき申し上げましたように設備の下にアンダーラインが引いてあるのが更新施設、右上のタービン建屋の四角の中は、これが新設で、廃熱発電設備関係です。廃熱発電をやることによって相当なメリットが生まれるので、これをやるのですけれども、それは新設です。それから、真ん中の右の下に分散型計算機制御システム、これも古くて大幅に取りかえるので、これは新設に近い状態になります。こういったシステム等の関係、それからストーカー等ほかもそうですけれども、特許等の関係、そんなふうなこともあって、やはり日立造船以外だというと、それは物理的には可能だけれども、どのくらい金がかかるかわからないし、するので、これにしたということで、少なくとも組合議会の議員は1人を除いて賛成をしたわけです。

あと、落ちているところは……

〔「話がなかったということですよね」と言う人あり〕

○11番 若林新一郎議員 はい。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 今の説明を聞きまして、ほとんど話し合いがなされていないというような回答でした。私のほうも委員長報告で、これは委員会で話したことしか報告はできないのだと思いますけれども、今お話を聞きまして、これは20億円もかかる工事ですね。それで、予算が35億円ぐらいで、横瀬町と同じぐらいの予算がかかる予算審議をいただいているわけです。ですから、町民のためというのですか、住民のためにも一生懸命審議していただいて、いろいろな質問をしていただきたいと思います。

そして、事務局の進め方を強く言われたようですけれども、私は事務局の、この1点ですね、ちょっと作為を私も感じるものですから、平成24年3月の一般会計予算のときには2億円ぐらいでやりますよ。計画をつくりましますよ。しかも、その前に平成23年3月、6月ぐらいで計画をしますよぐらいのところできまして、平成24年3月に予算が出た。そのときには2億円ぐらいの工事費ということで話されていて、平成24年7月の全員協議会で契約を継続でやりますというお話があって、平成24年8月にすぐ随意契約をしてしまった。この20億円もの予算を継続でしてしまったというのは、私はちょっと違う視点からおかしいと感じているわけなのです。まず、小さな工事にしていただければ、地元の業者でも入札してやれる工事があると思うのです。だけれども、まとめて一括でやりますと、どうしても大きな業者しかとれないのですけれども、行政というのはお金の分配をするところですので、なるべく小さな業者にもお金が落ちるように配慮して仕事をしていただきたいと思います。事務局としては、最少の経費で最大の効果を上げるとか、地元の業者をなるべく使うとか、そういうふうな発想というか、事務局が進めてい

るというお話でしたので、事務局的には、そういうふうを考えていることに対して、議会としてはどう思いますかというのですが、この事務局のやり方でよろしいというふうに納得しているのでしょうか、お聞きします。事務局とか、どうだこうだということに対して、それでよろしいのでしょうか、お聞きします。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 4番議員の質問にお答えします。

私も全部覚えているわけではないのですが、基本的に広域の議員もいろいろ説明を聞いた中で、やはりいろいろな事情から、他社との比較が困難なため、今回は日立造船1社で考えていたということによってよいかということの質問がありました。それに対して日本環境衛生センターの設計金額が妥当であるかどうかの検証も実施し、基幹設備の改良事業を実施した後の自治体のごみ処理施設についても調査しているけれども、工事費の比較は簡単にできる状態にはないので、自分たちで積算した数字は正しいという判断で日立造船と随意契約をさせてもらったということなのですね。とにかくあれは一種の装置産業ですから、あっちからもこっちからもごろごろ持ってきてできるものではないのですよ。装置産業というのは、そういうものなのです。自動車1台買うように、でき上がったものを買うのならいいけれども、例えばモーター一つにしる、ブロー一つにしる、そういうものもみんな規格があったり、メーカーが違うと合わなくなったりとか、そういうこともあったり、また1日も休むことができないとか、それから2基あるので、そちらとの整合性もあるとか、そんなふうなこともあると思います。

それから、さっきちょっと落としたというか、この改良工事の概要は、稼働を始めて今15年経過しているそうです。工事の目的は、基幹的設備の更新、改良を行い、施設の安定的な長期運用を図り、長寿命化目標は竣工から30年以上の平成42年度を目標にしているということです。だから、今度新しく取りかえるには平成42年度以降ということになるそうです。

それから、今度かえることによって20%以上の温室効果ガスの排出抑制ができるとか話がありました。それで、発電量が年間840万キロワット、電気購入分の還元が5,980万円、今は年間5,980万円を電気を買っているのですが、これに対して今度の廃熱発電をやると、それを使ったほかに2,480万円の売電が可能だというふうなことを言っていました。年間の費用の削減額が8,460万円だと。そういったことで、かなりメリットが出るというふうな話がございました。

答弁になったかどうかわかりませんが、余り細かいことは、申しわけないけれども、覚えていないので、そんなことかと思えます。

○若林スミ子議長 他に質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、最後なのですが、この循環型社会形成推進計画というのは、私も大賛成なのです。でも、新しい施設をつくるのが、即CO₂削減になるかという、新しい設備をつくるだけで単純に負荷がかかりますので、古いものを大切に使うという姿勢が本当の循環型社会だと私は思っています。広域市町村圏のほうで循環型社会形成推進ということで、こういうふうに工事を一生懸命やっていたときに、私たち住民もリサイクルということで、例えば分別方式について、白い瓶と色のついた瓶を分けるとか、生ものだけを分けるとか、そういうふうな循環型社会形成にしていこうというよう

なお話は出なかったのでしょうか、最後になりますが、お聞きします。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 4番議員の質問にお答えしますが、それはごみの分別のことですね。

〔「循環型社会という……」と言う人あり〕

○11番 若林新一郎議員 今回は出ませんでした。

○若林スミ子議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○若林スミ子議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

一般質問に際しましては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

なお、ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明いたします。本日の一般質問者は、5名の方がおりますが、最初演壇にて全てに対し質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で質問を行いますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 3番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず初めに、東日本大震災により発生いたしました木くずの受け入れが、9月6日より三菱マテリアル横瀬工場で開始されました。これにより少しでも被災地の復興が進むことを願い、受け入れに対しての横瀬町住民の皆様のご理解と加藤町長の英断に感謝いたします。どうもありがとうございました。

また、よこぜまつりでは、岩手県野田村、福島県川内村の特産品のPRを実施していただけるとのこと、被災地の復興は始まったばかりですので、横瀬町挙げての被災地復興支援をこれからもよろしく願いいたします。

それでは、通告書に沿って質問させていただきます。まず、質問1の横瀬小中学校におけるいじめ対策ですが、大津市におけるいじめ事件は、新聞やテレビで連日報道され、大きな社会問題となりました。特にいじめに対する教師の対応といじめの事実を認めたがらない学校側の姿勢が厳しい批判の対象となっています。大津市の事件で加害者とされる生徒が、ことしの5月にも担任教師に10回にわたり殴る、蹴るの暴行を行い、全治1カ月の重傷を負わせたにもかかわらず、当初教育委員会は、故意ではなく、生徒の足が偶然当たったため骨折したと発表しました。また、川越市でのいじめ事件では、2年近くもいじめを放

置し、被害者が意識不明になる暴行事件に発展しています。大津市や川越市の事件は、学校側の事なかれ主義がいじめをエスカレートさせ、結果として被害者だけでなく、加害者も、その家族も、そして学校側も深刻な事態に陥ってしまった事例ではないかと思われます。

私は、今回の事件を通して、いじめが起きないように予防することも大事であるけれども、いじめを認識したら、真っ正面から対応することが大事であり、その学校の姿勢が、その後の予防につながると感じました。幸い横瀬小中学校では先生方のご努力の結果、深刻ないじめの話は聞こえませんが、明細1として、最近5年間の横瀬小中学校におけるいじめと認識した件数はどれくらいあるのか。

明細2として、日ごろからいじめに対してどのような対策を講じているのか。

明細3として、いじめに対する考え方ですが、いじめに対する文部科学省の定義は、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、いじめか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立つて行うよう徹底させるとのことです。横瀬町では、いじめに対する基本的な考え方を伺います。

明細4として、加害者の生徒に対する対応ですが、品川区教育委員会では、いじめの加害者を出席停止にする制度を積極的に運用する方針を明らかにし、出席停止の手順をいじめ防止に関する手引書にまとめ、教員、児童生徒及び保護者に周知すると発表しました。横瀬町では、いじめと認められた場合、いじめの加害者を出席停止にする制度を積極的に運用する考えはあるのか。また、被害者がけがをした場合などは警察への通報も必要と思いますが、この点はどうかお考えか、伺います。

次に、質問2の寺坂棚田保全活用に対する支援ですが、寺坂棚田における稲作の歴史は古く、鎌倉時代には既に耕作されており、昭和の後半には減反政策や後継者不足により、雑草や樹木が生い茂り、見る影もなくなってしまったと聞いています。こういった現状を憂い、昔のような美しい棚田を復元しようという機運が棚田の所有者を中心に盛り上がり、平成12年から棚田の保全について検討が開始され、平成13年には寺坂棚田学校を開校させるとともに、棚田の整備に取り組み、平成14年には農業者19名が先生に、都市住民32名が生徒となり、本格的な棚田保全活動が開始されたとのこと。今、寺坂棚田は横瀬町を代表する景観として広く紹介されています。7月に行われたホテルかがり火まつりには3,000人の方に来ていただきました。9月に行われる彼岸花まつりにもたくさんの方に来ていただけたと思います。私は、寺坂棚田は横瀬町を代表する観光資源であると考えております。

そこで、明細1の棚田の整備やイベントの支援について、町はどう考えているのか。

明細2の棚田来訪者への駐車場やトイレの設置及び案内等きめ細かい対策が必要だと思いましたが、今後の周辺整備についての考えを伺います。

以上です。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員の質問1、横瀬小中学校におけるいじめ対策についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、3番、内藤純夫議員さんの一般質問に対して答弁させていただきます。

全国でいじめの問題が発生していることから、横瀬町の状況を知りたいとのことからのご質問かと思ひ

ます。最近5年間のいじめを認識した件数というお尋ねですけれども、データが1年ほどの保管文書ですので、最近のものしかありませんので、ご了承願いたいと思います。

小中学校で認知した件数でございますが、平成22年度、平成23年度、今年度1学期末現在について申し上げます。アンケート調査による児童生徒個人がいじめを受けたと思った件数を申し上げます。まず、小学校でございますが、平成22年度から今年度1学期末現在までゼロ件でございます。中学校でございますが、平成22年度が9件、平成23年度が1件、そして今年度1学期末現在がゼロ件でございます。

次に、いじめに対してどのような対策をしているのかというお尋ねですけれども、教育委員会は、生徒指導連絡連合会の開催、校長会、教頭会での指導、さわやか相談員の配置、スクールカウンセラーの派遣、インターネット監視活動を実施しております。

次に、小学校ですが、生徒指導委員会、教育相談部会の開催、問題傾向児童の状況把握、対応、アンケートの実施、毎月の生活目標設定を行っております。

次に、中学校ですが、生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会の開催、アンケートの実施、生活目標の設定、さわやか相談員及びスクールカウンセラーによる教育相談活動などを行っております。

いじめに対する基本的な考え方のお尋ねでございますけれども、横瀬町教育委員会の基本的な考え方は、人権を尊重した教育の推進、一人一人を大切に人権教育により、いじめをしない、いじめをさせない児童生徒の育成並びにいじめ・不登校対策を図ることと考えております。教育的指導に応じない生徒に対しての対応は、どのようにかというお尋ねですけれども、現在そのような子供はおりませんけれども、そのような事態が起こった場合には、警察等関係機関と連携を図りながら対応したいと考えております。また、法的には出席停止処分がございますが、教育的配慮から対応を慎重に検討していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 ありがとうございます。教育委員会に不登校児童生徒数を聞きましたところ、この3年間は、小学校では不登校児はゼロ、中学校でも年間3人、4人、2人と、アンケート調査でもいじめはゼロということで、非常に少ない数になっていると思います。不登校児がクラスに1人か2人いるのが普通の時代に非常に少ない数になっていると思います。横瀬町は、大津市や川越市と違い、1つの教育委員会に1つの小学校と1つの中学校しかありませんので、教育委員会としては非常に目の届く環境であると思います。これからも教育委員会は小学校、中学校と協力していじめのない学校をつくっていただきたいと思います。ただ、不登校といじめは関係があることがありますが、教育委員会に不登校の記録、いじめの調査の記録が3年間しかないという理由をお聞きしたいのと、いじめが起きたときの調査結果なんかも3年で破棄するおつもりなのか。そして、その保管年数を長くする考えはおありなのか、お聞きします。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 不登校児童生徒、あるいはいじめの問題についての文書の保管年限等の関係でございますけれども、現在いじめとかのアンケート、あるいは回答文書につきましても保存年限というのは非常

に短く、児童生徒もかわってしまいますので、そのような形で決めております。年度でそれぞれ変わる時代が多いものですから、現況を把握して、現況に対しての対応を考えていくという面で、1年あれば十分ではないかというようなことで、そのような考えで保存年限を設定しております。今後においても、同じような考え方で、過去を振り返るといことなく、前を向いて進みたいと思いますので、1年の保管文書で取り扱っていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 最後に、中学校のときの恩師であります高野教育長に一言あるのですが、不登校児童数ゼロ、いじめアンケート調査も2年半でゼロと。不登校生徒、中学校のほうですが、数の少なさ、3人、4人、2人、そしていじめ調査でも9人が1人になってゼロ人になっていると。これは小中学校とも校長のやる気と先生方の協力なくしてできないことだと思います。中学校にいきましても、横中だよりには部活動の記事が多数載せられ、体育館に横断幕が張られ、部活動にも力を入れている様子がかがえまます。保護者に聞きましても、あざ一つあただけでいじめ・不登校対策委員会が開かれた。また、不登校生徒、授業時間の足りない生徒に対して時間外授業、訪問授業をしているとも聞きました。何事に対しても熱心で、すぐ行動を起こしてくれる校長と先生方とのことです。

そこで、なぜ私の息子が在校中に今の校長先生のようなやる気のある先生を横中に連れてきていただけなかったのかと非常に残念に思っています。以上、恨み言を一言言って、健全な小学校、中学校を維持していただきますようお願いして質問1を終わりにさせていただきます。

○若林スミ子議長 教育長からはいいですか。

○3番 内藤純夫議員 いいです。

○若林スミ子議長 ないようですので、質問1を終了します。

次に、質問2、寺坂棚田保全活用に対する支援についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 4番、内藤議員さんの寺坂棚田保全活用に対する支援について、要旨明細としまして、①、棚田の整備やイベントの支援について、それから②としまして、周辺整備の考えはというご質問でございます。

議員さんの説明の中で、経緯については、議員さんがおっしゃったとおりでございます。現状についてご説明をさせていただきます。今年度になりまして、寺坂棚田保存会というのを発足させました。これにつきましては、寺坂集落協定を結んでおります、当初30名であったのですが、現在29名ということで、集落協定を結んでおります、その方々。

それから、寺坂棚田学校、議員さんの言葉の中にもありましたが、これは平成13年から都市交流を目的に学校を開校しているものでございます。

それから、3つ目の団体としまして、寺坂棚田オーナーの会というのがございます。これは寺坂棚田学校の卒業生などを中心としまして、自分で田を借り受け、オーナー制度として田を耕作している組織でござ

ざいます。現在は1町5反ほど、約120枚の田んぼをオーナー制により耕作しております。現在26名の方が入っております。

それから、4つ目でございます。寺坂ふれあい農園の関係でございますが、こちらにつきましては、寺坂棚田の一番南側に田んぼとして不適切だということで、田んぼを畑として耕作している方々があります。こちらにつきましては4つの団体が今、寺坂棚田保存会ということで、今年度より発足をさせていただいております。

それから、7月7日には寺坂棚田のホタルかがり火まつりということで、大勢の方に参加をいただきました。大変ありがとうございました。

それから、イベントにつきましては、寺坂棚田の彼岸花まつりということで、9月29日に実施をしていく予定でございます。議員さん初め多くの町民の方々、あるいは観光客の方々にお越しいただければありがたいかなと考えております。

問題の寺坂棚田の整備の関係でございます。こちらにつきましては、寺坂棚田保存会の方たちと相談をしまして、また整備を進めていくような形になろうかと思っております。それから、寺坂棚田の整備に当たりましては、平成14年に寺坂棚田の保全整備事業としまして、主に木製水路でございますが、456メートルの整備を行っております。寺坂棚田としますと、稲を耕作してもらうのが主でございます。また、その整備に当たりましては、関係の方々とも相談し、整備を進めていきたいと考えております。

それから、イベント事業でございますが、イベント事業につきましては、パンフレットにも記載しております、主催が寺坂棚田保存会ということで実施をしております。その中で横瀬町としても協力という形で支援をしております。この形で続けていきたいと考えております。

それから、議員さんの質問で、トイレ施設等周辺整備ということでございますが、こちらにつきましては、現在検討中でございます。積極的に検討しているところでございますので、また施設整備を図ってきたいというふうに考えております。今整備につきまして、寺坂棚田保存会の方たちとも協議を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 トイレや駐車場の関係でございますが、町民会館の駐車場やトイレを使わせて、案内板等で来訪者を棚田のほうまで歩かせるというような考えはございませんか。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えいたします。

トイレ、駐車場の関係でございますが、寺坂のホタルかがり火まつりのときには町民会館の駐車場及び町民グラウンドの駐車場等を利用させていただきました。それから、トイレ等につきましても、町民グラウンドの観光トイレですか、そちらを使うようお願いしてございます。

それから、今回行われます彼岸花まつりについてでございますけれども、町民会館の駐車場、それから町民グラウンドの駐車場等を使っていただきますようお願い申し上げたいと思っております。それから、トイ

レにつきましても、町民グラウンドの観光トイレ等、あるいは町民会館のトイレ等をご利用いただいて、実施していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 7月のホテルかがり火まつりは3,000人の来訪者ということで、9月の彼岸花まつりはどのぐらいの人出を見込んでいるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 ホテルかがり火まつりにつきましては3,000人のお客様に来ていただきました。雨の降っている大変な中、来ていただきました。今回の彼岸花まつりにつきましては、昼間行われるということで、多くの方に来ていただけるのではないかと思います。特に数字的な上限はございませんので、多くの方に来ていただきたいと思います。

なお、彼岸花まつりでは、11時と14時、餅つき大会なども行われる予定でございます。これには数量に限りがございますので、足りない場合にはご了承いただきたいと思っております。

それから、田んぼの真ん中演奏会ということで、今回も演奏をやらせていただきたいと思っております。これにつきましては、4団体の申し込みが現在ございます。

それから、ポイントラリー、こちらについてもホテルかがり火まつりにつきましては、雨のため中止とさせていただきますが、今回は何とかできるのではないかと思いますので、特に上限は設けておりません。多くの方々に来ていただきたいと考えております。

○若林スミ子議長 以上で3番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

○若林スミ子議長 次に、4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

初めに、昨年、私の一般質問で武甲山の看板を提案いたしました。設置していただき、感謝いたします。

それでは、一般質問いたします。私は、横瀬町を美しい町にしたいと願っています。そして、「誇りもて集えるところ」と歌われている横瀬中学校校歌のような町にしたいと思っています。6月議会において都市計画についてお聞きしました。また、義務づけのなくなった総合振興計画基本構想についてもお聞きいたしました。都市計画は、全体的な計画ではなく、何らかの規制が必要であった乱開発を防ぐためのものであったとのことでした。基本構想は、将来を見据えたビジョンを掲げ、その実現に向けた方法を明示する機能があり、今後とも必要との回答をいただきました。両方とも大変ご努力いただいております。感謝の念を持っております。私も計画行政を行うためにも基本構想は今後とも必須であると思っています。作成する

ことだけが目的の総花的な基本構想ではないと思っています。だから、掲げた以上、その実現に一層努力してほしいと思います。

そこで、お聞きいたします。総合振興計画17ページに土地利用構想があります。「魅力的で快適な住宅・商業地域を創出するため、町の中心に市街地の整備を計画的に推進し、優良な住宅と消費者ニーズにマッチした商業機能の誘導と集積を図ります。また、丘陵地の有効的活用を図りつつ、住宅地の開発と造成を推進します」とあります。まさしく私か求めているものです。その実現のため、今現在どのようなプログラムで、どの部署で進められているのでしょうか、お聞きいたします。

私は、市街地の整備として、環境に配慮しながら駅を中心としたコンパクトなまちづくりを推進していただきたいと考えています。横瀬町は、鉄道の駅が2つある町です。他市町村からうらやましがられる立地だと思っています。横瀬駅の定期券購入者は200人以上だと聞いています。横瀬町は、発展する要素のある町であると思っています。人の動きが活発になれば、町の維持はもとより、通勤圏、通学圏が広がることにより、秩父に残れる人も多くなり、秩父地方の過疎化の歯どめにもなり得ると考えます。現在の横瀬駅周辺は、駅前としての開発が余りされず、四十数年が過ぎてきました。駅前にもかかわらず空き家も数軒あります。

駅前開発は、首長の公約ともなる、行政が実施すべき政策と考えています。大きな金額を投資する形ではなく、長いスパンで目的に沿って開発していけば、いずれ理想的なまち並みが誕生すると思います。また、駅周辺にJAや公共施設などの集約ができれば駐車場なども相互利用ができます。昨年、一般質問いたしました。今後は財源の減少が確実視されていますので、ファシリティマネジメントは必須であると思います。この観点からも維持管理の経常費用を少なくするため、コンパクトなまちづくりへ向かわなければならないと思っています。執行部としては、土地利用計画の具体的な図面をどう考えているのでしょうか、お聞きいたします。

基本計画46、47ページには、「姿地区及び駅前整備計画を策定し、美観性を備えた市街地形成を図り」とあります。ぜひ実現していただきたいと思っています。若い職員でプロジェクトチームができているとのことですが、少なくとも駅西側の駐輪場の改良などを具体的なテーマとして実験されたらどうでしょうか。私は60年生きてきてわかったことがあります。ずっと変わりなくあり続けると思ったものが、実は変わっていくということです。先ごろ解体された旧役場庁舎ができたのが10歳ごろでしょうか。その前は今の町民会館のところでした。ほぼ50年の間に3回、役場庁舎の場所が変わっています。保育所も消防分署も給食センターも芦ヶ久保出張所も場所が変わっています。もうずっと前のことのようにですが、先日のオリンピックで多くの人が大きな感動を覚えたと思います。私は、その中で「努力しても報われないこともある。でも、努力しないことには何も始まらない」というコメントが耳に残りました。まちづくりは大変な事業だと思っています。しかし、前向きに努力することが、はじめの一步だと思っています。今20代、30代の職員が定年を迎えるころ、横瀬町の姿はどうなっているのでしょうか。先人から預かった郷土を、よりよくして次代へバトンタッチしたいと思っています。答弁をよろしく願いいたします。

次に、教育行政についてお聞きいたします。まず、大津市の事件に対し、当町の教育委員会として取り上げ、検証がなされたのか、お聞きいたします。先ほどの委員会の質問でも説明はなかったようですが、当町の教育委員会でどのように取り上げたのか、お聞きいたします。

今夏、大津市の事件が大きく取り上げられました。その後も同様の事件が発生しており、つらく感じております。いじめについては、特定される原因は多種であり、回答は到底求められないと感じています。しかし、私は、これも一つの人権問題ではないかと思っています。学校だけの問題ではなく、社会全体で捉えた場合、一人の人間の違いを認め合わないという感性から発生しているのではないだろうかと推測しています。先日、朝日新聞に元日本教育学会会長、太田堯さんの記事が載りました。「みんなちがって、みんないい」という金子みすゞさんのすばらしい詩がありますが、「違っていい」ではなく「違う」のだとありました。親や社会が同化を求め、違いを認めないからいじめは起きるとありました。大人と言われる我々の周りも意見、主張の違う人間をはじき出す考えの人たちが見られます。また、「根っからの人ではない」という言葉があり、最近の瓦れき受け入れの際にも、その言葉を聞きました。どのような感情で言うのか、私には理解できませんが、異質なものを、違うものに対しての根深いものがうかがわれます。

しかし、町を住みよくするためには、意識も開放していかななくてはならないと思っています。また、子供は親の私物と思いついて入っていることが、育児不安の原因の一つであり、社会全体で次世代を育てるよう意識の転換ができればとありました。自分の家族、妻や子供も一人の違った人権を持つ存在であるという意識を浸透させていっていただきたいと考えています。行政委員としての地位と権限のある教育委員会として、今回の事件に対してどのように考え、横瀬町教育委員会としては、どう検証されているのか、お聞きいたします。

次に、ヨコゼ音楽祭についてお聞きいたします。昨年もお聞きいたしましたが、ことしの音楽祭について教育委員会としてはどのように総括されたのでしょうか、お聞きいたします。私が町の方に聞いたところでは、名曲コンサートについて、「楽譜を見て歌うなんて信じられない」という言葉がありました。また、横瀬中学校が大会のため出場できないという事実もありました。入場券も残っていたのでしょうか、満員ではありませんでした。このことに関しては、区の納涼祭行事や学校行事との重なりなどの調整ができていないと思われました。実行委員会のご努力は十分承知しております。しかし、町のアイデンティティとしての大切な行事だと思っておりますので、担当部署としてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、3番目として、町民が相談に行ったときの相談窓口と解決へ向けての各機関との連携についてお聞きいたします。先日、町民の方から空き家になった隣家の雑草について役場に相談に行き、最後に何々相談に行ったらと言われたと聞きました。隣の秩父市では、市役所から持ち主に近隣から苦情があるので、刈り取りしてほしいとお願いの電話があったと聞いたばかりでしたので、役場でよいと私も思っていました。

そこで、お聞きいたします。横瀬町としては、各相談は全部行政相談の窓口で一本化して処理をするというシステムなのでしょうか。そうだとした場合、町民の方の町政に関する苦情を行政相談で受けた場合、解決に向け、担当課との情報交換や話し合いが必要となると考えますが、相談窓口との連携について、どのようなマニュアルができていますのでしょうか、お聞きいたします。

また、この不在地主や空き家の管理問題は、全国的に取り上げられてきつつある問題で、横瀬町でも今後多く直面してくる問題でもあると思っておりますので、その点もあわせてお聞きいたします。

また、先日、姿地区で交通事故がありました。町民の方からすぐカーブミラーを設置してほしいと要望がありましたので、事実確認を確認したいと事故の詳細を交通安全担当に伺いましたら、わからないと言

われ、警察まで教えてもらいに行きました。そこで感じたことは、役場の交通安全の担当と警察との連携はどうなのだろうとの疑問でした。町は道路もつくります。事故のあった場所の改良や新設道路など緊密な情報交換が必要なのではないかと思いました。それらについてもどのように対応されているのか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいま4番、大野伸恵議員の一般質問中でございますが、ここで本休憩としたいと思います。

再開は午後1時としたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○赤岩森夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。

ただいま町政に対する一般質問中です。質問を続行いたします。

4番、大野伸恵議員の質問1、横瀬町を「誇りもて集えるところ」にするためにに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 大野議員さんのご質問に答弁をいたします。

基本構想からのご質問でございますので、まとめて答弁をさせていただきますが、順序が逆になるかもしれません。ご容赦願いたいと思います。

町の土地利用につきましては、基本構想の中で利用方針を基本としまして、土地利用構想図として住宅・商業地域、または農業地域を初め6地区に分かれて構想図で示されております。今まで地域の自然環境を保全しながら、地域の実情に応じた総合的な土地利用を図ってまいりました。ご質問の土地利用計画につきましては、具体的に文書化したものはございません。新年度の予算編成時に、施策について利用方針を踏まえ、副町長とともにまち経営課職員で検討はいたします。そして、各課所で調整した事業実施計画と照合し、施策の方針が決定をされます。このようなプロセスを経るわけでございます。

ご質問の、どのようなプログラムでと問われましても、具体的なプログラムもございません。あえて言うならば事業実施計画だろうと思います。それゆえ、どの部署でという組織もございません。

次に、市街地形成の考え方はというご質問でございます。この土地利用構想図では、当初から市街地の形成につきましては、鉄道、国道、県道を核として考えられまして、住宅・商業地域として位置づけております。このエリアは横瀬駅周辺と姿地区であり、都市計画区域内の用途地域でもあります。中山間地域での限られた土地利用を考えたときに、またあわせてコンパクトなまちづくりをするためにも土地利用構

想をもとに横瀬駅周辺とそれから姿地区につきましては、市街地整備を進めることが理想だと考えております。

また、駅西側の駐輪場の改良などのご提案がございました。このご提案につきましては参考にさせていただきます。今後検討させていただきます。

以上でございます。

○赤岩森夫副議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ただいまの回答をお聞きいたしますと、結局書いてあるけれども、プログラムもないし、具体的な図面も、構想を中心とするけれども、それもないと。駅西側の駐輪場の改良などは参考にしたいということだと思いますけれども、そうしますと、ここに書いてある基本構想は、ただ、書いてあるということだけなのではないでしょうか。実施計画で、例えば具体的に町の中心市街地の整備を計画的に推進とあるのだから、実施計画で市街地の整備について何も考えられていないのでしょうか、お聞きします。

それから、この土地利用構想には、道路だけで鉄道が入っていないんですね。だから、そこら辺も執行部としての感覚というのが、鉄道については何も考えていないのかなということをお聞きします。

それから、西側の駐輪場の改良などは参考にしたいということなのですが、プロジェクトチームというので、具体的にこういうことはしてないらしいのですが、できればひとつ小さなことから始めると予算も余りかからないし、自信もつくし、やり方というものもわかるし、先ほど広域のほうで説明がありました、プロポーザル方式ということで、多くの知恵を利用して、あそこは駅からおりてすぐ横瀬町の顔ですから、例えば執行部のほうで、あれが現状ですということであれば、ほかの知恵をかりて、こういうことをやってみたらどうでしょうかということをお聞きしたいのですが、お願いします。

○赤岩森夫副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 ただいま基本計画にのっているだけで何も考えていないのかというご質問についてですが、先ほど答弁したのは、例えば今うちのほうでは、きずなとか、魅力とか、希望とか、そういったまちづくりを進めるということで、基本計画にも書いてあります。それから、土地利用計画についても、町の事業の方向性を示しているということで、あえてそれぞれについてのプログラムをつくろうと思えばつくれないことはないと思います。ただ、こういった基本構想を進めていくに当たって、それぞれの方向性に基づいていろいろな事業を展開するということになります。例えば施策だとか、あるいはそれにぶら下がる事業だとか、そういった基本的な方向に基づいたいろいろな施策があり、事業があるということで、そういった事業をいかに展開していくかというところで実施計画があるという考えです。だから、実施計画が進んでいけば、そういった基本的な方向もおおのずと進んでいくというふうに考えております。また、どこにおいても、大体同じようなやり方でやっています。例えば将来像があったり、こんなふうに進めたいというのがありますが、それに基づいたプログラムというのは、それをつくったり、検証したりということは、私やっているところは知らないのですが、多分やっていないところが多いと思います。

それから、鉄道については考えていないのかということですが、絵には、鉄道については描いてありま

せん。ただ、議員がおっしゃるとおり、今は少子高齢化の時代になって、なおかつ税収がふえていくという右肩上がりの時代ではなくて、風船でいえば、膨らんだ風船が縮まってと。その縮まっていく風船に対してどのようなことをやっていけばいいかということだと今は考えています。そういったことで、議員がご提案のように駅前だとか、あるいは県道周辺だとか、そういったところの整備を進めて、コンパクトなまちづくりを進めなくては、今後のまちづくりが立ち行かなくなってくるのではないかというふうには思います。そういったことで、鉄道については考えていないということではなくて、駅周辺というのは、コンパクトなまちづくりについても大変重要だというふうには認識しています。

それから、もう一つは、駐輪場ですが、駐輪場について今ご提案がいろいろありました。駐輪場について、今のところ、これを進めるプロジェクトチーム等はありませんが、今の現実的な話として、駐輪場の整備について、私ここに来てからご提案があったのは初めてです。そういったことから、駐輪場の周辺もまたよく調べてみて、そういう駅周辺の土地利用の中で、もっとふさわしい駐輪場の整備のあり方があるかどうかは検討していきたいというふうには思います。

以上です。

○赤岩森夫副議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、再々質問いたします。

先ほどの副町長さんの説明ですと、方向性を示すということで、きずなとか、そこでやっていけば、おのずとコンパクトないい町になると言っていましたけれども、私は逆ではないかなと思うのです。この目的に沿って進んでいかないと目的地には着かないのではないかなと思うのです。その点1点と、あと西側の駐輪場も副町長さんは初めてお聞きしたということですが、これはかなり前から駐輪場も、町で1度直していただいているのですね。よくやっていただいているのですけれども、またちょっと地域の方に、あれはどうかならないかなと言われたものですから、1度直していただいて、今の現状ですので、町の顔ですから、駅前ということで。ですから、小さなお金で、いろいろな知恵をインターネットかなんかでいただければいいものができるのではないかなと思っていますので、それについては、ぜひしていただきたいと思います。

それとあと、私の提案で、庁舎前に小花なんか植えてみたらということもやっていただいているので、大変うれしく感じておりますので、大変だと思いますけれども、こういう基本構想は、どこも総花的だと思うので、だからこそ義務づけがなくなってしまったのだと私は思っていますので、つくった以上は、言葉だけではなく、できるようなものを基本構想として実現性のあるものをつくっていただきたいということで、私はこの質問をしておりますので、この基本構想が実現するように進んでいただきたいと思います。

西側の駐輪場の改良については、ぜひお願いしたいのですけれども、その点はどうでしょうか。あと、大きな金額を投資する形でなく、長いスパンでと言っておりますので、今の財政が厳しいということは重々承知しておりますので、なるだけ小さなお金で効果のある、見てわかる政策というものを実施していただけたら、町民の方も、あ、町も頑張っているなということが、よく目に見えると思いますので、駐輪場の改良だけ1点お聞きします。

○赤岩森夫副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 ちょっと誤解があると思いますので、1つだけ訂正させていただきますと、例えば世の中、いろいろなことをやっていこうとするときにいろいろな切り口というのがあります。例えばきずなとか、先ほど言った希望とか、そういったソフト的な切り口と、あるいは土地利用計画のような、今後こうしたいというような切り口、いろいろな切り口があるという中で、それを念頭に置きつつ、実施計画をつくっているということで、ご理解いただければというふうに思います。

それから、駐輪場の件なのですが、駐輪場を1回直したということで、また苦情の内容等があれば、そういったものをお寄せいただければ検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○赤岩森夫副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、教育行政についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 質問2に対しまして答弁をさせていただきます。

初めに、大津市の事件から横瀬町教育委員会の検証はというご質問でございますが、横瀬町教育委員会は、その件について検証はしておりません。現在、大津市では、いじめ問題について第三者委員会を設置し、検証している状況でございます。横瀬町におけるいじめ対策につきましては、先ほど3番、内藤純夫議員さんにお答えしたとおりでございます。

次に、ヨコゼ音楽祭の総括はというご質問でございますが、町に帰属する事業であるというようなことからのお尋ねと推察し、答弁させていただきます。今年度のヨコゼ音楽祭は、8月4日、5日の土、日にヨコゼ音楽祭実行委員会が主催となり、実施されました。4日が横瀬小学校かしのき合唱団、横瀬コーラスサークル、ハーモニカ演奏の波木克己さんによるふれあいコンサート、5日が三宮正満さんのアンサンブル・ヴィンセントによる学校音楽鑑賞会、そして三宮正満さんのアンサンブル・ヴィンセント並びに森麻季さんによる名曲コンサートでございました。チケット入場者数は、ふれあいコンサート258人、学校音楽鑑賞会、中学生230人、名曲コンサート411人でございました。昨年の入場者数と比較しますと、ふれあいコンサート、昨年は340人でしたので、82人の減、名曲コンサート、昨年は479人でしたので、68人の減でございました。

中学校吹奏楽部は、8月4日に行われた埼玉県吹奏楽コンクール北部地区大会で銅賞に輝きました。そして、後日、役場において省エネランチタイムコンサートにて発表し、多くの方々に喜んでいただきました。

今年度のヨコゼ音楽祭を総括いたしますと、観客を交えた合唱、ハーモニカの音色、バロック音楽の優雅な音色、ソプラノの歌声など、出演者、内容とも大変充実したすばらしい2日間であったと感じています。当初行政主導型で始まった音楽祭は、回を重ねるうちに町民による、実行委員会による住民主体の音楽祭になりました。今回も実行委員会が中心となり、企画から運営までボランティアにより実施されました。また、ヨコゼ音楽祭は、第5次横瀬町総合振興計画の将来像である「緑と風が奏でるところ和むまち」の重要なシンボル事業でございます。今後も町の文化・芸術団体活動の活性化、文化的な町のイメージア

ップを図る意味で必要な事業であると考えております。今後もヨコゼ音楽祭実行委員会が中心となり、ヨコゼ音楽祭を開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○赤岩森夫副議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 私が横瀬町の教育委員会ということで言ったのですが、私は行政委員としての教育委員会ということでお聞きしたかったのですが、そこら辺のところがちよっと違ったのではないかなと思うのですが、私は行政委員としての教育委員会に対して大変期待しております。行政委員の方は行政のパートナーですので、もっともっと利用していただきたいと思っています。それで、行政委員としての教育委員会が、横瀬町の教育の大黒柱になってほしいと願っているのです。横瀬町の子供だけでなく、社会全体ですね、町の人格というのですか、町の品格というのを上げるように努力していただきたいと思っていますので、教育委員会がいじめについてどのように対応したのか、その辺について質問いたします。

秩父市のほうでは、漏れ聞きますと、市長と教育委員会で、その件について検証し、意見を調整したというふうなお話を聞いております。そして、教育委員会といいますと、教育と言えば学校現場という認識が多いのですが、私は学校現場だけでなく、生涯教育とかもありますので、地域の教育というものも、私は教育委員会に属しているのではないかなというふうに思っています。そして、小学校、中学校の校長先生、学校にすごく頑張っていただいておりますので、その学校以外の地域の教育力が、もし下がっているとすれば、その下がった地域の教育力というのは、どう持ち上げて、どこで対処すればいいのかということもあわせてお聞きしたいと思います。そのところをお願いします。

それと、ヨコゼ音楽祭については、内容もよかったというお話だったので、私も幾つか音楽祭を見て歩いています。ことしの夏は、七夕コンサートということで、サントリーホールに行ってみました。そのプロデュースはイマジンという会社なのかしら、本当に楽しくて、隣の人と笑いながら、すごく楽しいですねというふうな音楽祭も聞いておりますので、実行委員の方が本当に努力しているということは私も十分わかっているのですが、でもこれは町のアイデンティティーとしての行事であって、そしてなおかつ税金も使って行われている行事ですので、そもそも音楽祭ができたのは、かなり前、若林議員も当初から参加して、いろいろやっていただいたことがあるのですが、そもそもお盆過ぎに、ほっと一段落したころに始まった事業ですし、また近ごろでは、ちちぶ国際音楽祭というのもミューズパークでやられています。だから、それらと競合して人数も少なくなっている上に、なおかつ地域の夏まつりなんかと重なったら、参加者が少なくなるということは、とても寂しいことですし、一部の人たちは、本当にヨコゼ音楽祭は毎年楽しみにしているし、頑張してほしいという声を他地区の方からも聞きますので、町として協力して頑張っていただきたいと私は思っておりますので、町としてどのぐらいヨコゼ音楽祭に対して力を入れていっていただけるかという決意みたいなものを教えていただければと思います。

以上です。

○赤岩森夫副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 大野議員さんの再質問についてお答えをしたいと思います。

まず、いじめ問題、教育委員会としてどうだったかという検証の関係でございますが、教育長報告の中で、それにつきましては取り上げまして、休憩中に議論をしてございます。いじめは、あってはならないことですので、教育委員会の中で、教育長報告の後の休憩中に、皆さんで議論をしていただきました。

それと、2番目の地域の、これから持ち上げていくにつきましては、教育長のほうから話をさせていただきたいと思います。

ヨコゼ音楽祭に関しましてですけれども、さまざまなアーティストを迎えて、コンセプトといたしますか、町民の方に触れ合う機会を与えるというようなことで、ヨコゼ音楽祭が成り立っているというようなことでございまして、今ももちろん力を入れておりますけれども、これからも同じような形でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤岩森夫副議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、幾つかお答えをいたします。

教育力のお話がありました。どんなふうに取り組んでいるか。これも前にお話ししたことがあるかと思うのですが、横瀬町では幼児教育が一番大切である、こういうことを述べました。そういったことで、昨年度から保育所、あるいは児童館、ほうしょう幼稚園、小学校、これが一緒になって研修会を持って、小学校へ上がってくるときには同じ歩調で上がってきてもらいたい、そういう根本から直そうということをしております。

もう一つは、ブックスタートというのを町長が平成14年から始めました。3カ月から4カ月の子供たち、その母親に読書の大切さをちゃんと知っていただいて、そしてそこからやっていくという。もう一つは、私が受け持っておりますけれども、平成14年からやっていますけれども、子育て講座、これは妊婦のお母さんとお父さん、ここから教育の原点が始まる、この1年間で勝負が決まると言われているのが、井深大さんの提案であります。それをもとにして、もう既に10年以上やっております。もうそろそろ小学校1、2年生に上がっているかと思えます。この根本の教育をやっているということをご存じでなかったのは残念だと思います。

それから、クラシックをどちらかへ行かれて聞いたようではありますが、クラシックの本来の狙いというのは、一番いい音楽を静かなところで聞くのがクラシックです。そういうものとふれあいコンサートとまぜてうちはやっている。そういうこともぜひ考えていただきたい。社会教育とか、社会体育とか、そういうところに力を入れてないようなお話ですが、それはまた議会で聞いていただければお話ししますが、きょうの質問とは違います。

それから、いじめの問題を検証しなかったかというのですけれども、言葉が大体おかしいですね。検証するということは、何か事件があったことを調べて、そしてこれを裁判に使うのが検証です。大津市のを見てください。学校も教育委員会も、どっちがうそだか本当だかわかりません。そんなものは検証できません。だから、検証はしない。私たちは、常に校長会であれ、教育委員会であれ、問題が出るたびに話し合いをします。そして、何か事が起きれば生徒指導主事がちゃんと学校へ行って対応しています。だから、

そんないいかげんなものは検証いたしません。

以上です。

○赤岩森夫副議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 誤解があるので、私も解いておきたいのですけれども、事件について法律的に検証せよと言ったのではなくて、いじめという事件が、問題が起きたけれども、そのことについて町の教育行政の担当者として、今回のいじめ事件を自分のこととして考えた場合に、大津市ではああったけれども、横瀬町ではこういうふうに対応しますよねというふうなことで、あれだけの大きな問題でしたので、行政委員、5人の教育委員さんで、横瀬はこうだったよねみたいなことで話し合いがされたのかなと思ってお聞きしたので、ちょっと誤解されているようですので、その点1点申しておきます。

それから、いろいろとやっていただいているようで、ありがとうございます。それで、町の教育力が上がって、横瀬町は中学校が1校、小学校が1校ということで、教育行政もとてもやりやすいし、力も入れやすいと思います。ですから、学校も一生懸命やっている、地域社会も一生懸命やっている、教育の町としての横瀬町というものを、なお一層強めていただきたいと思いますので、お聞きいたしました。そして、趣旨としては、私は、先ほども言いましたように行政委員をもうちょっと利用していただきたい。活用していただくのがいいのではないかと思ったので、5人の教育委員会の実態というものを教えていただきたいと思ってお聞きしました。

そして、なぜ行政委員がいいのかといいますと、行政委員というのは非常勤なのですね。非常勤の意味というのは、働きながらできるので、民間の感覚を大切にできるということが一つのメリットなのだそうです。社会生活の中での一般常識というものを行政の中に反映できるためにあるということですので、当町の教育委員さんは学校の先生だけでなく一般の方たちも入っておりまして、とてもいい組織になっていると思いますので、なお一層頑張ってくださいということで、行政委員さんに期待し、横瀬町の教育の大黒柱になっていただきたいと思いましたので、質問いたしました。

最後に、内藤議員もおっしゃっていましたが、隠す体制というのは、とてもよくないと思いますので、隠しているということはないと私は信じておりますけれども、先ほどの答弁によりまして、いろいろなことをやっているけれども、何も知らなかった、検証というのは裁判の言葉で、何もわからないものは検証できないということで回答いただきましたので、趣旨が違いましたので、そのことについて教育委員に対して教育長さんはどのように思っているのか、ひとつお聞かせください。

それから、ヨコゼ音楽祭についてですけれども、静かに聞くのがクラシックだということでおっしゃいましたけれども、私は楽しく、芸術というのは、感動するということが一番大切なのだと思うのです。だから、ふれあいコンサートもとてもいいことだと思いますし、私が行ったのも、静かに聞くクラシックではなくて、隣の人と話をしたり、楽しいねとか言ったりする、ふれあいながら聞くコンサートだったので、その点も1点、ちょっと誤解があったようですので、言っておきます。

最後に、教育委員として権限もある、仕組みもある、教育委員に対して教育長さんはどのようにお考えになっているのか、教えてください。お願いします。

○赤岩森夫副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 教育委員は国で決められ、そして県で決められ、議会で承認された委員です。だから、いろいろな問題について討議をしております。

それから、大津のことですね。質問をよく読みますと、「大津市の問題について検証しましたか」と書いてあります。だから、それはしておりません。

○赤岩森夫副議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、町民が相談に行ったときの相談窓口は。また、解決へ向けての各機関との連携はに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから質問事項3について答弁をさせていただきます。

まず最初に、要旨明細の1でございます。時間もなくなってきておるようでございますので、ちょっと早口で答弁をさせていただきます。

質問の中で、町民の方が空き家のことについて役場に相談に来られたと。そのときに役場の職員が何々に相談に行ったらと言われたと。そのときに出た言葉が、行政相談ということだったので、事実関係ははっきりしませんけれども、そのようなことで行政相談についてご質問をいただいたということで、解釈をさせていただきます。

ご存じかと思いますが、当町の行政相談員さんは行政相談員法に基づきまして法務大臣から委嘱された方が2名いらっしゃいます。行政相談を毎月防災無線でも流しておりますけれども、毎月第2火曜日の午後1時から3時までということで、役場で開催してございます。それで、行政相談員さんの主な職務なのでございますけれども、国の行政機関や一部の特殊法人などの業務について相談に応じるというのが行政相談の基本的な職務になっております。しかしながら、行政相談を市町村を会場にして行っているということで、町民の多くの方が、一般的に町の行政についての相談ということで、行政相談員さんが受けるケースが多くなってきております。

そのようなことで、町民の方から町の行政等について行政相談員さんに苦情とか、相談があったときには、行政相談の会場に直接担当する課の職員を呼んで、そこで事実確認をして解決に向けての助言をしております。そのほかに町民の方から一般的な相談、要望等、各担当のほうに来ております。ほとんどの相談につきましては、担当課で処理できますが、内容によっては処理できない相談もいただくことがあります。そのようなときには、横瀬町で定例的に開催しております法律相談、今の行政相談ですね、それと人権相談等を紹介して、そちらで相談していただくというような体制をとっております。したがって、ご質問の要旨のように各相談を行政相談の窓口で一本化しているというようなシステムにはなっておりません。

続きまして、不在地主や空き家の管理問題についてでございますけれども、4番議員さんは、たしか平成24年3月議会の一般質問で私有地の枯れ草についてのご質問をされているかと思っております。そのとき私のほうで答弁をさせていただきましたけれども、やはり私有地の管理は基本的に所有者の責任において管理

していただきたいということで、お願いをいたしました。また、そのときに農地については、農業委員会で所有者に対して適正な管理をするよう指導していただいていると、このような答弁をさせていただいております。

ご質問の中で、不在地主の定義が私わかりませんでしたので、ちょっとインターネットで調べましたら、「所有する土地の所在地に居住していない地主」とありました。いわゆる町内に土地はあるのだけれども、住んでいるところは町外だということだと思います。不在地主が所有する土地を含めて町内のあらゆる土地の管理は、先ほど申し上げましたけれども、所有者の責任において適正な管理をしていただいていると思っております。しかし、まれに管理が行き届かず、近隣の方々が迷惑をこうむるようなことが生じたときには、できましたら、そこにお住まいの方々が直接所有者に申し入れして解決を図っていただければ、行政としては大変ありがたいと思います。町としても管理の行き届かない土地をそのままの状態に置くことはできませんので、町民の方と一緒に解決に向けて対応していきたいと考えております。

続きまして、空き家問題についてでございますけれども、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、この空き家問題については、全国で問題が非常に高まってきております。2008年10月時点での、首都圏の1都3県での、これは総務省の調査でございますけれども、185万戸に上っていると、空き家が。5年間で20万戸ふえたというようなことも言われております。この老朽化した空き家は、景観悪化や悪臭の原因になるほか、防災、防犯上の問題も指摘され、自治体の対策が迫られておると思います。このようなことから全国で空き家対策の条例を制定する自治体がふえてきております。県内では所沢市が2010年10月に施行しております。蕨市においても今準備をしているような状況だと思います。当町において、私の知る限りで今現在深刻な問題になっているというようなケースは聞いておりません。しかしながら、今後状況を見ながら、ここら辺についても真剣に対応していきたいと考えております。

なお、ちちぶ定住自立圏推進事業として、ちちぶ空き家バンクがスタートいたしました。この事業の推進によりまして、空き家、空き地の有効活用が図れるものと考えております。

次に、交通安全対策についてのご質問でございます。ご質問の中で、姿地区で交通事故があって、その状況を役場に問い合わせただけけれども、役場ではわからないというようなことを言われておりますけれども、一つ一つの交通事故につきまして、警察から役場のほうに、横瀬町内のこういうところで事故がありましたというような報告が来るようなシステムにはなっておりません。役場のほうで状況をつかんでいるものについてはお答えすることはできますけれども、つかんでいないものについては、お答えすることができない状況になっております。

この交通安全対策につきましては、総務課の交通安全担当と警察、建設課、それと埼玉県の公安委員会が連携して対応しております。例えば総務課では、道路反射鏡、カーブミラーの設置、注意喚起のための標示板などの道路附属物の設置をしております。建設課では、町道の注意喚起のための外側線、ドット線、横断歩道に注意等の道路標示等を行っております。公安委員会では、今の建設課の中で公安委員会の許可が必要であれば、その許可をとって対応しております。また……

〔「再質問したいので、そこでいいです」と言う人あり〕

○田端啓二総務課長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○田端啓二総務課長 では、そういうことで、よろしくお願いします。

○赤岩森夫副議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 最後に確認だけさせていただきます。

不在者の場合なのですけれども、秩父市のほうでは税務台帳かなんかで住所がわかるので、連絡してくれるらしいのですけれども、横瀬町では、それはしてくれないということで、よろしいのでしょうか。

それから、地域住民も個人の家は入れませんので、そうしますと、やはり何もできないということになるのですが、その確認です。

それから、一言言っておきたいのですけれども、この件は、後日2件とも担当者の方から本当に丁寧な対応をしていただきまして、私は大変感謝しておりますということを申し上げておきます。

以上、2点だけお願いします。

○赤岩森夫副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 役場の仕事はどこまでかとか、あるいは役場の対応が悪かったとか、こんなことでいいのかというような質問だというふうには理解しています。例えば農地の管理については農地法がありまして、農業委員会、あるいは市町村に権限が与えられています。

それから、空き家についてどうするこうするというのは、例えば八王子市だと2万何全戸の空き家があると。今空き家条例をつくっているところというのは、横瀬町のレベルとは全く違う数字で空き家が発生していると。そういったところで犯罪とか、放火とか、そういったおそれもあって、付近の住民に被害が及ぶおそれがあるということで、空き家条例をつくって、町が議会の承認を得て、町が権限を持って指導しているということだと思います。そういう認識でもって町の仕事というのを見ていただければ、ちょっと言い方は悪いのですけれども、またいろいろ考えが出てくるのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○赤岩森夫副議長 再々質問はございますか。

○4番 大野伸恵議員 時間はないですね。

○赤岩森夫副議長 時間はまだ2分ちょっとあります。48分まで。

再々質問を許します。

○4番 大野伸恵議員 結構です。

○赤岩森夫副議長 ないようですので、4番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○赤岩森夫副議長 次に、5番、若林想一郎議員。

〔5番 若林想一郎議員登壇〕

○5番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

加藤町長におかれましては、平成24年度施政方針の中で、町民の絆を深め、協働という考えに立ち、自分のことは自分で守るという、自立する心と、時代の変化に即応した新たな政策を企画立案していくという創造する力を生かしたまちづくりを進めていく、我が国においては、経済情勢の不安定さに加え、政局はますます混迷を深めており、地方においては、このような状況のときこそ行政運営の手腕が問われる時代であると政策提言をされております。私も全くそのとおりであると思っております。そして、このことに対しましては、町民の一人として大いに期待するとともに、協力を惜しまないものでございます。

この中で希望プロジェクトは、「だれもが夢と希望に満ちあふれる心弾むまち横瀬、子供の笑顔、温かくも厳しい地域のまなざし、自然と共生する生き生きとした暮らしが一体となって21世紀に飛躍するまちづくりの礎となるプロジェクトを推進します」とありますので、第1の質問につきましては、安心・安全なまちづくりの視点から防災についてお伺いしたいと思います。

昨年の東日本大震災発生から1年半、想定をはるかに超える規模となった大震災は、災害対策に対する考え方の変革を私たちに迫っております。これまでに欠けていたものは何か。そして、持続可能な災害対策はどのようなものか、本町の防災体制整備事業にどのように対応されているか、この進捗状況についてお伺いをしたいと思います。具体的には要旨明細にあります、福島第一原発の事故に伴う放射能汚染の対応及び防災無線の更新についてでございます。

続きまして、質問の2につきましては、「魅力プロジェクト。自然に恵まれ、心に残る魅力あふれる美しいまち横瀬。町の四季折々の美しい自然、印象的な景観、郷土に今も息づく伝説、伝承、行事を最大限に生かし、町の魅力をさらに高めるプロジェクトを推進します」とありますので、具体的には要旨明細にあります、音楽団体やスポーツ団体等の合宿誘致に向けた基本計画の策定状況及び町民グラウンドの有効利用についてお伺いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○赤岩森夫副議長 5番、若林想一郎議員の質問1、防災についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 5番、若林想一郎議員さんの一般質問1、防災について、要旨説明1番の福島第一原発の事故に伴う放射線汚染の対応についてお答えをさせていただきます。

福島第一原子力発電所の事故につきましては、いまだ避難を余儀なくされている方が大勢います。大変遺憾に思います。事故後、埼玉県によります空間放射線量のモニタリングポストの測定が行われております。それから、平成23年7月7日から定点測点として県内116カ所の校庭等における空間放射線量の測定が始まっております。その後、11月15日からは現在までの24カ所の定点測定を行っております。これにつきましては、横瀬小学校が測定の箇所に入っております。いずれの測定結果も基準値の時間当たり0.23マイクロシーベルトの基準値以下でございました。町でも、町民にさらに安心していただくために町内23区内各1カ所、計23カ所を月2回、空間放射線量の測定をしております。こちらにつきましても測定結果は基準値以下でございました。

それから、農産物への影響等でございますが、平成24年度に入りまして、野菜、それから農産物に関しまして検査を行っております。これは県の検査機関で検査したものでございますが、全て基準値以下でございます。安心していただきたいと思っております。

それから、水道水の検査でございますけれども、こちらにつきましても月1回、検査を実施しております。いずれも不検出でございました。

それから、学校関係でございますが、横瀬小学校におきまして、プールにおけるプール水の放射能検査を昨年、ことしと実施しております。その結果は、放射性物質、いずれも不検出でございました。

それから次に、小中学校における空間放射線量の測定ですが、これにつきましては、昨年11月から毎月3回程度学校のほうで測定をしていただいております。その結果につきましては、小学校は今年度8月平均では0.068マイクロシーベルト、これは時間当たりでございます。それから、中学校におきましては0.066マイクロシーベルト、時間当たりということでございます。

それから、教育委員会に関しましては、社会体育施設の町民グラウンドにおける空間放射線量の測定、これを平成24年2月から毎月2回測定をしてきております。その結果につきましては、平均0.063マイクロシーベルト、時間当たりでございます。それから、小中学校グラウンド、町民グラウンドの空間放射線量、いずれも国の原子力安全委員会が示した0.23マイクロシーベルト以下、年間1ミリシーベルト以下でございます。国の安全基準以下の放射線量であると認識しております。

それから、学校給食食材の放射能測定についてでございますが、児童生徒へ安全な給食を提供するために食材の放射能検査を平成24年4月から週1回火曜日に3品目の食材を検査しております。その結果、いずれの食材も測定器の検出下限値未満で不検出でございました。また、米やパン、麺に使う麦、飲用の牛乳、それから学校給食会など別の検査機関で検査した安全が確認されたものを使用しているということでございます。以上、各測定結果につきましては、町のホームページ、あるいは回覧等で公表しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、放射線対策に関係しました費用としまして、平成23年度分、町の請求をしてございます。こちらにつきましては、金額につきましては85万2,323円ということでございます。これにつきましては、県内29の市、町が請求をしております。埼玉県におきましても8月31日に請求を出しております。

それで、横瀬町で請求を出しましたところ、東京電力からは、現在は下水道事業、あるいは水道事業などに関する損害賠償への取り組みを進めているところであるという回答をいただきました。それにつきまして、賠償につきましては対応方針が決まっていないなどから、少し待ってほしいとの回答をいただいております。引き続き、平成24年度分もございますので、横瀬町としては請求をしていきたいと考えております。

最後になりますが、放射線から町民を守るため、安心・安全を期すため、今年度も引き続き放射能測定や検査を実施していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○赤岩森夫副議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから要旨明細の2番、防災行政無線の更新について答弁をさせていただきます。

5番議員さんご存じのことと思いますけれども、当町が防災行政無線を整備した経緯について説明をさせていただきます。防災行政無線の設置につきましては、災害の発生に対して迅速かつ的確な対応を図り、災害の被害から町民の命と財産を守るため、横瀬町役場に防災センター親局、基地局でございますけれども

も、設置し、町内8カ所に屋外受信拡声装置を整備いたしました。屋外だけの放送では、情報の周知が図れないために全世帯に個別受信機を設置させていただいております。さらに、移動系の無線も整備して、昭和62年4月に開局をいたしております。この個別受信機の設置につきましては、当時全国でもまれでありました。その後、平成11年度に個別受信機を新タイプに変更して、平成17年度には固定系基地局統制台を改修いたしました。さらに、平成23年3月に全国瞬時警報システム、Jアラートといいますけれども、これを設置いたしました。国からの災害情報を自動放送することが可能になりました。何日か前に、このJアラートの試験放送というようなことで、試験をさせていただきました。当町におきましては、Jアラートにつきましては、問題なく稼働したという状況でございます。

当町の防災行政無線も開局から25年経過しております。特に大きな障害は出ておりませんが、町民から、こここのところ、貸与してあります個別受信機について、雑音が入り聞きづらい等の問題はいただいております。その対策につきましては、機器の交換をして対応させていただいております。現在固定系についてはアナログ方式であります。消防救急波は平成28年度までにデジタル方式に移行する必要がございます。秩父消防本部においても平成26年度には移行を完了する予定と聞いております。国からは、市町村の防災行政無線について、アナログ方式の終了時期の通知はまだ来ておりませんが、10年程度の猶予はあるものと思っております。当町の防災行政無線は設置から年数が経過しておりますので、改修も必要な時期を迎えております。改修するには固定系だけでも3億円程度の経費がかかると思われまます。さらに、移動系までとなれば相当の経費が必要と思われまます。今後デジタル化を考慮して基礎調査などの準備を進めて検討していきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○赤岩森夫副議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 それでは、この質問につきまして、私はいたずらに不安をあおるのではなくて、現実に検出された事例について、具体的な対応についてお聞きするものでございます。

先般、総務文教厚生常任委員会におきまして教育長報告で、学校用給食食材の放射能物質の測定結果、週1回、セシウム134、セシウム137とも不検出であったと。あるいは横瀬小学校、中学校のプールの放射性検査もされたと、小、中とも放射性ヨウ素、放射性セシウムは不検出であった。それから、横瀬小学校校庭等における空間放射線測定結果、毎月3回されている、町民グラウンドは月2回されている、地上5センチ、50センチ、1メートルで測定をされまして、いずれも基準値を下回っているということでございまして、こちらお聞きしまして、町民の一人として感謝を申し上げるところでございます。そして、回覧におきまして、町内の空間放射線量についてお知らせということで、8月15日の水曜日、8月29日水曜日、これの結果を9月1日の回覧で見ることができました。感謝を申し上げるところでございます。

しかしながら、週刊「AERA」の6月18日号、こちらなのですが、これに謎の黒い土という欄がございまして、断層の濃縮されたもので、放射性セシウムであると出ておりまして、埼玉県で2カ所ほど測定されております。1カ所が川島町の平沼というところで42万1,190ベクレル、それから横瀬町旧川東公会堂南というところでございますが、4万3,589ベクレル検出されたという記事が出ておりました。この点につきましては、どのように把握されて対応されましたか、お聞きしたいと思います。

○赤岩森夫副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えをさせていただきます。

週刊誌「AERA」の記事についてということでございます。当方には6月14日ですか、こちらに連絡が入りました。夜だったものですから、翌日秩父環境管理事務所さんのほうに連絡をとりまして、その場所につきまして、放射線量の測定をさせていただきました。その結果につきましては、基準値以下でありましたので、除染等は実施しておりません。ちなみに数値ですが、一番高いところで0.300マイクロシーベルトという数字は出ております。これは地上1センチでございます。低い数値では地上1センチでも0.060というような数値になっております。今後このようなスポット的なところがありますれば、測定をきちんといたしまして対応していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○赤岩森夫副議長 再々質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 それでは、先ほど総務課長さんから防災無線の更新についてお答えをいただきました。現在の横瀬町の防災行政無線、昭和62年4月に設置されて、実際に25年以上経過しておりまして、耐用年数も既に過ぎておりまして、大変古くなったものですから、聞こえづらいとか、いろいろな苦情がございまして、これについては確かに予算がかかることなので、先ほどの計画の中に少しずつ計画して上げていただいて、一遍にはできませんので、この辺の計画等も早くこの計画の中に入れていただくのがいいのではないかと思います。

そして、先日9月12日に全国瞬時警報システム、Jアラートの一斉作動訓練がありましたけれども、横瀬町はトラブルに入らなかったということで、町民の一人として喜んでいただいております。全国では1,725市区町村中210市区町村でトラブルがあったということでもありますので、このようなことがないように早目に対応いただければと思います。

それから、先ほど村越課長さんのほうから横瀬町で東電に85万円以上の請求をされたというお話を聞きました。この間の8月17日の読売新聞に、飯能市が東電に東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射線対策費計1,349万円を東京電力に請求したとありました。横瀬町も、このような請求がされたということを初めて知りましたが、町民の人も、こういうことは知らない方が多いのではないかと思います。どうか今後とも、このようなチェック機能を強化していただいて、取り組んでいただければと思います。

以上です。

○赤岩森夫副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 再々質問に対する答弁をさせていただきます。

議員さんのおっしゃる計画というのが、主要施策ということでよろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○田端啓二総務課長 主要施策として防災無線の更新については検討していきたいと思ひます。

それと、Jアラートにつきましても適正な管理をして支障を来さないようにしていきたいと思います。
以上です。

○赤岩森夫副議長 ここで本休憩といたしたいと思います。

再開は2時20分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

〔副議長、議長と交代〕

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問1の再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再々質問にお答えさせていただきます。

東京電力に対する賠償の関係でございます。横瀬町につきましては、内容的には放射線対策事業に要した人件費、それから放射線対策に関する交通費、放射線量等測定機器の購入費、放射能の検査委託等でございます。その金額が先ほど申した金額でございます。東京電力によりますと、現在では下水道事業、水道事業等以外に関する損害賠償につきましても中間方針等を踏まえ、損害賠償範囲や手続などの検討を鋭意進めておりますが、個人様や法人様、個人事業主様への賠償の支払いを優先的に対応させていただくということで、おくれるというような状況が参っております。ご指摘の情報の開示の関係ですが、町民の方にも知らせるといような方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、合宿誘致推進事業の進捗についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 若林議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、合宿誘致に関します基本計画の策定状況についてということで、ご説明を申し上げます。

今現在進行中でございますので、今までの流れというものを説明しまして、答弁とさせていただきます。合宿誘致につきましては、6月に関係する担当者を交えまして、概要説明、それから意見交換を主とする打ち合わせを行っております。また、7月に入りまして、計画策定業務の委託を簡易プロポーザル方式で行いまして、3社にプレゼンテーションをしていただきまして業者を選定し、随意契約により委託をいたしました。8月には、その業者とともに委託契約者となります業者と計画策定のための第1回目の打ち合わせを実施しました。これが8月2日でございます。続いて2回目の打ち合わせを8月6日に行いまして、内容につきましては、町内各施設、それから宿泊施設、それから周辺市、町のスポーツ施

設、そういった現地の視察を行っております。

続きまして、町内の宿泊者に対しまして、8月末日までというような期日でアンケート調査を実施いたしました。町内にございます民宿、旅館、6施設に宿泊しているお客様でございます。その方に対しましてアンケート調査を行っているということです。それから、8月22日、3回目の打ち合わせ、計画策定に係る内容について検討いたしました。主なことは、町内の公共施設等の利用状況の確認方法についてということで、これを一つの問題としまして検討いたしました。そして、周辺市、町へのヒアリング、それから宿泊施設へのヒアリング、調査日程についても協議をいたしました。そのほか、旅行代理店へのヒアリングはどうするのかとか、今後実施していく、ワークショップ形式でやるのですけれども、この内容方法、そういったものもどうしようかということで検討いたしました。

今後のスケジュールなのですが、9月に町内公共施設の利用状況調査、そういったものをいたしまして、それから同じく周辺市、町へのヒアリング調査を開始いたします。これは秩父市、小鹿野町、皆野町、長瀨町、秩父郡市という考え方でよろしいかと思っておりますけれども、市、町へのヒアリング調査を開始します。それからあと、宿泊施設へのヒアリング調査もいたします。10月、その辺をまとめまして、11月から1月までの間、先進地の視察も含めまして、ワークショップを開始するというところでございます。ワークショップのメンバーにつきましては、町内の旅館、民宿の人たちのメンバー、そういった人たちを交えての現場からの意見等もいろいろ聞きまして、計画のほうをまとめていくという方針でございますので、その点で検討を重ねてまいります。そして、それが終わりますと、2月には合宿誘致の推進計画ということで、まとめられるというような流れでございます。

以上でございます。町民グラウンドの有効利用につきましては、教育委員会の方で答弁があらうかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 町民グラウンドの有効利用についての答弁をさせていただきます。

町民グラウンドは、町民の心身の健全な育成、健康の維持増進及びスポーツの振興を図るため設置されたものでございます。現在、野球、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどのスポーツや運動会などの催しに利用されております。平成23年度の町民グラウンド利用状況ですが、利用申請書に基づく数字ですが、年間の利用団体数は20団体、延べ人員は1万5,066の方が利用しております。その内訳ですが、年間上下グラウンドを509回利用され、グラウンドゴルフ、ゲートボール、野球、ソフトボールの団体の順に利用が多く、曜日で見ますと、下グラウンドは平日も多く利用されていますが、全体的に土曜日、日曜日、祭日のグラウンドの利用が多いようです。平日、上のグラウンドの利用が少ないようでございます。今後の利用推進に当たりまして、基本的には町民グラウンドは町民のための体育施設であることを念頭に置き、町が進める合宿誘致関係もございまして、利用促進を前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 木崎課長さん、そして富田次長さんからご答弁いただきました。特に合宿誘致推進事業につきましては新規事業でございます、加藤町長に力を入れていただく事業だと推察するところでございます。目的は、合宿団体と町内各種団体との交流を促進するとともに、町内の地元旅館、民宿業を初めとする商業、観光業の振興など地域の活性化を図りますということでございます。具体的にこの成功例を一つ申し上げたいと思うのですが、たまたま秩父で第1回U-14秩父地域サッカーフェスティバル2012というのがございました。これはご存じかと思いますが、期日がことしの4月1日から4月4日まで、場所は秩父市の影森多目的グラウンドほかを使ってやった大会でございます。参加チームというのが、全国から56チーム、参加人員が1,000人以上ということで、参加をされたそうです。この大会で横瀬町の旅館、民宿を利用した人数、町長さん、どのくらいかと思えますか。すぐはあれでしょうけれども、全部で576名が、横瀬町の旅館、民宿に宿泊をされています。

このときに1人5,100円の宿泊料だったということで、これを単純に掛けますと293万7,600円、多分その他コンビニとか、コインランドリー、あるいは入浴施設等も使われたということで、このイベントだけで300万円以上の経済効果、まさに合宿誘致推進事業の目的に合致しているのではないかなと思うところでございます。2013年、来年もこのようなイベントがあるとしたら、横瀬町は、町長の施策でもありますので、ぜひ積極的に受け入れていただければと思うところでございます。そして、ことしの7月に、やはりサッカーの合宿の人たちが見えたそうです。これは3泊4日されまして、2カ所の宿泊施設に宿泊されまして、こちらの延べ人員が297名、既に効果が出てきております。この辺も町長さん、ぜひお考えいただきまして、来年はぜひ町民グラウンドを使ってやってもらいたいというようなお考えでいただければと思います。

残念なことに、U-14秩父地域サッカーフェスティバルには、横瀬町の町民グラウンドが使われなかったというのが、ちょっと残念だなと思うところでございます。ですから、私が町民グラウンドの有効利用と言ったのは、これも含めて、合宿に来た人に、町民グラウンドも使っていただくのがいいのではないかなと思うところでございます。

先ほど富田次長からの説明を聞きますと、町の平成23年度行政報告書、主要な施策の成果報告書というのがございます。その140ページに町民グラウンド維持管理事業というのがございます。先ほど富田次長の説明の中に、利用者が平成23年度、20団体で延べ1万5,066人であったという話です。それを平成22年度で調べましたところ、同じ団体数ですけども、1万9,529人が使っておるというところでございます。このところで4,000人ばかり減ってしまっている。それから、その事業費等の内訳についても、平成22年度の総事業費が1,240万4,000円でございます。そして、平成23年度が2,940万6,000円ということで、これは用地買収を含めているから、この金額になったのだと思うのですが、その中の受益者負担というのが、平成22年度が7万1,000円、そして平成23年度が、これは7万8,000円と書いてありますけれども、決算書で見ますと、3万1,500円です。半分以下になってしまったというような形で、大いに町民グラウンドの有効利用をお願いするところでございます。そういうことで、この辺の具体的な方策等がございましたら、お願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 町民グラウンドにおいてサッカーの大会をどうかというようなお話と、平成22年と平成23年を比べると、若干ではあるが、数字的に減少傾向にあるのはどういうことかということのお尋ねかと思えます。町民グラウンド、実際にことしの7月にサッカーの団体が上のグラウンドを試験的に使ってみました。そうしましたところ、やはり多くの人間が動くものですから、近所から、ちょっと見に来てくれないかというようなことで行きましたところ、砂ぼこりがすごかったりというような状況で、上のグラウンドは、いい土を入れてありますので、特にそうなのかもしれないのですけれども、そんな状況でした。その後、教育長と私のほうで、どういう状況かというのを確認に行きましたら、4センチぐらいの石がごろごろ下から浮いてくるような状況でしたので、今後において野球、ソフト以外、サッカーに使うには非常に難しいかなというようなことで話したところでございます。下のグラウンドは非常にしっかりした、かたく踏みつけられておりますので、そういう機会があれば、サッカーにも適しているのではないかなということを考えております。

次に、平成22年度、平成23年度の収入的な減というようなことでございますが、数字的には利用状況でいくと、平成22年が1万9,529人で、平成23年度は4,463人の減少でした。何の理由があるかなと考えまして、申請書をよく見ましたら、4月、5月がほとんど利用されてなかった。東日本大震災による影響が大きかったのかなというようなことで、その辺の減少が当たるのかなというようなことを考えております。今後におきまして、先ほども申し上げましたけれども、教育委員会としましても、町の方策に合った利用方法、あるいは近隣市町村の状況を踏まえまして検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 基本的な考え方は、こうした合宿誘致に向けての施策を実施しておりますので、ご理解をいただけるのではないかと思います。ただ、グラウンド等の使用等につきましては、教育委員会との調整ですとか、もっと言えば条例等の改正等も必要かもしれません。そういったものの解決策をどのように持っていったらいいのかというのも一つの考えかと思えます。

それから、ほかの施設を何とか利用できないか。サッカーのフルコートは使えないかもしれませんが、練習程度には芦小のグラウンドも使えるかなというようなこともありますので、そういった面も含めまして、基本計画を策定してまいりたいというふうに思います。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 町長からは積極的というか、そういう事業を推進したいのだというお話を伺っておりますので、どうか町民グラウンドだけでなく、あるいは芦ヶ久保小学校の校庭、あるいは木造校舎、いろいろな施設が横瀬町にもありますので、町民グラウンドだけでなく、町の施設について有効利用をいただければいいかなと思います。そして、富田次長さんには、上のグラウンドは、もともと野球やサッ

カー用、あるいはあそこにテニスコートもあったり、またはトラックに芝が張ってあったり、時代とともに変わってきておりますので、サッカーは無理かもしれませんが、こちら辺については、やはり知恵を使っていただいて、練習をすとか、あるいは試合を下ですとか、この辺はあくまで有効利用ですから、その辺を推進していただければよろしいかと思えます。

以上です。

○若林スミ子議長 要望でよろしいですか。

○5番 若林想一郎議員 要望で結構です。

○若林スミ子議長 以上で5番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

○若林スミ子議長 次に、10番、小泉初男議員。

〔10番 小泉初男議員登壇〕

○10番 小泉初男議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて5点でございます。1番目といたしまして、猿害対策等の推進についてでございます。横瀬町内全域に猿害が多発化しておりますが、町として抜本的な対策と今後の効果的な取り組み等についてお伺いをいたします。

2番目でございます。根古屋城址跡の推進について。根古屋城址公園の遊歩道の整備をしていただきましたが、周辺の景色や見通しが悪く、再整備の必要性が高いと思われまます。また、発掘調査を実施したとのことですが、発掘調査後の事業の取り組み等についてもお伺いをいたします。

3番目でございますけれども、豆腐屋跡地の有効利用とその推進対策についてでございます。豆腐屋跡地は、未使用になって、もう何年も経過しておりますが、町としての利用推進とあり方及び利用拡大等の対策についてもお伺いをいたします。

4番目でございます。ヨコゼ音楽祭のあり方と今後の推進方策についてでございます。知名度の高いヨコゼ音楽祭が、ことしのように有名人の出演にもかかわらず、今回チケットが完売しないで満席にならなかったようでございますが、今後の抜本的な見直しや、その対策についてもお伺いをいたします。

5番目といたしまして、平成25年度当初予算の目玉事業についてでございます。横瀬町は、計画行政に基づいて整備、推進を行っているようでございますが、来年度当初予算編成に当たっての各課、各部門における予定されている目玉事業がありましたら、お伺いをいたします。

以上でございます。

○若林スミ子議長 10番、小泉初男議員の質問1、猿害対策等の推進についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 10番、小泉初男議員さんの一般質問1、猿害対策等の推進について、要旨明細の横瀬町内の全域に猿害が多発化しておりますが、町として抜本的な対策と今後の効果的な取り組みについてのご質問でございます。

初めに、町内には3つの大きな群れがあります。その数は150頭にも及ぶような数でございます。1つ目の集団としますと、主に芦ヶ久保と根古屋の一部を行動範囲とするものでございます。東は赤谷トンネル付近、今では、きょうもそうなのですが、中井地区まで出ております。

〔内容はいいですから、どういう対策をするか〕という人あり〕

○村越和昭振興課長 わかりました。では、時間の都合もございまして、省略をさせていただきますが、対策としましては、定住自立圏形成協定の中で、平成21年7月に秩父圏域内の市、町、県の関係機関、農業委員会、観光農林業協会、森林組合、猟友会などで構成する秩父地域鳥獣害対策協議会が設立をされました。この協議会では、効果的な被害防止を推進することを目的としておるところでございます。事業としましては、テレメトリー、こちらは無線遠隔測定法といいまして、猿の首に発信器をつけまして、位置を確認するものでございます。これにつきましては3つの群れそれぞれにつけまして、平成22年1月、2月にかけて捕獲をしまして、その行動範囲を調べ、範囲内もわかってきたものでございます。現在は、発信器の電池が2年ぐらいしかもたないため、猿の位置も確認できない状況でございます。また、猿を捕獲しようと箱わな6基を仕掛けてございます。根古屋、宇根、芦ヶ久保、各2基ずつ仕掛けてございますが、猿の捕獲には到ってございません。

秩父地域鳥獣害対策協議会では、もう一つの関係でございます、低コスト電気柵の推進事業も行っております。今年度は、町の市民農園、ブコーさんのうららか農園のほうに電気柵を設置させていただきました。これは埼玉型電落くん（2型）と言われているもので、猿専用のものでございます。これは県の農林総合研究センターが猿の行動等を考慮しまして開発したものでございまして、大変よい電気柵となっております。今年度は、市民農園を含め3件の設置をいたしました。延長的には865メートルほどとなっております。ぜひこの機会に、多くの農家の方々に設置をしていただければありがたいと考えております。

もう一つの対策としましては、猟友会によります猿の駆除でございます。今年度に入りまして5頭ばかりの猿を駆除してございます。また、もう一つの対策としましては、猿の追い払いをしていただきたいと思います。町ではロケット花火や爆竹など花火を提供しておりますので、ご利用いただきたいと思います。猿のえさとならないよう、すぐに追い払いをお願いしたいと思っております。議員さんがおっしゃられるように抜本的な対策、これはというものが無いようにも思われます。今後の効果的な取り組みということですが、テレメトリーによる猿の居場所の確認、あるいは電気柵を設置していただく、また猿が出没した際には追い払いをするしか方法がないのではないかと考えております。よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、課長の答弁をお聞きしたわけでございますけれども、私と全く意見が合わないというのですか、その観点から申し上げますけれども、私は町としての猿害対策に本気で対応しているのか、対応していないように思えてならないわけでございます。2年ぐらい前でございますか、12月27日、28日ごろではなかったですか、多くの人を集めて、三菱さんの社宅の周辺の猿を追い払うということで実施しても、一匹の猿も出てきませんでした。もし猿を追い払ったといたしましても、その猿は違う場所に行くだけで何の効果もないわけでございます。基本的なことになりますけれども、人が騒がしければ猿も動物も出てこないと思います。その気配を感じて移動し、ほかの場所で次々に被害を生み出すのではない

でしょうか。

先ほど来課長が言いましたけれども、町は猿にセンサーをつけるとの方針で取り組まれたようでございますけれども、私もその話を随分前からさせていただいたわけでございますけれども、その中で毎年数匹ずつつけてやれば、今回のような事態は起きなかったわけでございます。電池切れがした、1匹死んでしまった、1匹行方不明になった、これこそ怠慢ではありませんか。これから毎年どんどん猿がふえてきますので、センサーも電池切れでは意味がございませんので、どんどんふやしていただいですることがいいと思っているわけでございます。

最近、猿が移住地まで下がってきているわけであります。その原因は、山の針葉樹と落葉樹のバランスが崩れていることが原因でもあるなというふうに思っているわけでございます。それには新種の改良する等、その抜本的な対策に意気込みを持たなければ何も解決しないというふうに思っているわけであります。先ほど来電気ネットの話も答弁でしていただきましたけれども、皆さんによく聞いていただきたいわけでございます。根古屋の町民農園を見るときに、猿が出ると電気ネットを早急に設置しているようでございますけれども、私も防護柵ネットを1キロほど持っているわけでございます。その設置には、私なりにまだ勇気が生まれぬわけでございます。

町は平然として、自分さえよければいいのか。その精神でネットを設置されたようでございますけれども、その分周辺の畑が被害に遭うことを承知で設置したのか。再度お伺いするわけでございますけれども、念を押して申し上げますと、私も1キロほど防護柵ネットを持っているわけでございますけれども、もし私がネットを張ってしまえば、次から次にいろいろな場所に行く、ネットを張ることも電気柵をすることも大事でしょうけれども、その前に人間と猿でどういうふうに共生するのか、それを考えるのが皆さんの使命ではございませんか。その辺を再度お尋ね申し上げます。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 電気柵の話が出ましたが、電気柵につきましては、町の鳥獣害ネットのほうで対策を講じたいと思っております。これには補助金5万円を出す予定でございます。

それから、センサーの関係でございますが、今回の補正予算に3頭分ほど設置の予算を組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議員さんも電気ネットを1キロほど持っているというお話でございますが、できれば設置をしていただいて、確かにほかに被害が出るかもしれませんけれども、そういった対応ですか、それから電気柵につきましても、多くの方に設置をしていただいて、いろいろな方策をとっていただくということが一つには必要ではないかと考えております。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 課長と一般的に話をしてもかみ合わないわけでございますけれども、今、猿が150頭ぐらい3班に分かれているという話をされたわけでございますけれども、では、農家の方々は5万円いただいて、全部ネットを張ってしまったら、猿はどうするのですか。そんなことは子供でもわかんと思いま

すよ。私は今まで猿害被害に対してはいろいろな角度から提案をさせていただいたわけですが、ごさいすけれども、当時、13年前でございましたか、横瀬町でも猿害対策委員会というのがございまして、その中で私もいろいろな提言をさせていただいたわけですが、今話を聞いていまして、自分が猿が来ないように網を張って電気を流せば、それで済む問題ですか。そうなったら猿はどうするのですか。では、あなたがもし違うよその国に行って、言葉も通じない、腹が減った、何をしようって、猿の気持ちも考えていただいて行動するのが、あなた方の使命ではないですか。

今町のほうでも防災無線で、猿が出ましたら、役場に電話してくれって、役場に電話して何になるのですか。皆さんが来る間には猿はいませんよ。また、猟友会の話になりましたけれども、今ほとんどの方が高齢化社会で、おらは鉄砲撃ちなんかしたくないよって、金をもらったって猿なんか撃ちたくないよって、そういう方が多いのですよ。それはわかりますか。ことしも猛暑でございましたけれども、役場から電話があったって、奥さんが言うそうですよ。あんなね、こんな暑い日、1人で行って倒れられたら困るから、行かないでくれって。そういう現状を知っていますか。そのうち横瀬町は、こんな考えでいけば、町の人口より猿の人口のほうが多くなる感じがするわけですよ。

皆さんに申し上げますけれども、一番大事なことは、猿も生きているわけです。共存共生ですが、一緒に暮らせる道をつくれぬものか。それを考えるのが筋かと思っておりますけれども、町長もしゃべりたいだろうけれども、猿の気持ちではございませんけれども、人間の立場で、これはこうではなくて、猿も子供が産まれて腹をすかしているわけですよ。あなた方の話を聞けば、猿が何班いて、何匹いて、猿が来ないように電気を流して、防護ネットを張って、それでいいのですか、はっきり申し上げて。皆さん方も、これだけ頭のいい方がいるのですから、もう少し逆の発想で、猿の気持ちになって考えたらどうですか。その辺再度お尋ねしますけれども、最後の答弁は、こういうふうにしたいとか、そういう形をお願いをするわけですが。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今、猿と共生ということで、大変いい話だと思っております。なぜかという、猿害対策を完璧にするには猿を絶滅させれば当然いいわけですが、猿を絶滅させるということは、野生動物との共生ということから、皆様多くの方が反対されると思っております。ということで、猿も生き、農地も守るといふ、そういったことから考えていかななくてはいけないのではないかと思います。これは担当者によく言うのですけれども、猿に、畑のものは大事だからとってはだめだよと、猿に注意すれば猿はとらないというようなことであれば、もちろんそういった害は起きないのですけれども、現実には、そういう状況にはなっていません。

猿に対しても、例えばカラスも同じなのですけれども、アライグマだとか、いろいろな動物が出てきます。そういった動物に対して、みんなかわいいなというふうに思います。かわいいなと思って、例えば餌づけをしたりとか、一緒になって幸福な時間を過ごそうというふうに考えます。ただ、それがあだになつて猿とか、そういった野生動物をふやすきっかけになっています。先ほど山の話が出ましたけれども、では、山に広葉樹をいっぱいふやせば猿は山に帰るかということ、多分帰らないと思います。なぜかという、

山の中で自然に出てくるいろいろな餌よりも、1回味を覚えてしまった畑の食べ物のほうがよほど栄養があるし、うまいということで、猿に野生の中で暮らせよといっても、もうそれは無理だと思います。

では、我々はどうすればいいかという、今言ったように、みんなで全部柵をするという方法があります。ただ、かわいそうだから、柵をしたら、猿が食べ物がなくなって困るよという、そういう人は少なくともまずいものをつくってもらいたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○渡辺利夫副町長 今、我々が猿害対策について最新の情報を集めて、最新の対応をしようとしています。そういったことをお含みおき願って、またご質問いただければというふうに考えます。

〔何事か言う人あり〕

○若林スミ子議長 発言者の議員さんは3回目になっておりますので、以上で質問1を終了させていただきます。

次に、質問2、根古屋城址跡の推進についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 引き続きまして、2番、根古屋城址跡の推進について。要旨明細、根古屋城址公園の遊歩道の整備をしていただきましたが、周辺の景色や見通しが悪く、再整備の必要性が高いと思われます。また、発掘調査を実施したとのことですが、発掘調査後の事業取り組みと予定について伺いますというご質問でございます。

この質問につきましては、昨年の9月、それからことしに入りまして3月の定例会でもご質問いただきました。平成23年度の発掘調査が終わりまして、報告書も出ております。今後は教育委員会の考え方にもなるかと思えますけれども、現状のまま保存していくということでございますので、議員さんのご提言、大変ありがたいところではありますが、遊歩道につきましても、現状維持で再整備は行わない予定であります。草刈りや遊歩道の補修等の維持管理は引き続き行っていきたいと考えております。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、教育委員会の立場から経過等を申し上げます。

先ほど振興課長のほうからもおっしゃいましたように平成23年9月に高野教育長が答弁し、また平成24年3月には前次長が答弁してございます。

それでは、答弁させていただきます。根古屋城址は、町指定の文化財として昭和48年に指定されました。発掘調査は、地権者を初め地元の協力を得まして、平成21年度の第1次調査から平成23年度の第3次調査まで行われ、出土品として染めつけ皿片、かわらけ、土器片、土器などが出土し、資料館にて整理し、展示していました。その後、調査結果等をまとめた秩父横瀬根古屋城址跡発掘調査報告書を刊行し、現在に至っております。

お尋ねの今後の予定でございますが、前にも答弁しましたとおり、事業の予定はございません。今後も現状の状態で保存していきたいと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 前回は整備するつもりはないとか、これで終わりだとかと言われましたけれども、私、一般質問書を提出したわけでございますけれども、私もきのう自分で根古屋城址跡を見てきました。あなた方は行ったことはありますか、最近は。あれば申し上げますけれども、もう少し整備すれば、お客さんも来ると思われ、町で駐車場も用意しましたよね、産業広場のところに。それも車一台とまっていなくてですよ。きのう私も朝行きましたけれども、杉林の中で真っ暗で、1時間もいれば蚊とブヨに食われてしまう現状ですよ。あたりを見ても、朝行っても、これは夕方かというぐらい暗いわけですよ。そんな場所に誰が行きますか、はっきり申し上げて。遊歩道の場所は、日が当たりませんから、草も生えてなかったですよ。その周辺のドウダンツツジが植えてありましたが、行って見たのなら、ドウダンツツジの周りの草を刈るとか、あと山頂がありますよね。山頂も草ぼうぼうでしたよ。文化財を守るのであれば、教育委員会として、いろいろな方々に見せる以上は、もっと完璧にいいものをつくって見せる必要があるのではありませんか。これもしない、あれもしない。草を刈るといったって刈ってはいないですよ。椅子に座っていれば、今の時分は暑いから、寒くていいですよ。これからは自分で、人に言われたら現場に行って、現状を見て、それから答弁するのがいいと思いますけれども、その辺はどんなものでしょうか。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、質問にお答えさせていただきます。

登ったかどうかというのですけれども、これは先日調べてきました。確かに登っていきますと、杉林、暗い、そういったことはよくわかります。そういった意味で、確かに木が切れればいいのですけれども、整備のほうは振興課にお願いしているわけですが、その辺は本当に言われるように、できる予算でもあって来れば本当にいいかと、そういうことはつくづく思っています。また、資料については、先ほど次長が話したように大変いいものが出ていますので、資料館のほうで展示しております。また、縄文式土器が非常に多く出ていますので、これから整備をして、ちゃんとした形にして展示はしていきたいと思っております。本当に薄暗くて、あるいは草が少し生えている部分もあるのですけれども、振興課長に先日行って見ていただいて、まあまあ人は通れるというようなお話も聞いたし、うちのほうの次長も一緒に行って見ているので、できればもう少し明るくしていきたいとは思っております。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 杉で暗いとか言われていますけれども、当時バブルのころは、山も随分お金になったわけですよ。バブルが崩壊して、今ほとんどの山主さんが、おれは山なんか要らないよといって、山を持っていけば苦情も来るし、いいことないから、幾らでもいいから、買って欲しくないかきという人が今は多いのですよ。そういう中で、ちょうどあそこの場所は全部で3ヘクタールぐらいあるのですか。これは町のほうでも幾らかお金を出して整備したらどうですか。それには、杉林もありますけれども、今、山主さんのところへ行けば、わかりませんが、町で使うなら、幾らでもいいから売るよって、きっとそ

ういう話があると思うのですよ。そうならば、町の中でも多少は資本でもかけて、金がねえ、金がねえではなくて、多少資本をかけなければアイデアも生まれにくいし、もしそうならば、木でも切るときには、雇用対策資金がありますよね、いろいろな雇用にもなると思うのですよ。私は、この場所がありますよね、どうにか安い費用で、横瀬町の日玉ではありませんけれども、棚田ばかりが目玉ではなくて、こういうところもあるのだよって、そういう発想をしたらどうかという話をしたいわけでございます。よく教育長さんも、足腰の準備運動ではありませんけれども、運動のためにもう一回見てもらって、こういうふうにしたらよくなるとか、こういうふうにしたらお客さんが来るとか、こういうふうにしたら町にお金が落ちるとか、そういう発想でしたらどうでしょうか、その辺再度お伺いをするわけでございますけれども、これはまた副町長がいいですね。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 根古屋城址については非常に歴史もあって素晴らしいところだと思います。今のところ、いろいろ考えている中で、町の行政として費用対効果とか、町の人たちの福祉の向上のためにお金は使わなくてはいけないという大前提がありますので、根古屋城址の整備については、まだちょっと優先順位は低いかなというふうなことで、今検討しているところです。

以上です。

○若林スミ子議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、豆腐屋跡地の有効利用とその推進対策についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 時間を気にされているようですので、端的にお答えをさせていただきます。

今回のこの場所につきましては、情に流されない、皆さんが納得する使用方法を現在考えております。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 豆腐屋跡地も、もう何年も使用していないようでございますけれども、今まで1カ月間10万円の収入があったわけでございます。当時を考えると、大きなマイナスではないでしょうか。町は財源確保に消極的になっているのではございませんか。もし一般の方があれば、あいている場所をはっきり申し上げて、芦ヶ久保のあの場所で家賃といたしますか、10万円も出して借りてくれれば、誰にでもすぐ貸しますよ。今ほとんどの方が10万円も出して借りるところはないですよ。私が思うことは、何年もあいていれば、金も上がってこないし、また家も使っていなければ傷んでくるし、どうにか借りていただければ、5万円だっていいから、貸したほうがいいかなと思っているわけでありまして。今あいているままではもったいない感じがするわけでございますので、どういうふうにするかわかりませんが、その対策を練ってもらって進めるほうがいいと思うわけでございます。

○若林スミ子議長 要望でよろしいのですか。

○10番 小泉初男議員 要望ではないよ。

○若林スミ子議長 答弁。

○10番 小泉初男議員 はい。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。
町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 拙速に答えを出すべきではないというふうに思っております。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、町長に言われましたけれども、よく検討してとか、最近使用に当たっていろいろなうわさが流れておりますけれども、誰に、どのように使用させるのか、その予定についてお尋ねするわけでございますけれども、いろいろな方々が、誰が言ったか知りませんが、あの場所をただで使わせるとか、貸すとか、そういう話が随分流れているわけでございますけれども、その予定でもあればと思ひまして、お尋ねをするわけでございます。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。
町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さんが納得できる方法をとりたいというふうに思います。プライベートな個人の使用ということもあるわけでありまして、あの施設については、私も思い入れもありますし、いろいろな経過もありますので、慎重に対処してまいりたいというふうに思います。

○若林スミ子議長 以上で質問3を終了します。

次に、質問4、ヨコゼ音楽祭のあり方と今後の推進方策についてに対する答弁を求めます。
教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 質問4のヨコゼ音楽祭のあり方と今後の推進方策について、抜本的な見直し、その対策について伺いますということでございますけれども、ヨコゼ音楽祭補助事業は、音楽に触れ合う機会をふやし、音楽意識の高揚に努め、音楽による心豊かなまちづくりを推進することにより、協働のまちづくりによる町のイメージアップとPR活動を推進する目的で、ヨコゼ音楽祭実行委員会へ補助金を交付し、ヨコゼ音楽祭実行委員が中心となり、運営をしております。

今年度の入場者数を申し上げますと、8月4日土曜日のふれあいコンサート、258人、去年は340人でしたので、82人の減、5日の名曲コンサート、411人、去年479人でしたので、68人の減でございました。ふれあいコンサートアンケートの集計結果を見ますと、回答者数173枚、回答率67.5%によりますと、観客は町内の方が68%、町外32%、「音楽祭はいかがでしたか」に対し「非常よかった」「よかった」を合わせますと84%、「どちらとも言えない」1%、無回答15%でした。名曲コンサートアンケートの集計結果を見ますと、回答者数241枚、回答率58.64%によりますと、観客は町内の方が34%、町外の方が66%、「音楽祭はいかがでしたか」に対しまして「非常よかった」「よかった」を合わせますと90.1%、「どちらとも言えない」「つまらなかった」を合わせますと1.6%、無回答8.3%でした。ふれあいコンサートの入場者

数減は、横瀬中学校の吹奏楽部が出演できなかったことが影響しているものと思われます。そして、名曲コンサートの入場者数は8割を超え、まずまずではなかったかと思っています。そして、観客のほとんどの方が「よかった」と答えていることは、献身的によりよい音楽祭を聞いてもらいたいというヨコゼ音楽祭実行委員会の活動に対しての称賛の声と感じています。

ヨコゼ音楽祭のコンセプト、町民の方に音楽を持つすばらしいさに触れていただき、きっかけづくり、場の提供を目指しています。そして、現在の実行委員会は、老若男女、さまざまな職業、それぞれの立場の方々が自主的に集まり、地域に根差した町民の手づくりによる音楽祭を中学生、高校生、一般のボランティアの方々にお手伝いをいただき、運営をしています。先ほども申し上げましたが、今後も町の文化、芸術団体活動の活性化、文化的町のイメージアップを図る意味で必要な事業であると考えております。今後もヨコゼ音楽祭実行委員会が中心となり、ヨコゼ音楽祭を開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 私も数回、音楽祭に行ったことがあるわけでございます。答弁でも出ましたけれども、どうして空席になったか。今現状では、不況話が飛び交っている中でございます。なぜ空席が目立ったのか、その原因についても伺いするわけでございますけれども、私も、こう言っては失礼かもしれませんが、クラシックの音楽は似合わない男でございまして、義理でチケットを何枚も購入し、いろいろな人に配ったわけでございますけれども、最近はそのような人がいなくなって、義理型イベントの崩壊にもなっているかなというふうに思っているわけでございます。なぜ完売しないのか。先ほど来いろいろな方が音楽祭の質問をされましたけれども、その中で教育長さんが、静かに聞くものだという答弁をされましたけれども、私もそのとおりだと思っています。

私が13年前ですか、2回ほどお世話になったわけでございますけれども、私もクラシックを聞ける、立派な先生方が来てやってくれる、その思いで一張羅の背広を着て、ネクタイをして行ったわけです。そして、女性の方々は化粧しながらいい支度で来るわけですよ。男性を見ていましたら、草履履きに、百姓の帰りのジャンパーで来るわけですよ。これがクラシックかさと思って、最近はお邪魔していませんけれども、これはマナーではありませんけれども、静かに聞いて、出演者の方も一張羅の支度で来るわけですよ。我々見学者も最高とは言いませんけれども、ある程度の身だしなみで行かなかったら、クラシックに対して罰が当たるのではございませんか。町長、どうでしょうか。これからそれこそ有名人を呼んだ以上、我々は金を出しても、きちんとした衣裳で静かに聞いて、それが音楽ではありませんか。だから、サンダル履きで百姓の帰りのような支度では相手方に迷惑でしょうから、その辺もよく考えてやったらいいかなものではないでしょうか、再度お尋ねするわけでございます。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、お答えしたいと思います。

ちょっと外れるかもしれませんが、私本当に感心するのは小泉議員さんなのです。それはなぜか

という、きょうも背広を着ているわけですが、いつも背広を着ているのです。なかなかできないのですよね。普通は、ここで着なくていいのですけれども、そういうときでも背広を着ている。だから、音楽祭、クラシックというのは、ちゃんとした服装で来る、まさにそういうふうだんだんできていけばいいな、心から思っております。これは外国なんか行きますと、例えばシェークスピアの劇を見に行くといったら必ず正装で行くことになっています。そこへいくと、日本人はまだまだ。都会と田舎の違い、そういう意味では、そういうのが徐々に前よりはよくなっているのではないかな、こんなふうに思っております。そういった意味でマナー、本当に小泉議員さんの言うとおりで。私も本当につくづくそう思います。

それから、完売しなかったということなのですが、名の売れている人のときは確かに来ます。名は通っていないけれども、上手な人ではなかなか来ない。今回なんかの場合、その点に当たるのではないかなと思うのですけれども、森麻季さんの場合は、ソプラノで1ランク上の音を出せるという日本でも数少ない人なのですね。そういったことで、あの日しかあいてなかったのです。そういったことで横瀬中学校とぶついたらわけなのなのですが、あの1日置いた日、次の日は広島でコンサート、そしてさらに1日置いて今度は長崎で頼まれていますから、そういう有名なところへ行っている、1日あけたというのはすばらしいと思うのです。大野議員さんから楽譜を見て歌ったというのがありましたけれども、世界の3大テノールの人だってちゃんと楽譜を置いて歌っています。本来は、そうやってバッハとか、ヘンデルですかね、そういった人たちの、そうやって歌うのも一般的には言われております。

そういったことも考えたとき、森麻季さんのときは、そういった意味で少なかったかなと、こう思っています。でも、80%、さらに前にはふれあいコンサートもありますから、それでは何とかあったのかなと思うのですけれども、1ランク上の高い音、日本人にはなかなか出せないの、聞いてもらったのが大変よかったとは思いますが、券が売れなかったというのは本当に残念だと。その辺については、実行委員会にもお願いするし、教育委員会としても、より一層努力をして、できるだけ多くの人に見てもらうように、ふれあいコンサートも考えていきたいなと思っています。ふれあいコンサートも第1回目はコーラスの方が本当に骨を折ってやってくれました。その後、中学校の吹奏楽が入り、さらに小学校が入ってきて、本当に町を挙げての音楽祭になっていると思うので、ぜひこれからも続けていきたい、こんなふうに考えていますので、ご協力をお願いしたい、こんなふうに思っております。

○若林スミ子議長 発言時間が迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 教育長とは本当に息の合った話で、大変ありがとうございました。これから私どもも行く以上は、ちゃんとお金を払って、多少高くてもいいから、そういう形でやっていただければいいと思っております。音楽に対して横瀬の町民も率先して、カラオケばかり行くのではなくて、クラシックでも聞きに行こうと、そういう夢を与えることが必要かと思っておりますので、ぜひこれからもよろしく願います。

○若林スミ子議長 要望でよろしいですか。

○10番 小泉初男議員 はい。

○若林スミ子議長 以上で質問4を終了します。

次に、質問5、平成25年度当初予算の目玉事業についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 5の平成25年度当初予算の目玉事業についてお答えいたします。

まず、町道の整備でございますが、平成23年度から国の社会資本整備総合交付金事業を活用して町道5号線、9号線及び宇根地区の町道3167号線の改築工事を進めております。現在このうち5号線につきましては、横瀬小学校の東側においてカーブの修正と歩道設置の工事を進めておりますので、ご存じのことと思います。平成25年度におきましては、引き続き全体の事業の進捗を図るとともに、5号線の小学校の北側に下横瀬橋がありますが、下横瀬橋の補強及び長寿命化工事に来年度からは着手できる予定でおります。

次に、教育関係ですが、横瀬中学校の金工・木工室の耐震化工事を予定しております。この工事が終了しますと、横瀬町の小中学校の主要な耐震工事が終了するところでございます。

また、赤谷水道については、今年度から2カ年かけて浄水場を建設いたしますが、来年度には配水管の工事に着手する予定でおります。

その他、見守りネットワークやコミュニティバス関連事業についても事業の充実を図ることとしております。

現在国におきましては、概算要求が今各省庁から出そろったところでございます。今後12月の末までにかけて財務省等で事業の絞り込みをするわけですが、また国、県等、これから予算が本格化します。こういったところの補助金の動向等もいろいろ見ていかないと、要は費用対効果が高い事業を組めないところもありますので、そういった状況を注視しながら、平成25年度についても、今いろいろ指示して検討させているところです。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、副町長から答弁していただきましたけれども、私は書いてあるとおり、目玉事業があればという話をしているわけです。町道の改築とか、耐震とか、赤谷水道とか、これは目玉ですか。私が言いたいことは、今、武甲山関係者も多少なり景気はいいかわかりませんが、武甲山だっていっまでも続くわけではございません。そのために今からでも徐々に、20年後、30年後ではありませんけれども、これをしていこうとか、こうなったらいいとか、その方向が目玉事業と思っているわけでございます。私が、これから住民には何が必要か、何を求めているか、これから何十年か後はこうなるとか、今の世代の私たちがやるべきことが目玉事業だというふうに思っているわけでありまして。だから、町道の改築とか、耐震とか、水道とか、こんなのは普通の一般的な話なわけですよ。目玉でも何でもありませんよ。

私もそうですけれども、私が2日、3日前ですか、数人の方が来まして、議員、9月の定例議会があるけれども、何か一般質問するのかと聞かれまして、大した話はしないけれども、5点ほどするのだと話をしましたら、その方々が、小泉議員、こんなちっぽけな質問をするのかとって笑われたわけでございます。1時間もかけての質問ではなくて、こんな話は課長でも副町長でも30分やればわかるでしょうって、私も嫌がらせとか、そういうものではありませんけれども、私が思うことは、私も議員として皆さんと、こ

れからどういうふうにしたら横瀬町はよくなるのか、どういうふうにしたら変わるのか、今いろいろな方に行き会うわけですが、その一番の口ぐせが猿の話ですよ。あと、雇用の話ですよ。あとは、あいさつを短くしろって言ってくれと、その話が多いです。だから、副町長に申し上げますけれども、もう少し大局を見て答弁のほどお願いしたいわけでございます。

時間もないようでございますので、また12月に目玉事業の各部門の質問をさせていただきますけれども、そのときまでにぜひ納得のいく答弁をお願いしたいわけでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○若林スミ子議長 以上で10番、小泉初男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時50分といたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時49分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○若林スミ子議長 次に、1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 皆さん、お疲れさまです。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

おかげさまで、きょうの一般質問で、これで6回目になります。さすがに6回ぐらいになりますと、なれてきたというのがありますし、何より周りの空気を非常によく感じられるようになりました。きょうは四方八方から、後が詰まっているから手短にせいというオーラをびしびし感じていますので、ぜい肉をそぎ落として、短目できょうはお世話になりたいと思います。

私の質問は、町有財産の有効活用についてです。私は、この横瀬町が持続可能な町であるために必要な努力、3つあると思っています。その努力は継続的で、かつ組織的な努力が必要だと思っています。1つ目、歳出を削減する継続的、かつ組織的な努力、2つ目、歳入をふやす継続的、かつ組織的な努力、そして3つ目、持っている資産を最有効活用する継続的、かつ組織的な努力、これらがそろって初めて横瀬町の未来が開けると、私はそう考えています。きょうは、その中の3つ目、持っている資産を最有効活用するということに関してお伺いをさせていただきます。本来的には、この持っている資産というのは、有形資産にとどまらなくて、例えば人的資産だったり、あるいは組織だったりというものまでも含まれますが、そこまで話を拡散してしまうと、ちょっとわかりにくくなるかと思っておりますので、きょうは有形資産、具体的に言いますと、大分類で言う行政財産、それから一般財産、町が持っている行政財産と一般財産につい

てお伺いしたいと思います。

改めて伺います。町有財産を最有効活用するための方針、取り組み等を具体的にお教えてください。よろしくお願いたします。

○若林スミ子議長 1番、富田能成議員の質問1、町有財産の有効活用についてに対する答弁を求めます。
まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 ただいまの富田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

恐らく質問の趣旨からいきますと、公共施設の関係の、特に有形資産に対するマネジメントの考え方だろうということで、答弁をさせていただきます。

初めに、これからの財政を考えますと、一般会計の支出のほうでは年々増大するのが、恐らく社会保障関係、それが一つであろうと思います。また、収入では逆に伸び悩むのが税収の総額だと思っております。このことから、公共施設の維持管理につきましては、今後財源が不足するということが考えられますので、この危機感から自治体独自の取り組みにより、コントロールできるものは早目に考えて着手するというのが重要だと思っております。これから有形資産につきましてはのマネジメントということで、これは今県のほうでも推奨してございます。アセットマネジメントというようなことで、この間も県の市町村課のほうから、横瀬町さんはどんな形でやっていますかというような問い合わせも来て、実際に町長のほうにも、こんな形で県は進めておりますというような説明もさせていただいております。

現在、横瀬町の町有財産につきましては、機械的に管理されているということではございません。一応台帳につきましては、ペーパーベースで台帳ができております。そのペーパーベースでできた台帳に対しては、内容が有形資産でございますので、耐用年数、そういったものも表示がされております。その辺のことを考えまして、これから施設が老朽化していくとか、そういったものも考えまして、予算等に反映できるような形で資産の台帳というものは有効に活用させていただいております。

そして、その台帳とは別に、各担当課におきましては、事業実施計画というのがございまして、その実施計画の中でも建物、そういったものにつきましても、3年間のスパンで見直し、またそれを3年間継続させていくというような形で見直しをかけて、予算をどの程度つけたらいいかというようなことも検討しております。定期的な点検を行いまして、損傷や劣化が重大になる前に適切な対応を行うという予防保全、そういったものを取り入れながら、これからも公共施設につきましては長寿命化、そういったものを考えながらアセットマネジメントに担当課としては努めていきたいと思っております。

それから、もう一点が、公共のインフラについて第2の老朽化が進んでいるというようなことを言われておりますのが橋梁の関係だと思えます。橋梁の関係につきましては建設課のほうで、橋梁につきましては長寿命化の修繕計画といったものもつくっておりますので、それはそれで管理をされていくのだろうと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 再質問をさせていただきます。

アセットマネジメントということの方針に関してはわかるのですけれども、町有財産といったときにいろいろな種類があると思います。現在稼働しているアセットであれば今のアセットマネジメントでいいのですが、例えば不稼働資産、それから横瀬町の長い歴史の中で蓄積されていって、取得した経緯もよくわからないような土地の一筆だったり、そういうものまでひっくるめて横瀬町は財産として今持っているわけです。これはトータルでどういうふうなマネジメントしていくかというのは非常に大事だと思います。もちろん今使っている資産をうまく長寿命化していくというのもそうなのですが、不稼働資産をそぎ落とすですとか、あるいは稼働されていくという考え方は必要になってくるのだらうと思います。今のお話で、片側の不稼働資産だつたりということのご説明はなかったと思いますので、そちらのところを追加で説明していただければと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 再質問にお答えをいたします。

不稼働資産についてどうかということでございます。先ほども申しあげました町有財産の台帳でペーパーベースで管理しているということを申しあげました。その中にも不稼働資産、土地といった類いのものもあります。ある程度資産の一覧表というようなものはありますけれども、行政財産、それから普通財産と分かれておりますけれども、土地については普通財産というような形で、ほとんどのくくりにはなっているかと思っておりますけれども、その中で一つの土地に占める面積というものが、その台帳のくくりの中には管理はされておりますけれども、面積が小さくてどうにもならないというような土地も土地台帳の中に含まれております。

それはどういったところから発生したかと申し上げますと、道路の拡幅、それから河川改修、そういったもので、工事をしたけれども、半端になった土地というのですか、だから本当に面積が小さい。それを町としては、今現在では売れるものは売るといような考え方もしておりますので、売買できるものについてはやってみましょうということでございますけれども、先ほども申しあげましたとおり、面積的に小さいものですから、その土地を買いたいという方につきましても、恐らく一般の人たちは飛びつかない、どうにもならないような土地でございますので、そんな形で思っております。

だから、もし売買ができるとなれば、その土地に接している地権者、そういった方々に買っていただくのが一番ベストかなと思っております。そんな関係で売りたいには売りたいのですけれども、残された土地の面積、そういった条件等も考えますと、やはり面積的に小さいからできないというようなことで、台帳上残っているものもあります。とりあえず、そのような形でアセットマネジメントしてはいるのですけれども、これも本来資産として持っていていいのかというような疑問なものも確かに台帳の中にはあります。そういったものも、これからはある程度区分けというか、そういったものをして、はっきり整理していく必要もあるのかなと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 最後ですので、まとめていきます。ぜひ意識していただきたいのは、持っているコストですね、不稼働資産は持っているのと得ではなくて損だと思います。これは管理の手間もかかるし、例えば隣地の方が持っているのであれば固定資産税が入るのだけれども、入らないということもありますし、いろいろな意味で持っているコストというのは、ぜひ考えた運営をしていただきたいと思います。

きょうは総論の話をしていきますので、ちょっと各論の資産、これは気になるところでは、例えばグラウンドの使用がどうかとか、芦ヶ久保小学校とか、きょうもお話があったような資産とかいろいろありますが、きょうはそこまでは言及しないつもりでして、総論でまとめていきたいのですけれども、ぜひお願いしたいのが、経営資源として経営的な視点で管理をしていただきたいということです。

まず、入り口で、私も去年いただきましたけれども、町有財産の一覧というのがあります。まず、この中で必要なものと必要でないものというのが大分類で分けられると思います。次に必要なものであれば、それが最も有効活用されているかどうかというチェックはできるはずですが、必要でないものは、これは隣地の人に買ってもらうのか、あるいは貸すのかどうするかという作戦は少なくとも立てられるはずですが、それをぜひやっていただきたい。横文字でファシリティマネジメントというのが最近はやりでして、各自自治体では一生懸命取り組んでいるところもあります。これは都道府県のレベルから市町村のレベルまであります。どこまで一生懸命やるかというのは、これは身の丈にある話なので、横瀬町の身の丈でやっていただければいいのですが、ポイントとしては2点あります。

1つが、全部の管理に町の経営的な視点で横串を入れていただきたいということです。これはリストを見ると、総務課の管理があったり、まち経営課の管理があったり、教育委員会の管理があったり、管理の課が違いますよね。課によって基準が違うということではなく、これをまず一元的に横瀬町にとって必要なか必要でないのか。それから、どういう形にするのが一番いいのかということを見てくださいと思います。特に教育関係は、町長の所管と教育長の所管になりますので、すり合わせが難しいのかもしれませんが、むしろそこをぜひ一括して町の経営という観点で、まずスクリーニングをしていただきたいというのが1点です。

それと、強いて言うと、今は一元で管理していただきたいというところが入り口なのですが、もう一つ申し上げると、ぜひ時間の感覚を持ってということですか、時限性のある管理をしていただきたいです。これはせっかく一覧になっていますので、将来どうしたいか、あるいは近未来ではどうしたいか。そのために作戦は何をするのかというのが、それぞれにちゃんとあって、それを時間で管理していただきたい。ことしてはまだ作戦途上なのか、諦めたのか、来年はどうなのかというところを時間を感覚を持って管理していただきたいというのが2つ目です。

私からは以上なのですが、最後にぜひ町長と教育長にコメントをいただければと思います。よろしくお願ひします。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきます。

町有財産のうち私が認識をしているので、余り使っていないというのは、ほとんどありません。これは

土地の基金のほうで購入している、庁舎の西側の土地があるのですけれども、あれも入り口がないものですから、一般会計のほうへ移して何とか使いたいと思っているのですけれども、今担当のほうで、周りの地主さんまで巻き込んで、何とか使えるような方法を考えろと強く指示をさせていただいております。そのほかは川西のほうですとか、聞きますと、土地の拡張の際の交換用地として取得をしたというようなところもあるのですけれども、そこも入り口がなかったり、再活用の方法の非常に難しい部分が残っております。そうしたことも踏まえながら、有効活用に努力をしまいたいというふうに思います。

○若林スミ子議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、教育委員会関係にお答えさせていただきます。

1つは、野外活動施設、これがあります。これは当初使っているときは、平成15年までですかね、1年に大体1,500万円ぐらい使っていました。それをずっと切ってきてまして、今現在は80万円ほどになっているのですけれども、これは返す方向で今のところ考えております。

それから、給食センターがありますけれども、新しいのを建てました。まだ多少古いものが入っているのですが、これは町のほうと話し合いをしながら、いい方向に持っていければなど、こう思っています。

それから、資料館も今考えているのですけれども、資料館の学芸員ももうすぐ退職になります。そういったことを含めて、あれを閉めるのか、あるいは継続してやっていくのか、あるいは3日ほど開くのか、いろいろ考えていますけれども、非常に貴重なものが入っております。まだ1万点を整理しなくてはですから、そういったことを含めて縮小な形ではいきたい、こんなふうに考えております。

あと、縮小するというよりも、耐震をやりましたけれども、小学校、中学校にしても、特に小学校も昭和35年の建物があります。今の第二校舎ですけれども、これは耐震が平成12年ですので、やがて新築をしなくてはだと思っているのですけれども、そういうときには、それを建てて、第三校舎は取り壊すような形でいかななくてはかなと。また、中学校においても、B棟が昭和38年に建てたものです。これも耐震をしてきました。そういったことで講堂はあったのですけれども、壊しました。そういったことで、縮小できるものは縮小していきたいと思えますけれども、いずれにしても町の財産でありますので、町と話をしながら、不必要というわけではないのですけれども、そういったものはできるだけ早目に検討していきたい、こんなふうに思っております。

○若林スミ子議長 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第5、陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生委員長 ただいま議長よりご指名がございましたので、上程されました陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書について総務文教厚生常任委員会における審査の概要をご報告いたします。

本件は、平成24年3月定例会において本委員会に付託となり、平成24年6月6日に委員会を開催し、審議を行った結果、継続審議となった案件であり、平成24年9月4日に委員会を開催し、審査いたしました。審議では、参考上必要あるものについては執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。

初めに、本件に関して継続審議中に把握した情報について報告を受けました。主な内容は、年金額を2.5%引き下げる国民年金法の一部改正に関する法律案は審議期間の確保ができないため、今国会での成立は断念されたこと、低所得者、高齢者に対し福祉的な給付金を支給する年金生活者支援給付金支給に関する法律案が提出され、平成27年10月より施行される予定とのことであります。この情報に対し質疑があり、その後各委員より討論を行いました。

各委員の意見は、おおむね次のとおりであります。年金支給額はスライド制で決められるため、下がることもあれば上がることもある。低所得者に対する支援は別財源でできるようである。陳情の趣旨について3点を同時に扱うのは不相当であるなどの意見が出ました。

審査結果ですが、以上、討論までの内容を踏まえ、採決をいたしました。採決の方法は挙手採決とし、結果、挙手少数により陳情第1号は不採択と決定いたしました。

以上であります。

○若林スミ子議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

日程第5、陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立なし〕

○若林スミ子議長 起立なしです。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○若林スミ子議長 日程第6、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第6、報告第3号 平成23年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、1の健全化判断比率について申し上げます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないことから、それぞれ数値の記載はございません。

次に、実質公債比率でございますが、地方債の元利償還金が減少したことなどにより、前年度より0.9ポイント減少し、10.6%となっております。また、将来負担比率につきましては、公営企業会計等の繰り出し見込額や加入する組合への負担金見込額が減少したことなどから、前年度より19.9ポイント減少し、78.1%でございました。

続きまして、2の資金不足比率でございますが、対象となる上水道事業会計及び下水道特別会計とも資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については以上でございます。ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

日程第6、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりご了承を願ひます。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第7、議案第29号 横瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第7、議案第29号 横瀬町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保

に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、関係規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 議案第29号 横瀬町税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、町の税条例に附則第25条を加えるものでございます。平成26年度から10年間、均等割の税率を500円加算するというものでございます。

この根拠になるものでございますけれども、お手元にお配りしております参考資料をごらんいただきたいと思えます。議案第29号参考資料、これは東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律というものが、昨年の12月に交付されたものでございます。

その概要でございますけれども、1、趣旨、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うというものでございます。

2としまして、税制上の措置の内容でございます。平成26年度から平成35年までの間、個人住民税の均等割の税率を次のように引き上げるということで、これは道府県民税の均等割と市町村民税の均等割、それぞれを500円引き上げるというものでございます。今回の条例改正につきましては、この大きな括弧のくくりの下2行、市町村民税の均等割、これを年額500円を引き上げて年額3,500円とする。現行が年額3,000円というものでございます。町税の税収増につきましては、平成24年度の均等割の課税対象者が4,120人ほどございました。平成26年度から平成35年までの10年間、500円を上げるということで、仮に試算をさせていただきますと、約4,000人の方から10年ということで、500円掛ける4,000円で200万円掛ける10年で2,000万円ほどの増収になる見込みでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第29号 横瀬町税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第8、議案第30号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第30号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院規則の一部改正に伴い、関係規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、ただいま上程になりました議案第30号の補足説明をさせていただきます。

お手元に議案第30号参考資料ということで、参考資料をお配りしてございます。これに基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の改正の概要でございますけれども、人事院規則の一部改正により、職員の特別休暇のうちドナー休暇、いわゆる括弧書きでございますけれども、白血病等の有効な治療法である移植療法のドナーとなる場合に取得可能な特別休暇でございます。について骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも職員が特別休暇を取得できるように改正を行うものでございます。

2つ目の丸でございますけれども、今回の改正の作業を行う上で第2条第3項及び第4項に重複する記述が発見されましたので、あわせてこれを整理するものでございます。重複する記述ということで、こちらに書かせていただきましたけれども、この記述が第3項と第4項に重複しているということで、第3項を残して第4項を改正するという内容でございます。

2つ目として、改正の条文でございますけれども、第14条第2項第20号の改正でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、白血病患者に末梢血幹細胞を提供する場合にも特別休暇を取得できるようにするための条文の整理を行うものでございます。第2条第4項の改正でございますけれども、重複する記述を整理するものでございます。

施行期日でございますけれども、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第30号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎認定第1号～認定第6号の上程、説明

○若林スミ子議長 お諮りいたします。

日程第9、認定第1号から日程第14、認定第6号までは、いずれも関連がありますので、一括上程をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、日程第9から日程第14まで、これを一括上程いたします。

日程第9、認定第1号 平成23年度横瀬町一般会計決算の認定について、日程第10、認定第2号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について、日程第11、認定第3号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について、日程第12、認定第4号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第13、認定第5号 平成23年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について、日程第14、認定第6号 平成23年度横瀬町水道事業決算の認定について、以上認定案件6件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程いたされました日程第9、認定第1号 平成23年度横瀬町一般会計決算の認定について、日程第10、認定第2号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について、日程第11、

認定第3号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について、日程第12、認定第4号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第13、認定第5号 平成23年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について、日程第14、認定第6号 平成23年度横瀬町水道事業決算の認定について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきましたので、ただいま一括上程されました認定第1号から第6号までにつきまして、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成23年度決算書類に対する審査結果について、過日提出をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づき説明をさせていただきます。大変お疲れのところ恐縮でございますが、少し時間を頂戴したいと思います。

最初に、お手元の決算審査意見書の書式について、昨年まで伝統ある様式であったわけでございますが、今年度から少し変更させていただきましたので、それについてちょっと触れさせていただきます。

変更点は、次の3点でございます。まず、目次をつけて、ほかの自治体が多く採用しております様式を参考にして体系的に整理をさせていただきました。2つ目は、第241条第5項の法律に基づきまして財産に関する事項と基金運用状況の項目を追加させていただきました。3番目は、一般会計と特別会計が別々であったわけでございますけれども、今回これを一くりにいたしました。法律の異なる水道事業会計は単独扱いとさせていただきます。したがって、審査意見は、それぞれの後段にまとめてつけさせていただいております。

それでは、その意見書に基づきまして内容の説明をさせていただきます。初めに、一般会計及び特別会計です。2ページをごらんください。審査期日は平成24年7月3日、4日、5日、9日、10日の5日間でございます。監査委員2名で実施をさせていただきました。

審査の対象は、平成23年度一般会計歳入歳出及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、それから下水道の4つの特別会計決算並びに財産に関する調書、土地開発基金、高額療養費支払資金貸付基金、国民健康保険出産資金貸付基金の運用状況についてであります。

まず最初に、審査の結果について申し上げます。審査に付された歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、基金運用状況についても適正であると認められました。

それでは、意見書に沿って内容をご説明申し上げます。2ページの下段に決算の概要の表がございます。一般会計に特別会計を加えた歳入総額は55億5,687万5,000円、歳出総額は51億5,244万9,000円、実質収支は3億8,975万円の黒字となっております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。第6の一般会計について申し上げたいと思います。決算規模は前年度を下回り、歳出総額では3億5,445万円減少の32億8,811万9,000円となりました。決算収支では、実質収支及び実質単年度収支ともに前年度に引き続き黒字となっております。

ちょっとはしりますが、4ページをごらんください。予算の執行状況についてであります。まず、歳入でございますが、収入済額は35億9,170万4,000円でございます。前年度より2億9,057万円減少しました。これを款別で見ますと、増加しましたのが7項目で1億7,164万円ございました。内訳は町税、地方交付税、繰越金が主なものでございます。この普通交付税は、基準財政需要額の増加に対して基準財政収入額が逆に減少したことによりまして8,900万円ほど平成23年度は増加しています。一方、減少しました費目は13項目でございます。総額が4億6,221万円、主なものは国庫支出金、約2億3,000万円ぐらいございます。県の支出金が約1億3,800万円、町債が7,300万円ぐらい、これが主なものでございます。

それから、収入未済額は1億2,921万円で、前年度に比べますと半減いたしました。主な理由は、先ほども申し上げた国庫支出金とか町債のところで減少している結果であります。

それから、この歳入の財源別で見えますと、5ページの財源別状況というのがありますけれども、自主財源比率では平成22年度が大幅に低下しまして、ちょっと懸念されたわけでございますが、平成23年度は44.3%となり、5.4ポイント改善しております。その中核となります町税を、表にございますように見えますと、前年度比で収入率が0.1%、金額で約4,000万円増加いたしました。主な理由は、法人町民税の増加でございます。

次に、歳出に移りたいと思います。8ページでございます。まず歳出は、前年度比で3億5,445万円減少の32億8,811万9,000円となりました。この中で減少率の多い費目は、土木費、総務費、民生費、教育費でございました。

8ページの性質別歳出の状況についてであります。硬直性の強い義務的経費の対前年度では、公債費は減少しましたが、人件費は微増、扶助費は3.6%の1,233万円増加しております。結果、合計で800万円ほど増加いたしました。この扶助費についてでございますけれども、ちょっと調べてみますと、平成21年度が550万円、平成22年度においては1億1,800万円と大幅に増加いたしました。これは考えますと、主として児童手当から子ども手当への政策変更が大きく影響したものと判断しております。平成23年度は、社会福祉費のうちの障害福祉サービス費の増加が影響していると思います。ただ、この扶助費につきましては、今後とも増加傾向が続くのではないかというふうに想定をされます。

それから、投資的経費の普通建設事業費は、横中の耐震補強や新田橋歩道設置等の工事が終了したのに伴いまして減少しました。その他の経費も減少しております。

次に、不用額についてであります。不用額は前年度比で約6,000万円増の2億6,700万円となりました。その半分は予備費でございます。その他で額の大きいのは教育費と民生費でございます。款別の執行状況につきましては、8ページから11ページをご参照いただきたいと思います。

以上の歳入歳出決算数字から財政構造の弾力性を分析しております。

11ページをごらんいただきたいと思います。まず、財政力指数でございますが、前年度に引き続き低下しております。経常収支比率は0.5ポイント上がりましたが、前年度のレベルだと思っております。経常一般財源比率は、町税収入や普通交付税が増加したことにより改善されています。人件費比率は、若干上昇しま

した。財政健全化の判断指標の一つであります実質公債費比率は、先ほど報告がございましたように前年度に引き続き低下しております。

以上で、急ぎましたが、一般会計の説明を終わります。

次に、13ページ、14ページをごらんください。国民健康保険特別会計でございます。決算額は、表のとおり前年度比で360万円の歳入減、1,572万円の歳出増となりました。実質収支は約5,000万円の黒字ですが、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支では2年連続の赤字になっております。保険税収入、率でございますが、75.2%になっています。これは前年度比でいいますと、平成21年度が0.6ポイント、平成22年度が1.3ポイント、平成23年度が0.8ポイントと年々減少傾向にあります。保険加入の状況は、人口減の影響もあるのでしょうか。世帯数、被保険者数ともに微減が続いております。一方、保険給付費は漸増傾向と言えます。

引き続き、15ページの介護保険特別会計に移らせていただきます。歳入歳出ともに平成22年度に続き前年度を上回っております。実質収支は4,290万円の黒字で、単年度収支も黒字でございます。保険料収入率は98.4%で、前年度並みでございます。認定者数もほぼ同数になっております。一方、保険給付費は、これもやはり漸増傾向でございます。

続いて、17ページの後期高齢者医療特別会計でございます。決算規模は、歳入歳出ともに前年度比で少し増加しました。実質収支も黒字でございます。保険料収入率は99.8%で高率をキープしています。

引き続き、18ページに移ります。下水道特別会計でございます。決算規模は、歳入歳出ともに前年度に引き続き減少しております。この理由は、歳出の事業費の減少に伴いまして、財源でございます国庫支出金と町債の減少が、それに伴って減少しているものでございます。実質収支は、黒字をキープしています。使用料等は、供用区域拡大に伴う利用者増により320万円ふえました。収入率も問題ありません。以上で特別会計を終わらせていただきます。

19ページの第11、財産に関する事項に移ります。公有財産の土地は、増減差し引きで907平米の増加、建物、森林面積の増減はございません。物品、債権については、記載のとおりでございます。

20ページをお開きください。基金についてでございます。基金につきましても、現金は財政調整基金、減債基金及び地域振興拠点施設整備基金などで積み立てが行われております。一方、地域福祉基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金を取り崩した結果、平成23年度末残高は前年度比約6,500万円増の9億266万9,000円でございます。土地は、売却により70平米減少しています。

21ページの第12、基金運用状況については、記載のとおりでございます。

以上、説明申し上げました内容について監査委員としての審査意見を記載しております。これは朗読させていただきます。

まず、審査意見として総括してございますが、平成23年度の日本経済は、世界的な金融・経済危機を経て、外需の伸びや政府の消費刺激策の効果で景気の持ち直しの兆しが見えたところに例の東日本大震災が発生して甚大な影響を受けたわけでございます。

その後の電力抑制、円高進行、さらには欧州債務危機に端を発して世界経済の減速感が強まり、雇用情勢は依然として厳しく、景気の先行きは不透明な状況で推移したと思っております。また、平成23年6月公表の国勢調査結果によりますと、少子高齢化の進行はますます顕在化していると思っております。

横瀬町の人口動態予測についてでございますが、平成22年度に比較して平成32年の予測でございますけれども、人口は688人減の8,758人になると推定しております。この内訳でございますが、年少層で345人、生産年齢層で740人それぞれ減少する。逆に老年層が397人増加する推計でございます。

少子高齢化社会は、歳出圧力を増すことから、国の財政収支改善への道もなかなか容易ではないというふうに思うわけでございます。ゆえに自治体の財政運営にも影響し、厳しさを増していくと予想されます。

そのような中、横瀬町は「第5次横瀬町総合振興計画」2年目の平成23年度のスタートに当たって、3つの今後の政策運営方針が打ち出されております。すなわち「住民全体のまちづくり」「職員の資質向上と組織の活性化」「財政の健全化」でございます。それに基づいて予算編成執行が行われていると思えます。

水道事業を除く各会計の実質収支は、一般会計2億8,890万9,000円、対前年度は括弧のとおりであります。特別会計総額は1億84万1,000円の黒字でありました。財政健全化判断指数面でも報告がございましたように改善されており、本町の財政は引き続き健全性が保たれていると認めます。

しかし、今まで申し上げましたように先行き不透明な財政状況に鑑み、今後とも最少の経費で最大の効果を上げる行政運営がなされるよう、より一層の改革と持続可能な財政基盤の強化を図って、「緑と風が奏でるところ和むまち」の実現に邁進されることを期待するものでございます。

総括の内訳として、1番目に直近3カ年の歳出決算規模というのを見てみました。表のとおりでございますが、平成23年度の歳出決算規模は、特別会計は横ばいですが、一般会計、水道事業会計が減少の傾向にあります。総合計で前年度に比べますと3億5,000万円ほど減少していますが、54億5,000万円の決算規模でございます。これを切り口を人口1人当たりという目で見ますと、1人当たり60万円以上だったものが60万円を割ることになってきているということで、今後の動向を注視したいというふうに思います。

それから、2つ目が、政策宣言重点事業の執行状況でございます。振興計画に基づいて毎年政策宣言重点事業ということが設定されて実施されております。平成23年度は23事業が設定されておまして、目標像のまちづくりのために有効に執行されました。その概要は、行政報告書にも記載されてございますが、合わせて2億7,389万4,000円の額になっております。それぞれの内訳は、表のとおりでございますが、ごらんいただきたいと思えます。今後も第5次横瀬町総合振興計画実現のために社会変化に適応した有効、かつ魅力ある事業、さらには将来の財政基盤強化に資する、私は産業の芽を育てるということも、この中に含めていただきたいと思いますと思っておりますが、そういう事業の立案、推進に期待したいと思います。

3番目に、その他の項目として、地球温暖化対策に関してでございます。横瀬町は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて平成23年3月に第1次横瀬町地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定しております。これは平成26年度までの5年間で毎年1%ずつ5%を削減するという目標を設定してございます。計画概要は、対象施設の平成21年度床面積当たり二酸化炭素排出量の基準値を設けまして、これを毎年1%ずつ削減していくというものでございます。

この実績報告を見させていただきました。平成22年度は一旦増加しておりますが、平成23年度時点では2.62%削減され、29.68kg—CO₂/㎡まで低下しております。経過年度の目標は達成されていると考えます。

対象施設の最も大きな温室効果ガス排出源は電気でございます。この間の節電努力や横瀬中学校太陽光発電システムの導入、そういう効果も、この中に含まれているものと思います。特に太陽光発電技術について、ちょっと注目をさせていただきました。太陽光発電技術は、こうした温暖化対策の取り組みと同時に、現下の電力事情、すなわち原子力発電の停滞、その引きかえの電力料金の上昇、あるいは再生可能エネルギーへのシフト、こういう政策が今進んでおります。

本町では、既に家庭への太陽光発電システム設置費補助金交付制度を導入しておりますが、これも担当課からは非常に関心が高いというふうに言われております。そこで、既に稼働した横瀬町のスポーツ交流館が実績が出てまいっております。この実績を分析して、当町の公共施設等で追加設置の可能性がないか、ちょうどタイミング的に大変いいと思いますので、全庁的に検討されることを提案したいと思います。

次に、一般会計についてであります。1番に歳入、収入未済額と不納欠損額についてであります。平成23年度歳入の収入未済額は、前年度よりも1億5,332万3,000円減少いたしまして1億2,921万円となっております。この大きな理由は、前年度にあった小中学校費補助金とか道路整備、地域活性化交付金などが国庫支出金でなくなったということと、町債で道路整備や中学校整備事業債の未済額がなくなったこと、こういう理由だと思っております。町税につきましては、固定資産税の滞納繰り越し分が約500万円ふえたことから微増となっております。また、不納欠損額については、法人町民税の滞納分が解消されましたものの、固定資産税滞納繰り越し分の増加によりまして、前年度比微増の42万5,000円でございます。町税の未済や不納欠損額は即収入率、財政に影響するものでありまして、縮減に一層のご努力をお願いしたいと思います。

次に、自主財源と町税収入率についてでございます。歳入の財源別状況では、先ほど申しましたように前年度に減少した自主財源が約8,000万円増加し、構成比で44.3%に回復いたしました。改善の主な項目は、町税、繰越金、諸収入、寄附金であります。

歳入の約30%を占める自主財源の根幹をなす町税の収入率は、前年度に対して現年分で0.3ポイント改善の98%、滞納繰り越し分でも2.3ポイント改善の、合計で0.1%改善されて92.6%となっております。関係部門の努力を多といたします。ちなみに平成22年度の県内24町村平均値でございますが、これは平成23年度は、まだデータは出ておりませんので、平成22年度のデータでございますけれども、現年で98%、合計で91.4%となっております。徴収率アップにつきましては、厳しい経済環境ではありますが、適正な法的対応も含めた納税対策のさらなる強化を要望いたしたいと思っております。

それから、2番目に歳出についてであります。歳出では、繰越明許費が6,250万7,000円、不用額が2億6,696万5,000円ありました。そのために予算現額に対する執行率は90.9%となっております。執行率は、繰越明許費の減少によって2年連続で向上はしております。

不用額についてであります。歳出の不用額は2億6,696万5,000円で、予算現額の7.4%に相当します。2年連続で増加しております。

内訳を款別で見ますと、大きい順に教育費、民生費、衛生費、総務費、土木費であります。繰越明許予算の入札差金、あるいはやむを得ないものを含めて要因はさまざまでございます。予算設定時の見積もりの甘さによる差異、経費節減の取り組みの結果、生じた差異、こういうものも含まれております。

今後とも財源の有効活用、行政運営の効率化の点から事業計画の精査、見積もり精度の向上、事業執行

の経済性追求をさらに進められることを要望したいと思います。また、平成23年度から開始された教育費の中の学校給食費補助金についてでございますが、申請基準日が年度末日ということになっているため、これは下期分になりますけれども、一部予算執行が年度内にできないということになっておりまして、何か工夫をして再検討をお願いしたいと思います。

それから、きょうも話が出ていました橋梁長寿命化修繕事業についてであります。本事業は78橋についての点検、台帳作成並びに修繕計画策定が平成23年度に終了いたしました。その後、学識経験者の意見聴取の必要性から今年度へ全額繰越明許されております。

交通安全上の重要事項であり、かつ継続して多額の歳出を伴うものでありますから、今後の施工に当たりましては、優先度を考慮した計画的な実施を望みたいと思います。

次に、3番目、財政分析についてであります。

〔何事か言う人あり〕

○一柳俊一代表監査委員 ちょっと中断します。



◎会議時間の延長

○若林スミ子議長 ここで、お諮りしたいと思います。

会議時間は5時までということになっておりますが、若干延長したいと存じますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

では、延長することに決しました。

○若林スミ子議長 監査委員、続けてお願いいたします。

○一柳俊一代表監査委員 ちょっと長引いて済みません。

次は、財政力指数についてであります。悪化傾向が続き、今年度は、単年度で0.541、3カ年平均値で0.591に悪化しました。これは普通交付税算定時のデータに基づく計算式分母の基準財政需要額が7,700万円ふえております。分子の基準財政収入額は逆に1,260万円減少しております。これを割りますので、指数は下がります。指数低下は、財源に余裕がなくなっていると受けとめる必要がございます。ちなみに平成22年度の県内町村の3カ年平均値は0.695でございます。

経常収支比率についてであります。財政構造弾力性を判断する一つの指標であり、今年度は84.9%で大きな変化はございません。県内町村平均値は83.9%となっております。

それから、人件費比率でございます。義務的経費としての性格が強い人件費の増大は、財政硬直化の要因となるので注目指標の一つでございます。経常一般財源収入がどの程度人件費に使用されているかを示

す人件費充当一般財源比率では、今年度は26.6%でございます。前年度並みであります。水準を維持しております。

一方、外部の人的資源を活用する、この中に含まれる委託料に着目いたしますと、本年度決算では2億8,970万4,000円となっており、2年連続で9%ずつ増加しています。近年、電子化関連も増加しているので、継続的業務委託料については、人件費と関連づけながら分析する必要があるというふうに考えます。

実質公債費比率、これは先ほど報告がございましたので、割愛いたします。

国民健康保険特別会計であります。本年度は、前年度と比べて歳入が下回り、歳出が上回る結果となった。加入状況も減少傾向にございます。自主財源である国民健康保険税は、長引く景気の低迷など不安定要素を抱えていることもあり、歳入確保は引き続き厳しい状況にあると考えています。

本年度の保険税収入率は75.2%と昨年度を0.8ポイント下回り、収入未済額は前年度比で200万円ばかり増加の6,115万3,000円であるが、その80%が滞納繰り越し分でございます。不納欠損額は減少傾向にあって33万5,000円ございました。

以上から、根幹である保険税の収納率向上には引き続き努力をしていただきたいと思っております。とりわけ滞納繰り越し分の徴収は税負担の公平性の観点からも肝要と思われれます。

なお、滞納者への取り組みとして、短期被保険者証の発行、あるいは被保険者資格証明書の交付等の対応もやむを得ないものと考えますが、面接面談・状況把握など適切に行った上で実施するように望みます。

歳出の大半を占める保険給付費についても、さらなる予防医療に意を注いで医療費の縮減を図り、引き続き本会計の適切な事務執行を期待するものであります。

介護保険特別会計。本年度決算は、歳入歳出とも前年度を上回る結果となりました。今年度の介護保険料の収入率は98.4%と前年度とほぼ同数値で推移しております。現年度分の滞納繰り越し分を合わせた収入未済額は179万700円、前年度と比べて19万3,790円の増加、不納欠損額も18万円で、昨年度と比べて2万3,000円の増加でございます。滞納額は年々増加傾向にあるため、収入率の向上に一層取り組まれることを望みます。

本会計は、介護認定者数の増加及び介護給付費の増加等を考えると引き続き厳しい状況にございます。今後も相互扶助という趣旨を踏まえ、住民に対し広く制度の理解と協力を求めながら、関係各機関と十分な連携を行って、特に介護予防の徹底を図られることを期待します。

5番目に、後期高齢者医療特別会計についてであります。本年度決算は、歳入歳出とも前年度を上回る結果となりました。今年度の後期高齢者医療保険料の収入率は99.8%と前年度に比べ0.4ポイント上昇しております。収入未済額は、前年度に比べ18万6,000円減の12万6,000円まで縮小しております。不納欠損額も2万円で、前年度に比べて9万4,000円減少しております。引き続き収納率の向上に十分留意し、取り組まれることを望みたいと思っております。

本会計は、被保険者数の増加及び後期高齢者医療広域連合負担金の増加等を考えると、引き続き厳しい状況にございます。今後も相互扶助という趣旨を踏まえ、関係各機関と十分な連携を行い、特に予防医療の徹底を図ることを期待します。

下水道特別会計についてであります。本年度決算において、歳入歳出とも前年度を下回るものになりました。これは主に事業費の管渠築造工事の減少によるものでございます。使用料及び手数料収入率は、前

年度99.9%に対して今年度は満額になっております。

今年度も管渠築造工事は支線工事が主で延長約750メートルの汚水管が埋設されました。汚水管埋設総延長は、これで約1万7,000メートル余になります。マンホールポンプ設置基数は19基となりました。さらに、下水道供用開始区域も拡張され、第1から第5供用開始区域までの汚水管の接続率は平成23年度末で81%でございます。下水道利用者の加入状況は順調に推移していると考えています。

平成24年4月から供用開始区域に第6供用開始区域がさらに加わります。利用者もふえ、使用料も増加すると思われまますので、住民の十分な理解を得ながら公共下水道への接続率の向上を積極的に図り、河川の水質浄化に努めていくよう望みます。

財産に関する事項でございます。公有財産につきましては、今年度907平米が町民グラウンド用地として取得されました。これを機会に申し上げたいのは、現在運用中の町の所有する施設等用地に含まれる多くの借地、これについてどうされていくのか。買収是非の方向づけと財政の状況、重要度に応じた計画的実行の検討を望みたいと思います。

物品については、環境や経済性等に配慮した車種を優先採用することや保有台数に留意し、引き続き適正な管理運営を図られたいと思います。

基金につきましては、安全確実な運用に努めていると認められます。今後も各基金の設置目的に沿った管理運用とペイオフ対策に十分留意され、引き続き安全確実で効果的な資金運用を望みたいと思います。

基金運用状況についてでございますが、土地開発基金につきましては、現金で196万4,508円増額しております。これは当該年度の積み立て30万円及び回収金が166万4,508円ございました結果であります。

高額療養費支払資金貸付基金及び国民健康保険出産資金貸付基金の両基金につきましては、平成23年度はございませんでしたので、引き続き適正運用に努めていただきたいと思います。

次に、ページの最後になりますけれども、水道事業会計についてであります。29ページからでございます。30ページをごらんください。

水道事業会計の審査期日は7月3日と4日でございます。上下水道課で行いました。

審査の結果についてでございますが、決算諸表は適正に表示していると認められました。経営成績については、31ページの第1表にございますけれども、収益的収支状況が掲げてございます。収入は、給水収益の落ち込みと営業外収益の補助金減少により、前年度比で2,552万円減少しております。

一方、支出につきましては、種々の削減努力が払われた上、営業外費用の浦山ダム使用権設定負担分の助成金の支払いが終わっております。そういうことによって前年度比2,147万円減少しました。その結果、前年度231万6,000円の利益計上がございました。ことしは残念ながら、平成23年度は173万1,000円の損失計上となっております。

給水状況を見ますと、総配水量は前年度比で約3万立米減少いたしました。その結果、総配水量は119万8,000立米になっております。それから、1立米当たりの表が32ページにございますが、ここの中の営業利益も3.8円悪化しまして、15.7円になっております。

次に、その下の資本的収支の状況でございますが、収入は2,877万円に対して支出が1億465万円ございまして、不足額7,587万円は、主として過年度分損益勘定留保資金から補填されております。以上で水道事業会計の決算説明を終わりたいと思います。

これについての審査意見を申し上げます。33ページの下のほうにございます。水道事業の使命は、将来にわたり安全で良質な生活水を安定供給し、事業経営の健全化を図ることでございます。平成23年度水道事業決算は、全般にわたり計数的に誤りはなく、適正であると認められます。

決算内容を見ますと、今年度の総収益は1億9,169万4,000円に対して総費用が1億9,342万6,000円となりまして、173万1,464円の当年度純損失となりました。また、資金的収支では、企業債の借り入れを行わずに自己資金で賄い、不足額7,587万5,000円は、先ほどのとおりでございます。

今年度の特記事項でございますけれども、第5次拡張の事業変更認可の取得をして、これは赤谷地区でございますけれども、設計業務に着手しました。それから、姿見山浄水場水利使用権の更新申請が許可されました。それから、もう一つ、秩父浦山ダム使用権設定水道事業会計負担分助成金の支払いが終了したということが挙げられると思います。

これを踏まえて、水道事業の課題について記述しております。有収水量の用途別内訳を見ますと、家庭用が71%、家庭用が多いということです。家庭用が71%を占め、給水量の減少傾向は今後も続くと思われまます。したがって、収益も厳しさを増すと想定されます。

一方、運用面につきましては、施設の利用率で見ますと、全国平均が約50%台にあります。これに対し我が町の水道事業の利用率は32%と低く、効率面に難があるというふうに思います。この理由でございますけれども、浄水場が分散していることが1つ、それから最大容量の姿見山浄水場が借用している秩父用水路の老朽化が進んでいるという懸念から、能力を生かし切れずに低稼働率を強いられております。それから、償却残も大きいということであると見ております。

人口減少化の中で、こうした水道事業の厳しい状況は、近隣地域の行政でも共通だというふうに思います。将来的には広域化構想の具体化も浮上すると想定されます。

以上から、まずは各浄水場の原価比較等を作りまして、最適稼働率がどこにあるのか、今のままでいいのかということをご検討いただけたらいいなと。それから、あわせて一層の効率的な事業運営に努力されるとともに、将来のあるべき姿もあわせて描いておくことが望ましいと考えます。

以上で説明を終わりますが、お疲れのところ、長時間にわたりましてご静聴ありがとうございました。これで終わります。

○若林スミ子議長 以上で監査委員の決算審査報告を終わります。



◎延会の宣告

○若林スミ子議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後 5時16分

平成24年第4回横瀬町議会定例会 第2日

平成24年9月20日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第1号 平成23年度横瀬町一般会計決算の認定について、認定第2号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第3号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について、認定第4号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第5号 平成23年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について、認定第6号 平成23年度横瀬町水道事業決算の認定についての質疑、討論、採決

1、議案第31号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第39号 横瀬町教育委員会委員の任命について、議案第40号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願についての上程、説明、質疑、委員会付託

1、発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管理 者
木崎泰明	参事兼 まち経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。
全員の出席でございます。ただいまから会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎認定第1号～認定第6号の質疑、討論、採決

- 若林スミ子議長 ただいま議事につきましては、認定第1号から第6号まで一括上程し、監査委員より決算審査に係る監査報告が終わったところでございます。

引き続き、ご審議をお願いいたします。

ここで、お諮りいたします。これからの審査方法でございますが、前例に倣いまして休憩をし、休憩中に関係書類を確認していただきます。その後再開をいたしまして質疑に移りたいと思っておりますが、そのような方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 若林スミ子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時30分

- 若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に関係書類等のご確認をしていただきました。

これより認定案件に係る質疑に入りたいと思っております。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑をお願いいたします。

11番、若林新一郎議員。

- 11番 若林新一郎議員 その前にちょっとお伺いしたいのですが、会計は全部一緒にいいですか。一般会計から分けなくて一緒にいいですね。

- 若林スミ子議長 一緒をお願いいたします。

○11番 若林新一郎議員 はい。それでは、5点ほど監査委員さんにお聞きしたいと思います。

まず1点が、一般会計の歳入なのですが、4ページの款別歳入において国庫支出金と県支出金、これが対前年度比61.5%と、これは約2億3,000万円減る。それから、県のほうが63.3%で、マイナスの約1億3,800万円ぐらいと大幅に減っております。これは昨日、代表監査委員からご説明あったわけですが、この大幅に減った理由というのがおわかりになりましたら、教えていただきたいと思います。それが1点です。

それから、次の5ページですけれども、町税についてなのですが、町民税の法人税が対前年度比190.7%、それからたばこ税が114.9%となっておりますけれども、法人税は、実はずっと景気が悪くて、例えば平成20年に比べると、去年で約1億2,000万円ぐらい減っているし、それからおととしも1億円ぐらい減っているのかな。要するに平成20年のころが1億6,500万円ぐらいあったのですね。去年が4,630万円で、今度が8,800万円になったので、去年の倍ぐらいになったのですが、ちょっと意外な感じがしたのですけれども、大変結構なことなのですから、そのことと、それからたばこ税、これもこのところずっと数百万円ぐらいずつ減ってきていたのが、平成22年度に比べて平成23年度は約460万円、今度はふえているのですね。いい傾向なのですから、質問は、今後もこれらのことが、この程度の税収が見込めると期待していいのかどうか、そういうことなのですから、それが2つ目です。

それから、3つ目が、財政力指数の件なのですが、11ページです。これは平成23年度、単年度で0.541、3カ年平均で0.591となっております。実は過去数年来、横瀬町は単年度でも3年平均でも秩父郡市ではいつもトップだったのですね。それが昨年度、単年度で秩父市のほうがよくなって、3カ年平均では、まだ横瀬町のほうがいいのですけれども、そういうふうな結果になりました。基準財政需要額、基準財政収入額、これらの開きが当然出てきておるわけですが、それとまた最近基準財政規模ですね、これも微増傾向で、それに対して標準税収が、これはまた減っている、減少傾向にあるのですね。そんなふうなことで、当然基準財政需要額と、それから基準財政収入額のほうの関係も出てくるのだと思うのですけれども、そしてさらに秩父郡市1市4町、これを見た場合も平成19年度以降、1市4町全てにおいて単年度でだんだん悪化しているのですね、この財政力指数が。だから、当然横瀬町だけではないし、今現在、県全体を見ても、不交付団体は、今埼玉県内はたしか2つの市だと思います。以前は、何年か前は11だか14だかあったと思うのですが、去年あたり不交付団体は2つだけになっているので、これは決して秩父谷だけの傾向ではなくて全国的な傾向だと思うのですけれども、それで質問なのですが、意見書にも年々悪化傾向を示しているというふうに書かれているのですけれども、その悪化の原因というものを、なかなか難しいとは思いますが、もしお感じになるところがありましたら、教えていただきたいというふうに思います。

次が、4つ目なのですが、水道会計関係です。3条関係、収益的収支関係ですけれども、まず1つが平成23年度、これは形式収支が赤字になりました。以前から水道水の使用量が年々減ってきているということもあって、減少傾向にはあったのですけれども、今後も多分この傾向というのは変わらないのではないかなというふうに思いますが、その辺のお考えを教えていただきたいということが4つ目です。

それから、5つ目なのですが、これの対策としては定住自立圏構想で広域水道というのも考えられているようですが、一番いいのは、県水になってしまえば一番いいなというふうに個人的には思うので

す。県水も寄居まで来ているわけですから、よく長瀬の町長が言いますけれども、長瀬とあそこでつなげばいいだけだとよく言っていますけれども、そうすれば料金は少なくとも県下統一されるので、そうすればいいなと思うのですけれども、県水扱いになるのは、なかなか難しいかなと思います。ただ、今後のことを考えれば、やはり県下統一の水道代というのが理想だと思うし、ましてや秩父は県南の人が飲んでいる水をきれいにしようと一生懸命努力もしているわけです。だから、当然県水にしてもらえればいいのですが、いろいろなことがあるのでしょう。前から言っている、なかなかうまくいかない。

あと、その次に県水がだめなら広域水道、ただ、秩父郡市広域水道にした場合、果たして横瀬町が料金的にメリットになるのか、デメリットになるのか、そこまで私はまだ見てないのですけれども、そんなふうなこと。それからあと、町内だけで考えると、他会計からの繰り入れということもあるわけですが、他会計からの繰り入れも、それぞれの会計、そんなに余裕があるわけではないので、これも限度があります。そんなふうなことで、最後に考えられるのは、今度は水道料金の値上げというふうなことも考え方としては出てくるのかと思います。水道料金の値上げというのは、これは一番最後の最後、どうしようもないときにしかできない手だと思います。ましてや今、下水道とリンクしておりますので、水道代が上がると下水道代も上がってくるということもあります。そんなふうなことで、いろいろあるのですけれども、いずれにしても形式収支が赤字になってしまったということで、また何らかの方策も考えていかなければならないのではないかと思います。その辺のことにつきまして、代表監査委員にひとつご意見をお伺いしたいと思います、よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 おはようございます。ただいま若林新一郎議員さんから5つでございませうかね、昨日の意見書に関してご質問ございました。監査委員の立場の範囲内で回答させていただきます。あと、不足分については、執行部へご質問をお願いしたいと思います。

まず、一般会計の歳入で国庫支出金と県支出金が大幅に減ったけれども、理由は何だと、こういうことだったと思いますけれども、ご承知のとおり国、県の支出金というのは、負担金と補助金、交付金、もう一つは委託金ですね。大きいのは補助金、交付金でございませう。国庫の場合は平成22年度にあって平成23年度になくなったもの、これが大きいものがございませう。例えば地域活性化臨時交付金というのが3つあったのです。それぞれ名前がついています。地域活性化交付金、臨時交付金というやつ。これが1億6,000万円ぐらい平成22年度にございませう。これは平成23年度は臨時と名前がつくぐらいでなくなっていると、これが大きいです。それから、小中学校の耐震化の工事の中で安全・安心な学校づくり交付金というのがございませう。これが、その進展に伴って1億円ぐらい減少しています。一方、この補助金のところでふえたものが新しくあるのです。二酸化炭素の問題とか、それから建築物の安全ストック形成助成金とか、こういうのは2,000万円ぐらいあるのです。それを相殺すると約2億幾らでしようか、全体で減ったのが2億3,000万円ぐらい減っているわけです。そういう形になると思います。それが1つです。

県の支出金については、負担金は大体同じです。それから、委託金で500万円ぐらい減っています。補助金でやはり1億3,000万円ぐらい減っているのです。その理由は何かという、平成22年度にあって平成23年度になくなったもの、これが介護基盤緊急整備、介護にかかわる特別対策事業費というのが1億

5,000万円ぐらいあったのです。これが消えました。それから、新しくあったもの、グリーンニューディール基金とか、そういうようなものが2,000万円ぐらいふえているのですけれども、さっきの介護の関連と、それからきのうも話がありました、全国瞬時警報システム整備事業、こういうものを含めて、まだ1,000万円ぐらいありますよね。そういうものを差し引きして減っているということだと思います。

それから、2番目は、法人税の町民税でございますか、それからたばこ税、平成23年度は、私の感覚では、セメント業自体は底を打って若干回復基調に入ってきた時期だったと思っております。ただ、そういう意味で鉱産税がふえているかということですが、鉱産税は50万円ぐらいしかふえていないのです。だから、セメントは、底は打ったけれども、セメントのせいではない。それから、担当課に聞きますと、いわゆるセメント業自体ではなくて、セメントにかかわる関連企業の法人町民税がふえているということですから、どうもセメントではなく石灰が、ひょっとしたら好転しているかもしれない。詳しいことはわかりません。そんな感じがいたします。ただ、ふえたといっても、さっき話がありました、平成20年は1億6,500万円あったわけですから、その半分に戻ったということでございますね。最近の業界の環境は、長いこと冬の時代から少し脱しつつあるので、このぐらいの税収増は見込めるのではないかと、私はそう感じます。

それから、もう一つ、たばこ税でございますが、これは若干ふえたのですけれども、15%ほど。これは平成22年度に値上げしたのですね。その反動ではなかろうかというふうに思います。これについては、今の嫌煙ムードからして、大きく増加することは期待できないだろうというふうに考えます。

それから次に、財政力指数の話がございました。大変難しいのですが、ご承知のとおり財政力指数というのは、基準財政収入額を基準財政需要額で割って算出されたものです。これが全てほかの健全化を判断する指数とマッチングしているかといったら、どうもそれは疑わしいです。ただ、財政力指数だけ見ていると、確かに悪くなっていると、こういうことが言えると思います。悪化の傾向ですけれども、当町に限らず平均的に落ちております。秩父市も程度の差はあるけれども、落ちています。それから、町村の平均値も落ちています。これを考えますと、町の場合は、いわゆる需要額は減ってきているのです。大体11億円台から9億円台ぐらいにはなっているわけです。そういうことで分母の需要額がふえて分子が小さくなって、割り算すれば下がっていくのは当然のことなのですが、この両者の差というのは、普通交付税でございますので、普通交付税はふえているのです。だから、この関係は合致するというふうに見えています。

それから、収入額の減少については、昨日もお話をしましたけれども、自主財源比率ということで見ますと、例えば平成20年には56%近かった。去年は40%を切ってしまったのです。平成23年度は回復して44.3%ぐらいになっていますけれども、これは自主財源比率が下がっているということは財源がだんだん難しくなってきていると、こういうことだと思うのです。ですから、分子は下がる傾向で、分母は上がると、こういうことで、その原因は何だと、これは一概には、私は細かいことはわかりません。ただ、感じとしては、行政ニーズとして少子高齢化時代の社会構造の大きな変化、今うねりがあるわけですから、そういう中では、歳出圧力は高まっていくのだらうというふうに思います。福祉費を初めとしてですね。逆に長引く経済情勢のもとでは、減収、要するに財源は厳しくなっていく、こういう流れの中にあるのではないかと。横瀬町が特別にということではないけれども、横瀬町の数字は、他市町村に比べたら、ちよっ

と悪いなという感じはします。

それから、水道事業に関しては、昨日もお話し申し上げましたけれども、これまでもぎりぎりの経営努力で、若干の黒を出してきた状態だと思っております。この状態で給水量が減っていけば、黙っていれば赤字にならざるを得ない。また、さっきも繰入金の話がありました。2年後に企業会計の会計制度が変わるという話が伝わっております。これはどういうふうになるかということ、水道事業というものの実態を明らかにすると、こういうことございまして、例えば繰入金なんかは、損金の側に回ることになるだろうというふうに予想されます。そうしますと、数字上からも、この赤字幅は歴然として出てくると、こういうことではないかと思えます。ですから、黙っていれば赤字基調だというふうに思います。

それから、3つ目、水道料金を上げたらどうかと、このようなお話でございまして、これは私から言うのは越権かもしれませんが、感じで申し上げますと、横瀬町の現行料金は長く据え置かれていると思えます。それで、近隣の料金を比較してみますと、県水は安いに決まっていますね。県水は安いに決まっていますが、寄居のちょっとぐらいまでですから、そういう範囲内で、この秩父谷を見ますと、もっと高いところがある。したがって、横瀬町の現行料金を値上げするという余地はあると思えます。秩父市と並んでいるか、秩父市より若干安いぐらいでしょうかね。そういう感じを持っています。

ただ、この値上げというのは、やはり慎重に判断しなければならないのではないかと。問題は、やはり住民の納得性の問題と、そのタイミングだというふうに思います。そういうことで、昨日も最後の意見書のところで申し上げましたけれども、まずはさらなる経営努力を重ねるということ、それと水道事業は、いずれにしても先行き厳しいですから、将来どうするのだと。広域の問題も含めて、その姿を早く描くと、その上でという話ではなかろうかと私は感じます。

以上、回答とします。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 他にございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 私のほうから感想というか、申し述べさせていただければと思います。

まず、埼玉県が平成23年度の決算報告を8月7日に発表いたしましたして、県税が4年連続減少したと。そして、県税の徴収率が全国最悪で94.4%であったということで、知事は今後市町村の徴収対策に県職員を派遣するなど強力で滞納繰り越し分の徴収に当たりたいというようなコメントをされております。横瀬町も県税と一緒に徴収等をやっていると思えますが、今後とも、この辺の関係を深くやっていただきまして、徴収の向上を上げていただければと思います。

2点目でございますが、町税におきまして、徴収率が上がったということで、下がったときは、いつも皆さんがご指摘をするのですが、上がったときは、やはりそれなりの労苦に対して、さすがよくやっていただいたなと思うところでございまして、徴収率が92.6%、昨年度より0.1ポイント上昇しておりまして、滞納分につきましても上がっておるということでございまして、ここら辺につきましては、税務課職員一丸となってやっているせいかなと思うところでございます。

そして、国保税を見ますと、国保税につきましては、昨年質問させていただきましてけれども、徴収率が、昨年が76.00%、ことしが75.16%でございまして、この辺の徴収率がどうしても気になるところでござ

ざいますが、この辺につきましては、原因は収入未済額が、昨年が5,900万円、ことしが6,100万円ということで、この分がふえてしまうと、どうしても徴収率に影響してきます。ということで、この辺につきましては、不納欠損もある時点ではないと、どうしても徴収率は下がってしまうという傾向にあると思いますので、この辺の関係につきましては精査いただきまして、特にどこかで決裁しなければいけない時期に来ているのではないかなと思うところでございます。

ちなみに県の国保税の徴収率の平均が60.0%でありまして、昨年申し上げた80%以下はペナルティーがあったということで、80%以上の徴収率のある町村というのが3市町村しかないのですね。そこから見れば、横瀬町は75.2%ですけれども、この辺については、ある意味で不納欠損をどこかでして徴収率を考えていくということが必要ではないかと思うところでございます。

そして、もう一つは、財政調整基金の関係ですが、これを見まして、ことしが6億1,262万3,000円あるということで、一番低いときが2億8,500万円程度に下がってしまったことがありました。それを見ますと、3億2,700万円ほど上がっておりますので、この辺につきましては、今後の町政というか、町を展開する意味で、いいことだなと思ひまして、こちら辺につきましては御礼を申し上げたいと思うところでございます。

以上、感想というか、私の思いを言わせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○若林スミ子議長 質問は。

○5番 若林想一郎議員 質問は、不納欠損について、ある程度どこかでしないと、このままいきますと、国保税の徴収率が毎年下がってしまうのではないかとということで、この1点で結構です。

○若林スミ子議長 一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 確かに国保の保険収入率は75.2ということで、ほかと比べてはよいけれども、決して高いという数字ではないと私も思います。収入未済額の中で、きのうも話しましたけれども、6,000万円あるのですけれども、滞納繰り越し分が80%あるのですね。だから、このところを何とか解決策を考えなければいけないと思います。不納欠損については33万円ぐらいなので、ないとは言えませんが、この滞納繰り越し分のところをいかにしてもっと上げるかと、こういうことに尽きるのだと思ひまして、担当当局には、この点は指摘してございます。執行部におかれましては、このところを何か対策を考えて、この80%の解消努力をすべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 1点だけ質問させていただきます。

決算審査意見書の26ページなのですが、一番上のウの件費比率についてです。件費充当經常一般財源比率というのが、数字が挙げられていまして、私は、この数字は町にとっては大変重要な数字だと思ひています。というのは、件費比率は規模に反比例するのが一般的だと思います。したがって、人口規模の大変小さい我が町では、ここの数字を上げないように運営していくというのは、これはひとつ大切なことなのだろうというふうに理解しています。その中で数字で見ると、ことしは26.6%ということで、前年

度とほぼ同じでありますし、県内町村平均ともほぼ同じ水準なのですが、その下の記述のところで、継続的業務委託費がかなりの部分ふえてきていると。業務委託にもいろいろ種類がありますけれども、一般に経常業務の継続的な業務委託というものは、実態的には人件費と同じだというふうに理解されるのだと思います。

そこで、お考えをお伺いしたいのですが、実態ベースで見た我が町の人件費比率というのは、表向きな数字と比べてかなり厳しい状態にあると理解してよろしいのかというところのご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○若林スミ子議長 一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 人件費比率のお話でございますけれども、今の最後の質問趣旨は、ほかに比べてどうかということでございますか。

○1番 富田能成議員 適正水準なのか、厳しいのか、余裕があるのかという観点で結構なのですが。

○一柳俊一代表監査委員 我が町の人件費充当経常一般財源比率という形で人件費を見ているのですが、数字的には、平成23年度は26.6ですが、平成20年では28ぐらいなのです。少しずつ下がってきているのですが、横ばいだと思います。平成22年度に比べるとコンマ1上がっているということですが、それから町平均は書いてありますから、ごらんとおりだと思いますけれども、近隣で見ますと、これはちょっと事情はよくわからないのですが、寄居町が低いです。それから、皆野町も比較的低いということでございます。この人件費だけで見ますと、ちょっと間違うと思います。

今ご指摘ございましたとおりでございますが、私は外的資源も人件費と関連づけて考える必要があるという観点で、この業務委託料の実態調査をしようというふうに提案させていただいたわけでございます。特に継続的業務、委託料にもいろいろな種類がたくさんあるのですが、継続的にやっているのは、掃除を職員がやるのと同じでございますから、これについては、感じとしては、やはり各課ばらばらで契約しています、実態は。そういうものを例えば町としてまとめて、いわゆる値上がりの抑制策がほかにないかなと、こういう観点からちょっと申し上げておるのですが、いずれにしても今の水準を、この人件費そのものは上がらないようにしないといけないというふうに思います。それから、総合的に継続的な業務費等を含めて一体どのぐらいになっているのか。それが上がっているのか下がっているのか、こういう分析もしたいなというふうに思っております。回答になったかどうかわかりませんが、よろしくお願いします。

○若林スミ子議長 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ご回答ありがとうございました。最後に一言なのですが、来年以降、実態的にどうかということ具体的につかんで示していただきたいなと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 他にございますか。

〔発言する人なし〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で監査委員に対する質疑を終結いたします。

続きまして、執行部に対する質疑に移ります。

なお、質疑の際はページ数をお示しいただきたいと思います。

最初に、一般会計の歳入歳出決算全般についてお願いいたします。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 それでは数点、ちょっと多くなると思うのですけれども、聞かせていただきます。

決算は、過ぎてしまったことということで、しょうがないというふうな気もあると思うのですけれども、私は、この決算の数字が来年度につながる指針であると思っておりまして、その観点から何点かお聞きしたいと思っています。

まず、全体的なところは最後にいたしまして、ページを言います。まず、21ページ、町民会館使用料なのですが、237万5,000円ほどあります。去年度は76万6,000円程度でした。これは市の会館が使えなくなって料金が上がったと思うのですけれども、これは定住自立圏のほうでも公的施設の料金を一緒にしようみたいな話し合いがされているところでもありますので、特に今回災害で使えなかったという事情もあるので、私は町外、町内同じ料金にしてあげたいなと思っているのですけれども、町内、町外違う金額で、お客様に対して、どういう感じがあったとか、私は町を知っていただくいい機会だと思っているので、使っていただければ、こういう料金が上がるのだということを実感されたと思うのですけれども、その点を担当者のほうとしてどういうふうに捉えたか、教えていただきたいと思います。

続きまして、61ページです。先ほどの監査委員さんのお話と絡むのですけれども、軽自動車税の賦課徴収事業があって、印刷製本費とか、電算の処理代とかということが委託料であるわけですね、軽自動車税の車両状況委託料とか、電算処理システム委託料とかあるわけです。私は、軽自動車税というのは、前担当で仕事をしていたことがありますけれども、手作業で、何台廃車、バイク新規加入ということで、手作業で入ると出をつくっていたのですけれども、一番最初だけ初期投資というのですか、ソフトを入れるか、つくってしまえば、あとはマイナス、プラスというふうな入力だけで済むのではないかと私は考えているのです。だから、100万円ぐらいのあれですけれども、簡単なところの操作から、自分のところのパソコンでできるみたいなことはできないのでしょうかということをお聞きいたします。

次に、87ページなのですが、これも人件費は、これ以上ふやすわけにはいかないというお話だったのですけれども、保育所の職員の給与費とか見ますと、ほかもそうなのですが、一般職員の給与と任期つき職員給与、そして非常勤職員給与というものが3種類あります。勤務状態とかというのは、どういう状況でやっているのか。一般職員とほぼ同じような仕事をして、お給料だけ安いというふうな状況にもしあるとするならば、それが正常な姿なのかなというふうに思いますので、この3種類の職員の体制がいる事務が、仕事上効率がよくて、職員の関係もよくて、行政にとってプラスなのですよというふうなことがあればいいのですけれども、その点をお聞きいたします。

続きまして、115ページなのですが、先ほど伝票を見せていただきました。ホームページの作成業務委託料です。これも委託料なのですが、1,000万円ほど使っています。先ほど見ましたら、2人雇用で基礎的なデータの作成が370万円ほど、それからあと680日だと思うのですけれども、これで2人で680日ですか、それで630万円ほどで1,000万円ほどの作業がされております。私は、パソコンに強い職員をとということを前からお願いしておりますので、この方たちが庁舎内にいて作業していただいたのならば、これはどうですかみたいなことで、職員のレベルも一緒に上がると思ったのですが、そこら辺のことはどうだったのか。このホームページを作成して実際の効果というのはどのように感じているのか、教えていただければ

ばと思います。

続きまして、117ページです。道路台帳の更新作業委託料なのですが、これも道路の台帳の整理だと思えますので、とりあえず一旦全部入力してしまえば、この部分を廃棄して、ここに新設ということで入力していけばできるのではないかなと思うのですが、それはとても難しいのだということであれば、その説明をしていただきたいと思えます。

あと、これはちょっと難しいのですが、139ページで、横瀬中学校の電気代があります。203万4,000円ですが、昨年度は199万円でした。何年か前、さかのぼってみたのですけれども、平成20年度が265万円でしたので、これは電気をつくりながら使って、これはつくっているときに使用量が少なくて売ったのが今年度9万8,952円でした。昨年度は14万6,448円だったのですが、ソーラーをつかって、なおかつクーラーも使って、平成20年度を265万円としますと、今回が203万4,000円ですから、なおかつ売れたのが9万8,000円ですから、1年間で大体60万円ぐらい電気代が少なくなったと考えればいいのでしょうか、その点を教えていただきます。

それから、その同じページで、パソコンのリース料なのですが、236万1,000円あります。これも私がちょっと思うには、パソコンを導入するときには、これからの世の中はパソコンを使用できなければ社会に出て大変だというようなことで、学校教育の中にパソコンが導入されたというふうに私は記憶しているのですけれども、それから数年たちまして、ほぼパソコンというものに対しての一般家庭での環境というのは、かなり整備されてきたのではないかなというふうに今は感じております。テレビゲーム機もあります。子供たちは本当にすごいですし、携帯電話などからもインターネットとかできる時代ですので、当初のパソコンに触れさせるというような目的というのは達成したのではないかなと考えたのですが、その点どうでしょうか、お聞きしたいと思います。

以上なのですが、ついでとっては何なのですが、全体的な考え方としまして、ページというのではないのですが、私は需用費とか工事費の、町内業者の育成ということをお願いしております。先ほど需用費のページを見させていただいたのですが、前は秩父ぐらいの業者で、少なくともおさまっていたのですが、今は消耗品はネット販売みたいな形で遠くの業者から購入している例もあるようなのですが、商業の育成ということと、ちょっと高いかもしれませんが、私は効果はあると思うので、その考え方をどのように考えているのか、これは全体的なことなのですが、お願いいたします。

それから、同じように全体的なコピーのリースなのですが、これも庁舎内で何台あるのか。そして、リースというのは、結局高くつくと思いますので、計画的に購入して使っていくというふうな考え方というのはないのかどうかということをお聞きします。

以上です。よろしく申し上げます。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 4番、大野議員さんのご質問にお答えいたします。

まず21ページ、町民会館の使用料の関係でございしますが、平成22年度に比べて平成23年度は非常に増加したと、76万6,500円から237万5,275円に増加したというようなことで、東日本大震災の影響で、秩父市ほかを含め市民会館を使えなかった分が町民会館の利用に当たったのではないかと。今後においてもどうな

のかということで、実質平成23年度におきましては69件の使用料的な部分でふえております。ことしにおいても今も使っていただいているというような状況でございます。

料金の関係でございますけれども、学校の関係であったり、役所の関係であったり、減免の措置等もっておりますので、現状で今のところは考えております。

あと、193ページ、横瀬中学校電気料の関係でございますが、平成22年度199万116円、平成23年度が203万4,587円というようなことで、大きくなってきたというようなことで、太陽光発電を入れたけれども、どんなのかということでございますが、一応データの多少はとっております。しかしながら、太陽光発電の関係においても限界があるのと同時に、エアコンの設置等も去年ありましたので、それによって増加した分と考えております。

次に、141ページ、パソコンのリース料の関係でございますが、これも同じく倍に近いほど、100万円強増額になったわけなのですけれども、当初の目的のパソコンの利用は、もう済んでいるのではないかなというようなご質問でございますが、現在学校行事、例えば修学旅行に行くに当たっても、自分たちでパソコンで検索をして、こういうコースを使おうとか、そんなふうな活用をしております。従前のパソコンになれるというような部分から、活用して検索をして、それを自分で生かすような授業を取り入れているようです。ですので、当初とは、また変わってきておりますので、これも必要な部分があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 お世話になります。4番議員さんのご質問の中で、61ページ、軽自動車の電算処理委託料等の簡素化できないかというようなご趣旨のご発言かと思えます。それに対してご答弁させていただきます。

現在軽自動車の登録台数は約4,500台ほどございます。軽自動車とはいっても50ccのバイクから当然貨物、そのほかでございまして、4,500台ございまして、その年間の登録、あるいは廃車、ざっと1,000台弱ございます。そういうものにつきましての当然登録、それから廃車の手続、それから4月1日現在、どなたが所有されているかということに対して5月の頭に納付書を発行させていただきます。その税額の計算から納付書の印刷、発送、またそれを納付していただいて、消し込みという作業をさせていただきます。また、納期までに納めていただけなかった方には督促状、そういうものを発行させていただきます。そういう一連のものを使わせていただいておりますので、卓上の簡単なパソコンで、1台で簡単にできるかということ、今の電算システムを使用させていただかないと、そういう処理については、ちょっと厳しいかなというのが感想でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 保育所長。

〔町田 勉保育所長兼児童館長登壇〕

○町田 勉保育所長兼児童館長 私のほうからは87ページになります。保育所職員の給料の関係の質問に対して答弁させていただきます。

保育所職員給料ということで、一般職員の給料と任期つき職員給料、また非常勤職員賃金ということで、ご指摘のように分かれております。この一般職員の給料につきましては、今保育所の正職員の保育士は4名でございます。それと私を入れて5名分の給料になっております。任期つき職員の給料につきましては、平成23年度3名の任期つき職員です。この勤務体系なのですけれども、週4日で職員と同じ1日7.75時間ということで、月給制ということになっております。そして、非常勤職員の賃金につきましては、これは7名です。非常勤職員につきましては、勤務体系が週1日の方から週3日、また時間におきましても、午前中だけ、2時ごろまでという方とか、午後來ていただく方とか、その辺保育士によって勤務できる時間帯で勤務しているような状況になっております。その中で待遇の違う方がうまくやってくれるのかというふうなご質問があったのですけれども、今のところ、それなりに皆さんで協力し合って、うまくいっているのではないかと考えております。

以上です。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 私のほうからは115ページ、ホームページ作成業務等委託料ということでございます。これにつきましては、町の観光ウェブ、こちらを作成してございます。こちらにつきましては、プロポーザル方式によりまして業者を選定しております。こちらにつきましては、株式会社アイサーフさんのほうに委託をしております。内容については、こちらにつきましては緊急雇用創出基金事業、こちらを使いまして、アイサーフさんのほうで採用していただいて、それで委託してやっております。

それで、職員に対するパソコンとか、そういう勉強になるのではないかとということでございますが、業者さんのほうでやっていただきましたので、直接的になっておりません。ただ、操作方法とか、そういったものに関しましては教わっておりますので、我々職員も勉強になっているかと思えます。

また、その効果はということなのですけれども、これは職員のほうの効果ということですか、それともウェブを開いた効果ということでしょうか。これにつきましては、詳しくは行政評価の成果報告書、これの99ページに載っております。ということで、今までよりもずっと見やすくなっております。それから、バーコードがついていきますので、携帯等でもそこをかざしますと、そこにアクセスして案内が出るような方式にもなっております。今までよりもずっと使いやすい、それから検索についてもわかりやすいような内容になっておりますので、効果は大きいと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 117ページの道路台帳更新作業委託料に関しまして答弁させていただきます。

この道路台帳更新作業につきましては、調書の作成及び附属図面の作成というのが更新の委託料になっております。現在横瀬町の町道604路線でございます。そのうち前年度工事とか、例えばガードレールをつけ直したとか、変更があったところの更新をしている現状でございます。ここに関しましては、私が昔担当者であったころは、確かに手書きで図面をつくったこともあります。それと、手計算でふやしたり減らしたりしたこともございます。その時代から大分たちまして、今調書に関しまして、図面に関しまして

も、すごく立派なものが出ております。これを職員の手でやるとなると、かなり時間がかかったり、あとこれを作成する機械等ございませんので、これはちょっと不可能かなと今思っております。この辺も、今の立派な調書に関しましても、すごく細かい数字になっておりますので、これをやるということは、やはり委託に頼らざるを得ないということを考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 4番議員さんのご質問に答弁させていただきます。

私のほうからはコピー機のリース料の関係について答弁をさせていただきます。町内に現在コピー機は5台リースして設置してございます。それで、このリースにつきましては、通常コピー機に限らず一般的にリース契約については5年契約というようなことで、5年で契約をさせていただいております。それで、5年を過ぎても使える機器については、再リースというようなことで契約をして、格安の料金で使用させていただいている状況でございます。

○若林スミ子議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今電算関係で質問がいろいろありましたが、今話にあったような個々の細かいリースもあります。全体的な電算関係については、今後市町村がやっていますクラウドコンピューターというので一緒になってやることになっていまして、また経費が大幅に減っていくというふうに思います。我が町の、そういった電算の委託関係を他の市町村と比較してみましたら、役場の職員は一生懸命頑張っている、値下げ交渉も結構頑張っているということで、秩父郡市では低い金額で契約しています。先ほどから委託料と人件費の話がいろいろ出ているのですが、委託に多く出すということは人件費が、一般の職員の人数が減ると。電算化は職員の事務量が減るので、電算化に反比例して職員を減らしていかなくてはならないという考えはもともとあります。そういった面で行くと、横瀬町については、職員の人数も一生懸命減らしているし、電算についても経費も減らしているということで、その辺については頑張っているのではないかとこのように考えています。

以上です。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 失礼いたしました。もう一点、私のほうから答弁をさせていただきます。

全体的な部分でのご質問で、需用費、その中でも消耗品の調達の関係について、町内業者の育成を含めて消耗品については町内業者から購入できないかと、そんなような趣旨のご質問かと思えます。確かに議員さんおっしゃるとおりに町外の業者さんも使わせていただいております。消耗品について、緊急に必要な消耗品が多いです。そのようなときに、町内業者さんから購入できないものもございます。極力、私のほうから総務課の課員には、町内業者から購入していただきたいということで、購入するようにということで、話はしております。しかし、今申し上げましたように町内業者から調達できないものもございます。そのようなものについては、町外の業者さんからも購入をさせていただいているというのが現状で

ございます。極力これからも町内業者育成のためにも、私の考えとしては、町内の業者さんから調達できるものについては調達をしていきたいという考えでおります。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 済みません。答弁漏れがございました。答弁を落として済みませんでした。

コピー機の購入ですか、リースではなくてということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○田端啓二総務課長 コピー機も含めて、このような機器については日進月歩で非常に目まぐるしく、いいものがどんどん出てきております。そのようなことから考えた場合、あとはリースでしたほうが安いのか、あるいは横瀬町役場単独で購入したほうが安いのか、その辺もちょっと比較しないとわからないですけども、比較してみたいとは思っています。新しい機械がどんどん出てきておりますので、買い取りとなるという、買った場合には相当な期間、それを使用するというような状況にもなると思っております。その間、保守点検とか、いろいろなメンテの部分もかかってくるので、その辺も含めて、やはり購入する場合には検討が必要かと思っております。

○若林スミ子議長 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 ご答弁ありがとうございました。

関連で2点お聞きしたいのですが、その前に電算機器なのですが、前は電算で、ソフトというの、かなりしっかりしたソフトで、普通のパソコンでは使えないみたいなところもあったのですが、今私なんかも仕事をしていきますと、普通のパソコンでどんどんできるように様式が変わってきていますので、そこら辺のところ、この機械がないということなのですが、普通のパソコンでできるということでお話ししたので、その点を1点ご了承をお願いしたいと思います。

お聞きしたいことは2点で、まず21ページの町民会館のことなのですが、町民会館とか、グラウンドなのですが、町民のためのもので、町民のために一番先に使うのでというふうな考え方と、いや、広くどんどん使っていただくのがいいのではないかという考え方があるので、今回町民会館を町民以外の方も利用したと思うのですが、そういうことで問題が起きたことがあったかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、ホームページの作成業務委託料なのですが、プロポーザル方式で行ったということなのですが、業者は何社ぐらいがプロポーザル方式で提案されたのか、ちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 大野議員さんの再質問で、町民会館、あるいはグラウンドは、町民のためにあるのだけれども、他市町の方が使った場合、何かトラブ的なこと、問題があったのかというご質問でございますが、そのようなことは聞いておりません。

以上でございます。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

3社でございましたが、1社は辞退をしております。ですから、プロポーザルにつきましては2社で行いました。

○若林スミ子議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 公有財産の料金の共通化の関係なのですが、この項目は今、定住自立圏のほうの項目に上がっておりまして、検討しておるといふふうに認識をしております。私個人的に1度市長に、市立病院の差額ベッド料、これは市民とほかの町の人たちと違うという話を聞きまして、この辺はどうなのですかという話を市長にさせていただいたことがあります。市長も大変前向きには考えていただいているのですが、条例の改正ですとか、使用規則の改正ですとか、いろいろな部分の難関を越えていかないと、そういったものがないというお話でありました。私も、これで諦めたわけではありませんけれども、市議会の皆さんとか、ほかの議会の皆さんとも共通の話題として持ち上げていただいて、そういったものの共通化について、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

○若林スミ子議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で一般会計決算に対する質疑を終了いたします。

なお、質疑漏れがございましたら、全会計の質疑終了後に再度質疑の時間を設けますので、その際をお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で国民健康保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 質問ですが、私もよくわからないので、この予算を見ますと、大体6億円が全体の予算です。

○若林スミ子議長 ページ数はわかりますか。

○4番 大野伸恵議員 ごめんなさい。2ページなのですが、歳入合計が6億1,000万円ですよね。

そして、次のページの保険給付費が、6億1,000万円と、保険給付費だけで5億6,000万円かかっているよ

うなのです。保険給付費が5億6,000万円といたしますと、認定患者が、この行政報告で見ますと、該当者が2,285人なのではないでしょうか、この行政報告書155ページなのですが、要介護度認定者数というのが154と155ページなのですが、要介護の要支援、認定者数というのが最後のページ、合計343人というふうに書いてあるのですけれども、そうしますと5億2,000万円ぐらいの金額を343で割った金額が、大体1人当たり150万円ぐらいなのですが、343人が、1人当たり150万円ぐらい給付しているというふうな考え方でよろしいのでしょうか。1点教えてください。

○若林スミ子議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいま4番、大野伸恵議員さんからのご質問に対して答弁させていただきます。

介護保険特別会計の中の歳出、4ページに保険給付費がございます。5億2,118万3,175円支出しております。この内容につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、介護認定を受けている方、要支援1から要介護5までの方、343名の方が介護サービスを受けた金額となっております。

以上です。

○若林スミ子議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で介護保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で下水道特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、水道事業会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 この水道事業決算書を見せていただきました。本当に血を削って、肉を削って、骨だけで動いているような決算書で、関係者のご努力には本当に感謝しております。その中で1点、もう削るところがないのですけれども、例えば秩父用水の使用料なののですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○4番 大野伸恵議員 水道の30ページです。秩父用水の使用料なののですけれども、これは、この金額で、これからもずっと契約が続くのかということと、大分老朽化が進んでしまっているということですので、現状のまま浄水場を維持しておくのは、何か災害があったときのためだというふうな回答を以前聞いたことがあるのですけれども、もし災害があったとき、一番先に秩父用水が崩れてしまった場合にはどうなる

のだろうかという疑問が起きたものですから、その点2点お聞きしたいと思います。

○若林スミ子議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 4番、大野議員さんのご質問でございますが、秩父用水の使用料、これは現状のまま、これからも続くのかということと、もう一つは、秩父用水が老朽化していると、そういった施設を利用している現状で、もし災害が起きたら、どういうふうな形になるかということなのですけれども、まず秩父用水の使用料に関してでございますけれども、これは段階を経て、だんだん上がってきて、今の段階になっております。そして、これから先、これは減るといような状況には、今のところならないのではないかと思います。というのは、秩父用水もご存じのとおり会員さんというのですか、そういった方々もだんだん減ってきていまして、にもかかわらず今の施設は維持しなくてはならないということもございますので、そういったこともありますので、これが今用水が存在する限り、うちのほうの負担金が減るといことは、ちょっと考えられないかもしれません。

それと、これはよく問題になるのですけれども、秩父用水の施設というのは、昭和30年ぐらいに建設されたと思うのですけれども、かなり老朽化が進んでいます。実際あの施設の中で、かなりいろいろなところで漏水しています。全体を調べたわけではないと思いますが、私もその内容については連絡を受けていませんので、知りませんが、話に聞くとところによりますと、ちょっとした区間を調べたら、もう何十カ所も漏水しているのだよと。ですから、取水しても、かなり最後のほうにいくと、水がなくなってしまふのだなんていう話をよく聞きます。そういった施設でございますので、これから先、それを維持していくのは、かなり大変だと思いますけれども、まずうちのほうに関連するのは、頭首工というのがございますが、滝の枕から姿の池までの施設なのですけれども、この区間を見ましても、かなり危ないなと感じられる場所があります。確かにどれだけの災害が起きるかは想定できませんけれども、今最近ですと、東日本大震災でありますけれども、あんな規模のものが来たら水を取水できる状態にはないと思います。

そういったこともございまして、前も議員さんにご質問いただいたのですけれども、姿見山の浄水場は施設としては一番新しいわけでございますけれども、その施設のところに全部水等の機能を集積して、そこから排水するというようなことになれば一番効率がいいわけなのですけれども、そういった事情がございまして、そこに集積し切れないというのがございます。きのうも代表監査委員さんも申しておりましたけれども、そういったこともございまして、施設を分散せざるを得ないという状況でございますので、秩父用水というのは、どういうふうな形で扱っていったらいいかなというのが大きな問題になってくると思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で水道事業会計に対する質疑を終了いたします。

それでは、ここで一括上程中の6案件に対しまして質疑漏れがございましたら、お願いいたします。

なお、全般的な質疑も、ここで受けいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で一括上程中の決算認定6案件に対する質疑を全て終結いたします。

続きまして、討論に移ります。

まず、原案に反対する方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 次に、原案に賛成する方の発言を許可いたします。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○2番 新井鼓次郎議員 2番、新井でございます。議長のご指名をいただきましたので、上程されました認定第1号から第6号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

我が国の経済は、長引く円高進行、ヨーロッパにおける債務危機に端を発する世界経済の減速感が強まり、依然として厳しい状況にあります。雇用情勢もなかなか改善せず、これらの要因もあり、地方財政は引き続き極めて厳しい状況下にあります。

このような状況下において、財政の健全性の確保に留意しつつ、「緑と風が奏でるところ和むまち」の実現に向かって編成された平成23年度の予算が、各事業に対し十分配慮され、執行に努力されていることに敬意を表する次第であります。

平成23年度の決算状況を見ると、一般会計において歳入歳出ともに前年度決算を下回り、歳入においては町税等の増加があったものの7.5%減、歳出においては9.7%の減となっておりますが、歳入歳出差引額は黒字となっております。厳しい財政の中、小中学校のエアコン設置、小学校木造校舎の耐震工事、スポーツ交流館の太陽光発電設備設置等次世代への事業が確実に実施されております。健全で効率的な予算の執行が認められ、今後の成果が期待できます。

主要財務比率においては、財政力指数が0.591と年々悪化傾向にあることは注意が必要であります、経常一般財源比率、実質公債費比率に改善が見られ、健全化判断比率では早期健全化基準値を下回っていることから、財政の健全性は保たれていると認められます。

特別会計におきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道特別会計とも住民の皆様との協力と理解を得ながら、安定した成果をおさめたものと感じられました。水道事業会計においても、若干ながら赤字となりましたが、利用者減少による収入減、設備稼働率等立ち向かっていかなければならない問題が明確にあり、今後の展開が期待されております。

限られた財源の中、各会計とも総じて立派に執行されていると評価し、賛成討論といたします。各議員のご賛同をお願いいたします。

○若林スミ子議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに起立採決で行います。

日程第1、認定第1号 平成23年度横瀬町一般会計決算の認定については、これを原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、認定第2号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、認定第3号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、認定第4号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、認定第5号 平成23年度横瀬町下水道特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、認定第6号 平成23年度横瀬町水道事業決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで本休憩としたいと思います。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第7、議案第31号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いただきました日程第7、議案第31号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

現在、国においては「特例公債法案」の成立の見込みが立たない状態が続いております。成立が見込めない限り、早晚、一般会計の財源は枯渇することが懸念されています。このような状況を踏まえ、今回の補正は歳入歳出予算及び地方債について行うものです。この補正予算につきまして、町の総合振興計画に基づき必要な事業展開を図るため、今ある国等の補助金制度を有効に活用し、適切な財源確保に努めるとともに、効果的な予算配分を考慮し、計上いたしました。その結果、歳入歳出予算総額にそれぞれ2億5,277万3,000円を追加し、本年度歳入歳出予算総額をそれぞれ33億9,095万8,000円とするものであります。

以下、歳入歳出補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳出ですが、今年度の職員人事異動などに伴い、各費目全般にわたり人件費を調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。

また、財源調整に必要な財源を確保するため、財政調整基金積立金を増額計上したほか、実施計画により、低炭素社会の実現を図り、安心安全なまちづくりを推進するため、LED照明設置、太陽光発電施設などにかかる経費及び防災・防犯に関する経費を計上いたしました。加えて、高齢者が安心して暮らし続けられるための支援にかかる経費を計上いたしました。

次に、予防接種法の改正に伴い、不活化ポリオ予防接種にかかる経費を加え、計上いたしました。

さらに、緊急雇用創出基金市町村事業費県補助金を活用し、商業活性化・連携事業及び観光地よこぜPR事業の経費を計上したほか、下水道特別会計への繰出金を決算により減額計上いたしました。そのほか、予備費を増額計上いたしました。

一方、歳入ですが、地方特例交付金及び地方交付税につきましては、それぞれ交付額が決定したことによりまして、減額または増額計上したものです。

また、省エネ・創エネ推進地域づくり支援事業県補助金を初め各種事業の国・県の補助金等を増額計上いたしました。

次に、前年度決算に基づく各特別会計繰入金を増額計上し、あわせて繰越金を決算により増額計上したほか、諸収入を減額計上し、町債は起債限度額などの変更はあったものの、消防債を加え、増額いたしました。

続きまして、地方債の補正であります。起債限度額の変更などに伴い、第2表のとおり、起債の限度額等を変更するものであります。

以上、平成24年度一般会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては各担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時32分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 22ページですが、お聞きします。

商工費、観光施設整備事業で遊休地活用委託料ということで、328万8,000円とあります。兔沢の左岸に綿花の植栽などという説明でしたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。活用する場合には維持管理が簡単で、なおかつつくったものが、そのまま長く、美しくいられるようにしてほしいと思っていますので、どのようになるのか、ちょっと細かく教えていただければと思えます。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 4番、大野議員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

観光施設整備事業としまして、遊休地活用委託料ということで計上させていただきました。これにつきましては、県の緊急雇用の制度を使いまして、実施をするものでございます。その内容でございますが、遊休地、兔沢の左岸になりますが、ちょうど役場庁舎側の反対側になると思えますけれども、今まで草刈り程度やらせていただいていたわけですが、景観上悪いということと、それから鳥獣害のすみかになるのではないかとということで、観光客や近隣住民にとってもマイナスイメージであると。そんなところを考えまして、綿花を植えて遊休地の解消に役立てようという考えでおります。これにつきましては、緊

急雇用の方2名を雇い上げまして、整地をしていただきまして、今後綿花を植えていくような方向で考えております。それから、町有地でございますので、また何かほかに利用がある場合もありますので、すぐに変更ができるような形で、このような綿花を選ばせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○若林スミ子議長 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 2点お伺ひさせていただきます。

1つが、12ページです。一番下の財産管理費のところでは緊急防災・減災事業債というのを今回入れられるということなのですが、事業債という形にするメリットというか、理由を教へていただきたいというのが1点です。

それと、もう一つが、19ページで、4、衛生費の4、環境対策費の大気環境保全対策事業なのですが、新規設備を設置するということなのですが、これは太陽光発電の設備をするということなのだと思うのですが、どのくらい発電するのかということと、電力の使い道ですね、それを確認させていただければと思ひます。

以上2点です。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 お答えいたします。

12ページの財産管理費の中の緊急防災・減災事業債1,370万円ということでございます。これにつきましては元利償還金の70%が地方交付税措置されるということで、それを活用して事業を起こすというものでございます。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 1番、富田議員さんのお質問にお答えさせていただきます。

第4目環境対策費、こちらの中の大気環境保全対策事業についてということでございます。太陽光発電の出力は1キロワットでございます。これは主にLED照明、これは道の駅の入り口のところに充電設備が設置されているかと思ひます。これの照明、それから防犯カメラ等を設置していくものでございます。それから、将来的に課金システムということで、料金をいただくような形になるかと思ひます。そのような整備をしていくということでございます。それで、その太陽光で出力しました電気につきましては、これらの設備で使用していくということでございます。

○若林スミ子議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第31号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第8、議案第32号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いただきました日程第8、議案第32号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、歳出におきましては、保険給付費において国庫負担金及び交付金などの額の変更による減額及び増額に伴い、財源内訳の組み替えをいたしました。

また、本年度の支援金等の額が決定したことに伴い、後期高齢者支援金、介護納付金及び共同事業拠出金の額をそれぞれ増額し、前期高齢者納付金を減額計上いたしました。

さらに、前年度分一般被保険者療養給付費交付金などの精算などに伴い、返還金を増額計上したほか、予測しがたい支出を補うために予備費を増額計上いたしました。

一方、歳入では、国・県負担金や交付金などを増額または減額計上いたしました。

また、前年度決算に基づき繰越金を増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は、総額5,194万4,000円を歳入歳出予算に追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億2,814万8,000円とするものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の主な内容について申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時48分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第32号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま会議中ではございますが、本休憩としたいと思います。

再開は2時としたいと思います。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時59分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第9、議案第33号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第9、議案第33号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

まず、歳出におきましては、今年度の職員人事異動に伴い、地域支援事業費を減額計上いたしました。

また、前年度決算に基づき国等への償還金及び一般会計への繰出金を増額計上し、さらに繰越金を増額計上いたしました。

これらにより、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ4,289万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億9,136万5,000円とするものであります。

以上、介護保険特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第33号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第10、議案第34号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第10、議案第34号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回は、歳入歳出ともに前年度決算に基づくものでありまして、歳出では繰出金を、歳入では繰越金をそれぞれ増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ9万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9,338万1,000円とするものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第34号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第11、議案第35号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第11、議案第35号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、歳出であります。職員人事異動に伴い、人件費を減額計上したほか、機械器具の管理に係る経費の組み替えをいたしました。

次に、歳入ですが、前年度決算に伴い、一般会計からの繰入金を減額計上し、繰越金を増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ189万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,826万8,000円とするものであります。

以上、下水道特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第35号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第12、議案第36号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第12、議案第36号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出であります。減価償却費を増額計上し、消費税及び地方消費税並びに予備費を減額計上いたしました。

今回の補正は、支出内で財源調整ができたため、収益的支出予算の総額に変更はございません。

次に、資本的支出ですが、人事異動に伴い、人件費を各費目にわたり増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は資本的支出に87万7,000円を増額し、資本的支出の予算総額を1億5,236万6,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,055万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

以上、横瀬町水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時12分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第36号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時15分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第37号、議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○若林スミ子議長 お諮りいたします。

日程第13、議案第37号及び日程第14、議案第38号は、同じ人事案件でございますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第37号及び日程第14、議案第38号を一括上程することに決定いたしました。

日程第13、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第14、議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程されました日程第13、議案第37号並びに日程第14、議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員町田尚氏並びに石崎泰子氏は、平成24年12月31日で任期満了となるため、町田尚氏の後任に浅見弘行氏並びに石崎泰子氏の後任に佐野淳子氏を推薦することにつ

いて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

一括上程中ではありますが、議案ごとに行います。

最初に、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についてに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦についてに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

以上で一括上程中の議案に対する質疑を終了いたします。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、議案ごとに行います。

日程第13、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第14、議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第39号、議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○若林スミ子議長 お諮りいたします。

日程第15、議案第39号及び日程第16、議案第40号は、同じ人事案件でございますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第39号及び日程第16、議案第40号を一括上程することに決定いたしました。

日程第15、議案第39号 横瀬町教育委員会委員の任命について、日程第16、議案第40号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程されました日程第15、議案第39号並びに日程第16、議案第40号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります。横瀬町教育委員会委員柳哲枝氏並びに小松由男氏は、平成24年10月12日で任期満了となるため、引き続き柳哲枝氏並びに小松由男氏の後任に新たに赤岩進氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

一括上程中ではありますが、議案ごとに行います。

最初に、議案第39号 横瀬町教育委員会委員の任命についてに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第40号 横瀬町教育委員会委員の任命についてに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

以上で一括上程中の議案に対する質疑を終了いたします。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、議案ごとに行います。

日程第15、議案第39号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第16、議案第40号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○若林スミ子議長 日程第17、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願についてを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

9番、関根修議員。

〔9番 関根 修議員登壇〕

○9番 関根 修議員 議長よりご指名ですので、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願について、請願文を朗読して説明にかえさせていただきたいと思えます。

埼玉県は人口10万人当たりの医師数が149人（2010年12月）と全国最下位の県です。しかも一般病床数の人口対比も全国で最も少なく、救急体制が脆弱であるため2010年度の救急搬送における最多照会回数は33回、現場滞在時間227分（救命救急センター搬送事案）という事態を生じています。2010年度の救急搬送数は前年比9.9%も増加しており、第一線でこれを受け入れている医師の勤務環境は過酷を極めてい

ます。一方で、埼玉県は高齢化のスピードが全国で最も速い上に、既に高齢者（65歳以上）人口は146万人と全国で6番目に多くなっています。必然的に医療必要度は高くなり、埼玉県が毎年実施している県民世論調査でも、県民の要望の第1位が「高齢者福祉の充実」、第2位が「医療体制の整備」となっており、県民の切実な要望であることがわかります。今後、全国で最も高齢者人口の増大する埼玉県においては、現在の医師不足の状況を大幅に改善しない限り、県民の救命救急環境はさらに深刻なものとなり、医師の過酷な勤務実態はさらに悪化するばかりです。

すでに、県内の基幹的な病院で小児入院医療の廃止や周産期医療の休止が続いており、医師不足の解消

は緊急の課題です。

しかし、埼玉県は国公立大学医学部がないという全国にも希少な県です。地域医療に従事する医師養成は他県に依存していると言わざるを得ない状況にあります。こうした状況から、2011年9月に県内の医師不足解消をめざして自民党県議団の懇話会が埼玉県立大学に医学部設置を求める要望書を埼玉県知事に提出しました。続いて埼玉県議会93名の全県議が名を連ねる「設置推進議員連盟」が発足しています。多くの県民が埼玉県立大学に医学部の新設を求めています。

ところが国は医学部新設を認めていません。

住民のいのちと健康を守る立場から、埼玉県内に医学部新設を求め、「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出していただくようお願いいたします。

これが文面でございます。文面のとおりに、私も医師不足の解消には、医学部が身近にあったらいいのではないかなという感じはいたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

それでは、本請願の取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 なかなか難しい問題ですし、他の請願に準じて委員会付託をしたらいかがかと思っています。

○若林スミ子議長 ここで、お諮りいたします。

ただいまご発言がありましたように、この請願第2号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第18、発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

○6番 赤岩森夫議員 ただいま議長より指名をいただきましたので、上程されました発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について、提出者として発言をいたします。

この意見書については、横瀬町議会会議規則第13条の規定により、別添のとおり提出するものであります。

提案理由といたしまして、早期制定を求める請願書の趣旨に基づき、意見書を関係機関に送付するというものであります。原文を読ませていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する
仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスの6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月20日

埼玉県秩父郡横瀬町議会議長 若 林 スミ子

提出先でございますけれども、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

以上で提出者としての趣旨説明を終わります。

○若林スミ子議長 説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま上程中の地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書に賛成の立場で発言をさせていただきます。

先ほど提出者の赤岩森夫議員から意見書の案が説明されました。私も、この内容について全面的に賛成であります。現在この秩父地域を初め全国各地で森林の果たす役割が、この機能が失われようとしているのが現状であります。そういう中で、平成6年に全国森林環境税を創設しようということで、全国的な森林環境税創設促進議員連盟が発足し、その何年か後に我が横瀬町議会も、この連盟に加入をいたしました。そういう中で、現在全国で314の市町村が、この連盟に参加をし、活動をしてきております。

そういう中におきまして、先ほども説明がありましたように地球温暖化対策のための税ということで、平成24年度の税制改正大綱の中で、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めると、こういった状況に到っております。今回の意見書を提出することによりまして、この森林環境税に沿ったような税制改正がなされればというふうに考えております。

また、この秩父地域は、横瀬町を初め秩父市、小鹿野町、皆野町等もこの連盟に参加をし、同様の意見書の発議が予定されていると聞き及んでおります。

ぜひ皆さん方のご理解をいただきまして、意見書を採択し、関係各機関に提出されますようお願い申し上げます。賛成者の発言とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 提出者並びに賛成者の発言を終了いたします。

質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○若林スミ子議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、さように取り計らいをさせていただきます。

○若林スミ子議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○若林スミ子議長 以上で今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成24年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 2時39分